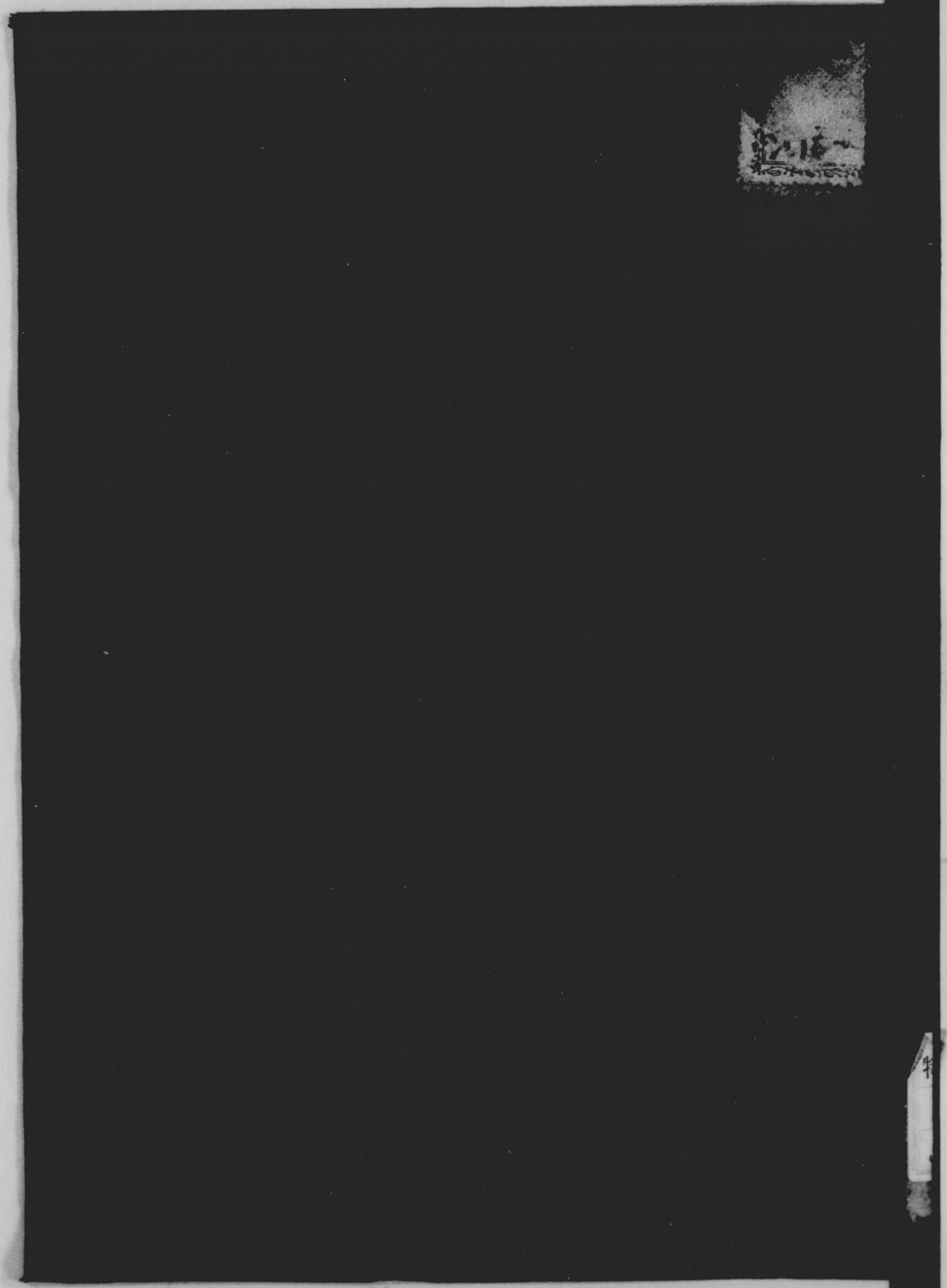

0035361000

0035361-000

特２３３－５４４

健康保険組合執務提要

社会局保険部・編

産業福利協会

昭和２

AGD

產業福利パンフレット第七號として
發行するものである。

緒言

言ふ迄もなく健康保險は勞働者其の他小額所得者の生活の安定を計り、幸福の增進を促し延ひては社會の福祉を增進し、產業の進展に寄與することを目的とするのであつて、社會政策の重要なる一部門であると同時に他面產業政策の見地よりするも亦有力なる一施設である。此の點は今更之を喋々するを要せざる所なるを以て、玆には單に健康保險組合の法律上の地位に付て一言したいと思ふ。

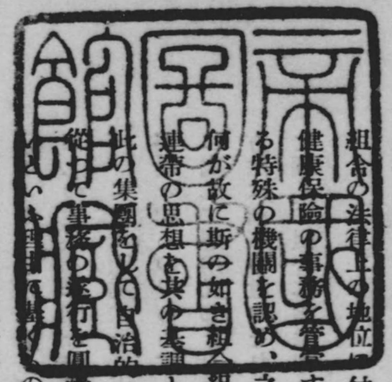

健康保險の事務を管掌するものは其の國家的施設である關係上本來政府であるべきであるが、法律は健康保險組合なる特殊の機關を認め、之をして國家的事務の一部を管掌せしめ且つ之に法人格を認めて居るのである。

何が故に斯の如き組合組織を認め、之に公法的の人格を附與し且之を公務を扱ふ機關としたかを考ふるに、元來社會連帶の思想を其の基調とする健康保險の如き施設は、若し玆に一定の組織を有する勞働者と資本家との集團があり、此の集團をして自治的に之を共營せしむることが出來るとしたならば、却つて組合員の自覺を促し勞資の融和を援け從つて事務の遂行を圓滑ならしめ、以て健康保險なるものゝ生れ出でたる使命をより良く達成することを得るに違ないといふ理由に基くものであると言ふことを得る。從つて健康保險組合は國家の常務を執行する機關の一種であつて、私設の會社或は組合等と頗る其の性質を異にして居るものであることは明である。

健康保險組合は特定の目的を遂行せむが爲に事業主と勞働者とを集めて一團とせる組合であつて、事業主の企業とは別個の存在である。無論一の企業に從事する人々が一の共濟團體を組織し、其の方面に於て融和し統一せらるゝことが企業其のものに良結果を及ぼすことは言ふ迄もないことであるが、其れは法律上の存在とは別個の問題である。從つて事務の處理に當つては事業主と組合との兩者を混淆することを得ざるものである。

昭和二・一〇・二十

573-105

目次

緒言

第一編　社會保險及健康保險概論……一

第一章　總說……一

第二章　目的及効果……三

第三章　沿革……五

第二編　健康保險法令通解……八

第一章　總則……八

第一節　保險事故……八

第二節　報酬……八

第三節　標準報酬……一〇

第四節　時效及期間の計算……一四

第五節　印紙稅の免除及戸籍の無償證明……一五

第六節　臨檢……一六

然れども此の如き自治的組織を認むることは一面に於ては多少の危險を伴ふものであつて、假に組合員が自覺に乏しく又理事者が責任觀念に缺ぐる所あつて、經營の圓滑なるを得ざるが如きことありとすれば其の弊たるや知るべきである。故に監督官廳が組合の指導監督を怠らざるは勿論、組合としても先づ第一に法の精神を理解し法の內容を研究し熱誠事に當ることが必要であるのみならず、組合員をして組合本來の目的と組合員としての責任とを自覺せしむることに努めらるべく、斯くして全體が渾然たる團體意識に目覺め協力一致して始めて充分なる效果を收めることが出來ると考へるのである。

如上の效果を擧げむが爲には組合の事務が圓滑に行はるゝことは頗る緊要のことであるが、而も健康保險法規は一朝一夕に之に通曉することは不可能であるのみならず人事百般の事象は極めて複雜にして立法者と雖も豫測し難い事實が屢々起るのである、故に個々の具體的問題に直面しては恐らくは疑問百出するが如き場合も多々あるべく、其の間に處して運用宜しきを得るが爲には不斷の研究と努力とを必要とするのである。加之公法人たる健康保險組合の管理方法は商事會社のそれとは大に異る所あるあり、之に付ても特殊の知識と經驗とを要するのである。是れ當局が本書を編して組合事務處理の參考に資せむとする所以である。

第七節　保險料其の他の徴收金の強制徴收……一六
第八節　政府の事業に使用せらるる者……一七
第二章　被保險者……一九
第一節　強制被保險者……一九
第二節　任意包括被保險者……二一
第三節　強制被保險者及任意包括被保險者の資格の得喪……二二
第四節　任意繼續被保險者……二三
第五節　諸屆出義務……二四
第六節　被保險者證……二六
第三章　保險者……二七
第一節　政府……二七
第二節　健康保險組合……二八
第一款　序說……二八
第二款　組合の設立……三〇
第三款　組合の會議……三〇
第四款　組合の役員……三三
第五款　組合の財務……三八
第六款　組合の合併分割解散及組合の設立ある事業の増減……五三
第一項　組合の合併……五九
第二項　組合の分割……六五
第三項　組合の解散……六五
第四項　組合の設立ある事業の増減……七〇
第七款　組合の監督……七二
第一項　社會局長官の監督……七五
第二項　內務大臣の監督……七八
第四章　保險給付……七九
第一節　疾病又は負傷を原因とする給付……八三
第二節　死亡を原因とする給付……八六
第三節　分娩を原因とする給付……八六
第四節　被保險者の資格喪失と保險給付……一〇〇
第五節　保險給付の全部又は一部を支給せざる場合……一〇一
第六節　保險給付の支給期日……一〇九
第七節　保險給付請求手續に關する特則……一一二
第八節　雜則……一一七
第五章　費用の負擔……一一八
第一節　國庫負擔金……一一九
……一二〇

第二節　保　險　料……一一四
第六章　審　査　の　請　求……一一八
第一節　總　說……一一八
第二節　健康保險審査會の組織……一二八
第三節　健康保險審査會の審査手續……一二九
第七章　罰　則……一三〇
第三編　實　務　提　要……一三五
第一章　保險料率の算定……一三八
第二章　醫療組織……一三八
第三章　保健施設……一八〇
第四章　事務整理……一三一
第五章　諸　例……一三二
一、規約の例……一二五
二、議員選擧執行に關する規定の例……一三二
三、議員選擧錄の例……一三六
四、議員選擧執行公示の例(其の一)……一四二

五、同　(其の二)……一四三
六、議員選定の旨を事業主より理事に通知する書面の例……一四四
七、組合會招集通知書の例……一四四
八、組合會會議規則の例……一四五
九、組合會會議錄及議案等の例……一四九
十、收入支出豫算の記載例……一六〇
十一、繼續費年度割表の記載例……一七一
十二、歲入簿、歲出簿及現金出納簿の記載例……一七三
十三、準備金管理方法に關する規定の例……一七九
十四、準備金臺帳の例……一七九
十五、備品臺帳の例……一八二
十六、消耗品受拂簿の例……一八三
十七、文書保存に關する規定の例……一八四

附錄　法令補遺

健康保險法施行令中改正ノ件(昭和二年三月十一日勅令第三十號)……一八七
健康保險法施行令中改正ノ件(昭和二年六月三十日勅令第二百二十號)……一八七
健康保險ノ被保險者タラサル臨時使用人ノ件(大正十五年十月十九日內務省令第四十七號)……一八七

官吏及待遇官吏ハ健康保險ノ被保險者タラサルノ件（大正十五年十月十九日內務省令第四十八號）……二八八
健康保險組合臺帳閱覽ノ件（大正十五年十月十九日內務省令第四十九號）……二八八
健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ノ概算拂ニ關スル件（昭和二年二月十六日內務省令第九號）……二八八
口頭審問ノ爲健康保險審査會ニ出頭シタル者ニ對スル旅費支給ノ件（昭和二年四月四日內務省令第二十一號）……二九〇
社會局保險部大阪出張所ノ分掌區域（大正十五年四月二十二日內務省告示第五十九號）……二九一
公共團體ノ收入及仕拂ニ關シ國庫出納金端數計算法準用ノ件（大正五年八月二十三日勅令第二百九號）……二九二
國庫出納金端數計算法（大正五年一月二十九日法律第二號）……二九三

健康保險組合執務提要

第一編　社會保險及健康保險概論

第一章　總說

健康保險は所謂社會保險に屬するものである。故に社會保險の大體を述べて健康保險の何たるやを說明するに資することゝした。

社會保險とは勞働者其の他勤勞所得に依り生活を營む小額所得者階級の人を對象として之等の人が疾病、負傷、分娩、老衰、死亡等の爲め勞働の機會を喪失したる場合に於て、是等の事故に因つて減少若は喪失した場合或は失業の爲め勞働能力を減少若は喪失したる場合に於て、是等の事故に因つて生ずべき損害を塡補し經濟生活の不安を除くための保險原則による施設である。社會保險の被保險者たる本人は普通資産のないものが多く彼等自らの勞力に依つて得るところの賃金即ち勤勞所得によつて其の本人及家族の生活を維持して居るのである。從つて一旦其の身體に障害を來し爲めに其の勞働能力の減少又は喪失を伴ひたる場合の如き其の生活資源を失ひ直に生活上の脅威を來し本人のみならず其の家族をして困窮に泣かしむるに到ることは明である。社會保險は即ち此の窮乏を救はんが爲の施設である。

此の社會保險は所謂社會政策の一部門を爲すものであつて社會の大部分を占むる勤勞所得者階級の幸福を增進し其の各の圓滿なる發達を圖り因つて以つて社會に於ける彼等の地位を向上せしめ之等の人々を基礎とする此の大なる

社會の福祉を增進することを期するものである。此の點に於ては社會保險は他の社會政策的施設と趣を同うするものであるが、社會保險は彼等が窮阨に際したる時に於て「パン」の保證を與ふるものであるから他の諸施設に比して一層切實なるものがあるのである。

二、社會保險は其の組織の點に於て大なる特色がある社會保險は他の賑救施設等に比し非常に規模が大きいのであつて一面之れは社會保險の一特徵とも見られる。又社會保險は災厄發生後に於て救濟を爲すものではあるが其の發生前に於て所謂大數的觀察に依り豫め一定の計畫をなすものである。即ち災厄發生の有無に拘らず常に一定範圍の被保險者を有し、保險を經營する保險者があり、又常に保險費用のため保險料其の他の出捐を爲すことを要することも等災厄未發の時に於て猶且災厄に對する備をして居るのである。此の點が他の事後に於ける救濟制度例へば貧民救助等と異なる所であつて社會保險なる名稱の存する所以も玆に存するのである。隨つて此の社會保險は恩惠的の救濟に非ず。被保險者が保險給付を受くることは法律上の權利であつて決して恩惠的のものではなく法律上當然主張し得る所のものである、是れ即ち社會保險が近世の自覺したる社會の產物たる結果である。

三、次に社會保險は公の施設であり隨つて之に基く法律關係は公法上のものである。私法上の保險契約の成立には保險者と被保險者との間に意思の合致が必要である社會保險に於ては必ずしも之を必要としない。直接法律に根據して當然法律關係が成立し得るのである。故に社會保險の目的を十分に達する爲め强制主義をとり法律の規定により當然一定範圍の者が被保險者となり一定の法律關係の生ずるものとせる所が多い。

隨つて保險料と保險給付との關係に於てその特質が認められる。即ち私法上の保險に於けるが如き純然たる對價的關係にあるものに非ずして保險料は主として各人の負擔能力に應じて定められるものである。この關係は一般の租稅に於けると同樣であつて保險給付は必ずしも保險料に比例するものではなく各人の必要の限度といふ點に着眼し

て劃一的なる給付を定むる場合も尠くないのである。

四、社會保險の種類次の如し。保險事故の種類に從ひて分たるゝ場合は（一）災害保險（業務上の傷害の保險）、（二）疾病保險（業務外の傷病及分娩の保險）、（三）癈疾保險、（四）老年保險、（五）遺族保險（又は寡婦及孤兒保險）、（六）死亡保險（又は埋葬費保險）、（七）出產保險（又は母性保險）、（八）失業保險である。右の中老年保險、遺族保險及癈疾保險は何れも長期に亘る救濟を必要とし事故も原則として相關聯して居るものがあるから之を老癈保險といふ名稱の下に統一して居る國もある。又出產保險は多くの場合疾病保險の中に含まれて居る。尙被保險者の種類より海員保險或は職員保險と謂ふ樣な名稱を附して居るものもあり、又組織の方面より見て被保險者たることを强制するか否かにより强制保險及任意保險に分けることが出來る。

第二章　目的及效果

一、社會保險の直接の目的は前述の如く勞働者が疾病、負傷失業等の爲め本人及其の家族が一時生活の資源を失ふことゝなり又老衰、癈疾の爲に永く所得の途を絕たれて經濟生活の安固を脅かさるゝに至るを救濟するにあるのである。即ち社會連帶の觀念に基き社會各團體の出捐により保險制度を樹立し之が救濟を爲さんとするものである。

二、第二の目的とする所は勞働能力の保全である。この中には健全なる勞働能力を保持することゝ、失はれたる勞働能力の恢復といふ二つが含まれて居る。社會保險は一方に於ては完全なる醫療によつて勞働者の癈疾等に陷ることを豫防すると同時に傷病の際は速に之を治癒せしむることに努むるのである。

三、第三の目的とするところは國家若は社會全體の福祉を增進することである。各人は社會、國家なる有機的組織を成して居る一員なるが故に各人に安寧と幸福とを齎らすこの社會保險が國家、社會の安寧幸福に對し大なる效果を及ぼ

すことは容易に知り得る事である。抑々社會には各種の階級があるが社會保險は社會連帶の觀念を基とし社會全體の連帶に依り勞働者階級の健康を增進し其の經濟上の不安を除き以て其の安寧を期するものである。其の結果としては社會の福祉の增進されることは疑なき所である。

三、健康保險の效果は種々の方面より之を見ることを得る。

(1) 被保險者の健康の保持增進　健康保險は其の被保險者をして容易に充分なる醫療を受け又は容易に分娩を爲し得しむるのみならず疾病豫防の爲の諸施設をも爲すを以て從來よりも之等の者の健康を增進すべきことは疑なき所にして疾病保險(健康保險)を實施せる諸國の實例は之を證して餘あるのである。

(2) 被保險者の經濟生活の安定　健康保險は被保險者が疾病、負傷、分娩等に因り所得なき場合に、金錢的給付を爲すものなるを以て、之に因り其の本人及家族の生活上に不安なからしむる效果がある。

(3) 產業能率の增進　被保險者の健康の增進及其の經濟的不安の除去に因り其の能率の增進を來すのみならず、間接には事業の分化其の他經濟的事業の經營法を促進することゝなり、一般的に大に產業能率を增進せしめ產業を發達せしむる效果がある、其の實例諸國に乏しからず。

(4) 醫療施設の改善　從來充分なる醫療を受くること能はざりし者も、之を受くることを得るに至り、醫療の普及を見ると同時に、全國の醫療に付國家に於て之に關與する結果、一般醫療機關の發達整備を來し、且國家に於て被保險者の醫療を統一して行ふを以て、國家全體として見るときは、個人が個々に醫療を受くるよりも、其の經費を節減し得ることゝなる。

(5) 被保險者の社會的地位の向上　被保險者の經濟的生活が安定せられ、且醫療費が減ぜられて其餘裕を修養、子女の教育、衣食住の改善等の使途に充て得るに至る結果其の社會的地位の向上を招徠するであらう。

(6) 勞資間の協調　被保險者の生活の安定、地位の向上に因り、其の思想に於て穩健となるは自然の數なるを以て、勞資間の乖離を防止し、且過激思想の傳播を防ぐるの效果がある。

(7) 被保險者の社會的教育　保險强制の結果一般的に保險思想の普及を來し且健康保險組合、健康保險審查會等に對し、被保險者が關與することに依り自助的精神を涵養せらるゝことゝなる。

第三章　沿革

一、健康保險を含む社會保險は先づ歐洲に發達したるものであるが、其の發達は比較的近世のことに屬するのである、所謂產業革命は社會組織に甚大なる影響を與へたものであるが此の社會保險も產業革命が生んだ制度であると見ることが出來る。產業革命の結果大工業の發生を來し大工業組織の發達は、各種の原因よりして勞働者の疾病、負傷、癈疾、早老等の結果を招來した。而して勞働者は今や舊時の如く資本家の恩惠的救助に俟つことを得ざる狀態に在つたから、彼等は自助的方法によりて、其の傷病老衰等の場合に備ふべく相互的救濟組合、勞働組合の如きものを設立するに至つた、是れ社會保險の第一步であつた。

二、右の方法と相並んで、十九世紀の半頃より國家の立法により勞働者の業務上に於ける災害を救濟することが行はれた。事業主責任法と稱せらるゝものが是である。勞働者の業務上の災害に付事業主の責に歸すべき事由の存する場合、其の事業主が勞働者に對し賠償を爲すべきことを規定するものである。

十九世紀の末葉に及んで、漸く新思潮が動いて來て、各人の自由が認めらるゝと共に一方に於ては國家は民衆の福祉の爲に積極的に其の權力を廣く行使すべしといふ思想が行はれ來つた、又經濟上に於ては勞働者の災害は產業上必然のものであるから當事者の過失を論ぜず產業惹いては消費者全體が其の損失を負擔すべきものであると論ぜら

れた、玆に於てか不完全なりし事業主責任法は此の新思想に基いて改めらるゝ機運に會した、即ち原則としては事業主が賠償義務を免れて居た或る種の抗辯を禁止し、擧證責任を事業主に負はしめ賠償の金額を明定することになつた。之が今日各國に於て勞働者賠償法の名稱を以て存立して居るものである。(但し獨墺等獨法系の國にては此の原則を採り入れた災害保險法を制定した)此法律は現在に於ては業務に基く傷害、疾病、死亡(遺族扶助)、癈疾等の各場合に於ける救濟を規定して居るのが普通であつて、社會保險の機能を有し又は全然社會保險と視るべきものである。

三、災害に對する事業主責任法が前述の如く、社會保險の性質あるものに變形せらるゝと略時代を同じくして、多くの國に於ては疾病保險、廢疾保險等の保險制度も創設せられて來た。世界大戰前即ち千九百十三年項には歐洲各國は何等かの形式に於て社會保險を設けた。或は老年者に對する保護の如きは英國外二三の國に於けるが如く保險制によらず、養老年金の形式にて無償支給する方法を採用して居る國もあるが、之も社會保險の性質を有するものと考へられて居る。

四、前述の社會保險又は社會保險的施設は、主として工業勞働に發達した所であるが漸次商業及農業勞働者にも擴張せらるゝに至り、海上勞働者も社會保險により保護せらるゝに至つた。又獨逸、墺太利の如きは勤人階級にも社會保險を及ぼすことゝなり、社會保險は今や其の本來の目的を達成するに近づきつゝあるのである。

五、健康保險法公布以前に於て本邦の社會保險的施設としては工場法及鑛業法に依る勞働者扶助制度並に近年著しく發達したる官公私事業に於ける共濟組合を擧ぐることを得る。前者は前述の勞働者賠償制度(災害保險)に相當するものであつて後者は大體に於て疾病保險の作用を爲すものと考へらる。健康保險法は本邦最初の社會保險制度として第四十五議會に於て其の協贊を得大正十一年四月公布せられたのであるが該法は災害保險の方面に於ては右の勞働者扶助制度の一部を繼承すると同時に疾病保險の方面に於ては始めて國家的制度を確立するに至つたのである。尙健康保險法が勅令其の他命令に委任せる幾多の實體的規定及同法の實施に必要なる手續的規定として大正十五年に健康保險法施行令及健康保險法施行規則が制定せられ我が國健康保險法規の一大法系が樹立せらるゝに至つたのである。而して同法令は大正十五年七月一日より其の一部が事業實施に必要なる範圍に於て施行せられ昭和二年一月一日より全部の施行を見るに至り玆に於て健康保險事業が開始せられたのである。

第二編　健康保險法令通解

第一章　總　則

第一節　保險事故

一、保險事故の種類(法一)

健康保險法に於て救濟を行ふ保險事故は被保險者の疾病、負傷、死亡及び分娩の四である　即ち健康保險は長期に亘る傷病の救濟を目的にせず勞働者が其の日常生活に於て最も頻繁に遭遇する事故に付き救濟の道を講じ其の勞働能力を迅速に恢復せしむることを企圖して居るものである。

健康保險法に於ては負傷、疾病が業務上の事由に因るものなると業務外の事由に因るものなるとを問はなぬ其の結果業務上の事由に因る負傷、疾病ありたる場合に於ては健康保險法の規定に依る救濟と工場法令又は鑛業法令の規定に依る救濟とが重複することに成るので改正工場法施行令(第十三條ノ三)及鑛夫勞役扶助規則(第二十六條ノ二)に於ては健康保險法に依るべきときは其の間扶助を爲さゞる旨を規定した死亡の場合に於ける扶助も大體に於て健康保險法に吸收さるゝことになるのである。

二、保險給付の種類(法一)

健康保險法に於ては被保險者の傷病に對して療養の給付(又は療養費の支給)及傷病手當金の支給を爲し、死亡に對して埋葬料(又は埋葬費)を支給し、分娩に對して分娩費及出産手當金を支給する尙詳細は保險給付の說明に讓る。

第二節　報　酬

一、報酬の意義(法二第一項)

健康保險法に所謂報酬とは事業に使用さるゝ者が勞務の對償として事業主より受くる賃金、給料又は俸給及之に準すべきものを謂ふ故に

(1) 報酬とは事業に使用さるゝ者が其の事業の事業主より受くるものたることを必要とする　茲に事業又は事業主とは健康保險法の適用を受くる事業又は事業主である。從つて事業主以外の者より受くる報酬は健康保險法に所謂報酬に含まれない。併し請負の如き場合の報酬は假令請負人より受くるとしても結局事業主から受くる報酬と解すべきものであるから報酬中に含まるゝことゝなる。

(2) 又報酬とは勞務に服するが爲め之が對償として受くべきものであるから例へば恩給、年金、工場法令又は鑛業法令に基きて支給さるゝ休業扶助料、內職に依る收入又は事業主が恩惠的に支給する給與の如きものは之を含まぬ、併し苟も勞務の對償と認め得べきものは其の名稱の如何を問はず總べて之に含まるゝのである。

二、報酬の範圍(法二第二項、令一)

報酬中には所謂賃金、給料又は俸給と稱せらるゝもの及之に準ずるもの二種を含む。

賃金、給料又は俸給に準すべきものゝ範圍は常時(常態としての意)又は定期に受くる給與(例へば早出殘業の場合の歩增、工程賞、皆勤賞、役付手當、入坑手當、物價騰貴の爲めの臨時手當、食費補助、每日支給する家族手當、白米の廉賣、賄の補助、食費の補助、當宿直料)其の他の利益(例へば寄宿舍に居住せしむる利益但し報酬の決定に影響ある場合)である。併し發明賞、善行賞の如きものは其の支給が不定のものであるから此の範圍に入らない。

而して常時又は定期に受くる給與其の他の利益でも(イ)三月を超ゆる期間每に支給さるゝ賞與又は手當例へば年末賞與、半季末賞與の如きもの(ロ)通勤手當——遠くより通勤する者に支給する汽車電車賃(併し通勤手當の名稱を用

ひても單に工場に出勤するが爲めに支給さるゝ手當の如きものは玆に所謂通勤手當ではない)(ハ)住居に關する利益又は住宅料にして賃金、給料又は俸給の額の決定に影響なきもの例へば社宅の貸付を受け又は住宅手當の支給を受けて居つても其れが爲め賃金等が特に他の職工に較べて低くない様な場合(ニ)其の他內務大臣の指定するもの(未だ指定はない)は除外さるゝのである。

三、實物報酬の評價(法二第二項、令三)

右の賃金、給料又は俸給に準ずべきものが金錢以外の實物給與其の他の利益である場合例へば食事を給與し又は住宅を貸付ける場合等に於ては之を評價する必要を生ずるが其の價格は保險署長が其の地方の時價に依つて定めた標準價格に基いて之を算定する即保險署長が標準價格と云ふものを定め實物給與其の他の利益をそれに適宜當嵌めて算定するのである併し組合に在りては必ずしも此の方法に依るの必要なく價格の算定方法に關しては其の實情に適する様に規約を以て別段の定めを爲すことが出來る。

第三節　標準報酬

一、標準報酬の意義(法三)

報酬に基いて保險料又は保險給付の額を定むる場合に於ては被保險者の現實の報酬を標準とせず計算の便宜上別に標準報酬なるものを設け之に依つて算定するのである。蓋し實際の報酬に基く方が理論上正當であるがさうすると手續が煩雜になり費用も要る上に給付の遲延を來す虞があるからである。健康保險法に於て報酬日額の百分の六十とか百分の四十とか云ふのは標準報酬日額の百分の六十又は四十の意である。

二、標準報酬等級日額(令三)

健康保險法に於ては保險料及保險給付の計算は日額を單位として居るから標準報酬も日額なることを要する。從つて勅令第五條に規定するが如き方法に依り算出された報酬日額に基き次表の如く三十錢から四圓迄十六級の標準報酬日額が定められて有る即先づ被保險者の報酬日額を算出して次表の最下欄の區別により各標準報酬等級に分屬せしむる而して其の屬する等級の標準報酬日額を以て其の被保險者の報酬額と看做すのである。

標準報酬ノ等級	標準報酬日額	報酬日額	標準報酬ノ等級	標準報酬日額	報酬日額
第一級	三十錢	三十五錢未滿	第九級	一圓六十錢	一圓四十五錢以上一圓七十五錢未滿
第二級	四十錢	三十五錢以上四十五錢未滿	第十級	一圓九十錢	一圓七十五錢以上二圓五錢未滿
第三級	五十錢	四十五錢以上五十五錢未滿	第十一級	二圓二十錢	二圓五錢以上二圓三十五錢未滿
第四級	六十錢	五十五錢以上六十五錢未滿	第十二級	二圓五十錢	二圓三十五錢以上二圓六十五錢未滿
第五級	七十錢	六十五錢以上七十五錢未滿	第十三級	二圓八十錢	二圓六十五錢以上二圓九十五錢未滿
第六級	八十錢	七十五錢以上八十五錢未滿	第十四級	三圓十錢	二圓九十五錢以上三圓二十五錢未滿
第七級	一圓	八十五錢以上一圓十五錢未滿	第十五級	三圓五十錢	三圓二十五錢以上三圓七十五錢未滿
第八級	一圓三十錢	一圓十五錢以上一圓四十五錢未滿	第十六級	四圓	三圓七十五錢以上

三、標準報酬決定の時期及效力(令四)

標準報酬は毎年六月一日現在に於ける報酬日額に依り之を決定し其の有效期間は七月一日より翌年六月三十日迄一年間とし其の間は之を變更せさるものである。之が爲めに事業主は毎年六月十日迄に被保險者報酬日額算定基礎届

を提出することを要する(則三)併し次の如き場合に於ては右の原則に依らない。

(1) 被保險者の資格を取得した際に於ける標準報酬は資格取得の日の現在に依り之を定める。而して六月二日より同月三十日迄の間に資格を取得した被保險者に付ては資格取得の日の現在で決めて翌年六月三十日迄有效とする。

(2) 被保險者の報酬に著しき增減のあつたときは直ちに事業主をして其の旨届出でしめ(則四)標準報酬を變更するのである。

(3) 任意繼續被保險者の標準報酬は從前の等級に依る。

(4) 健康保險組合に在りては其の事業特殊の事情に應じ六月一日以外の時期に於て又は每年數回標準報酬を決定すべきことを規約に規定することを得る但し被保險者の資格を新に取得したる際に於ける標準報酬は資格取得の日の現在に依り之を定むることは條理上別段の規定を定むることは出來ない。

四、報酬日額の算定方法(令五)

(1) 被保險者の報酬日額の算定は左記の方法に依る。

(イ) 年に依り報酬を定むる場合(年俸、年手當)に於ては標準報酬決定の日(每年六月一日又は資格取得の日)の現在に於ける年額の三百六十分の一玆に「決定の日の現在に於ける」とは六月一日に標準報酬を決定するとして六月一日に於ける其の人の年俸が八百圓とすれば其の八百圓が其の人の報酬であつて翌日から千圓になる否やは問はない若し千圓になつたとすれば報酬に著しき增減があつたものとして標準報酬を變更するのである。

(ロ) 月に依り報酬を定むる場合(月給、月手當)に於ては標準報酬法定の日の現在に於ける月額の三十分の一。

(ハ) 一定の期間に依り報酬を定むる場合(週給又は製酒業、製絲業等に於ける期間給)に於ては標準報酬決定の日の現在に於ける其の報酬の額を其の期間の日數を以て除して得たる額。

(ニ) 日(日給)、時間(時間給)、稼高又は請負に依り報酬を定むる場合に於ては標準報酬決定の日前三月間(曆に依りて計算す)に受けたる額の九十分の一但し現に使用せらるゝ事業に於て報酬を受けた期間が三月に滿たざるときは其の地方(個々の場合に社會通念に依つて決定す)に於て同樣の作業(同種の業務の意例へば旋盤工又は採炭夫の如し)に從事し同樣の報酬(種類、金額に於て)を受くる被保險者の報酬を前記の方法に依りて算定したる額。

(ホ) 右の方法に依り算定し難いもの(例へば住居に關する利益又は二月每に支給さるゝ賞與の如きもの)に付ては標準報酬決定の日前一年間(曆に依る)に於て受けた額の三百六十分の一但し現に使用さるゝ事業に於て報酬を受けた期間が三百六十日に滿たざるときは其の受けた報酬の額を其の期間の日數を以て除して得たる額。

(ヘ) 前各號の二以上に該當する報酬を受くる場合に於ては其の各種の報酬を前各號の方法に依り算定したる額の合算額例へば年俸八百圓を受くる職員が二ケ月每に賞與として二十圓を受くる場合の報酬日額算定方法は(イ)及(ホ)に依り各計算するものとす。

(ト) 同時に二以上の業務に於て報酬を受くる場合に於ては各業務に付前記の方法に依り算定したる額の合算額。

(2) 稀には之等の方法に依り算定すること困難な場合もあるであらうから斯かる場合には保險者は適當な方法に依り之を定める。此の方法は健康保險組合では前記各號に規定する程度に準じて算定の基礎となるべき事項を規約で定めて置かねばならない尙玆に「算定すること困難なる場合」とは例へば日給を受くる被保險者が三月間休んで一日も報酬を受けなかつたが爲め之を九十分しても報酬日額が出ないと言ふ樣な場合を謂ひ又「算定した結果が著しく不當なる場合」とは其の地方の同樣なる作業に從事して居る被保險者の報酬日額又は其の被保險者が普通一日に受くる賃金に較べて甚だしく低額又は高額なる場

合を謂ふ。

第四節　時效及期間の計算

一、時效(法四)

(1) 健康保險法上の權利義務に付ては短期の時效が設けられてある 即保險者が有する保險料又は徵收金を徵收する權利（法七一、法四八第二項、法五九第二項）被保險者が保險給付を受くる權利等は特に一年の消滅時效に因つて權利を行使し得べかりしときより一年を經過したるときは消滅するのである。

(2) 時效の中斷、停止其の他の事項に關しては民法の時效に關する規定が準用される故に「其の他の事項」とは時效の起算點（民法百六十六第一項）に關する事項を意味する尙公法上の時效は公法上の債權債務の關係を絕對的に消滅せしむるが爲め設けられたるものなるを以て時效の援用、時效利益の拋棄は之を許さぬものと解すべきである又同樣の理由に依つて公法上の時效は其の完成の時に於て性質上當然遡及效を生ずるものであつて 民法第百四十四條の準用を俟つ迄もない。

(3) 保險料其の他徵收金に關する保險者の徵收の告知は民法第百五十三條の規定に拘らず 時效中斷の效力あるものとして居る蓋し徵收の告知は性質上催告であるが公的性質を有するを以てゞある。

二、期間の計算(法五)

健康保險法令に規定する 各種の期間の計算に付ては 民法の期間の計算に關する規定（第百四十六條乃至第百四十三條）が準用される但し健康保險法第四十五條に「第四日より」とあるが如きは「……日より起算し」と起算點を明かに規定したるを以て民法の準用がない。

第五節　印紙稅の免除及戶籍の無償證明

一、印紙稅の免除

健康保險法に於ては其の施行上保險者及被保險者の經費、手數を節減するが爲めに健康保險に關する 一切の書類に付き印紙稅を免除することに爲つて居る印紙稅を免除さるゝ書類は保險者と 醫師との契約其の他保險者の爲す法律行爲被保險者の作成する 委任狀其の他の文書である勿論商人等が組合に對し交付する領收證の如きものは該當しない。

二、戶籍の無償證明(法七)

(1) 保險者又は保險給付を受くべき者は被保險者の戶籍に關し戶籍事務を管掌する者又は其の代理者に對し 無償にて證明を求むることが出來る。

(2) 證明を求め得る者は保險者及保險給付を受くべき者である 後者は即被保險者又は 被保險者たりし者、或は被保險者に依り生計を維持したる者又は被保險者死亡したる場合に其の埋葬を行ひたる者である。

(3) 戶籍事務を管掌する者とは原則として市町村長(戶籍法第一條)東京、京都、大阪、名古屋に在りては區長(戶籍法第五條)市町村制を施行せざる地に在りては之を擔當する吏員又は其の代理者である。

(4) 證明の請求は口頭又は書面（往復葉書を含む）を以て爲すも差支がない又證明の請求書に不備又は誤謬あるときは市町村長に於て便宜補充するのである尙市町村長は 證明請求書に對して強ひて 資格を證明せしめざることになつてゐる。

(5) 戶籍の證明とは戶籍に記載したる事項（戶籍法第十八條）の證明であつて戶籍謄本又は抄本と異る又届出の受理

又は届書に記載したる事項の證明を含まぬ。

(6) 證明の事項の範圍は被保險者又は被保險者たりし者の事項は勿論必要ある場合に於ては是等の者と同一戸籍内に在る者の戸籍に關する事項である。

第六節　臨　　檢

一、保險事故の發生したる場合に於て保險給付を決定するが爲めに其の現場を實見することは必要なことである故に斯くの如き場合には保險官署は關係官吏又は吏員をして現場に臨檢せしめ且つ關係者を訊問せしむることが出來る。(法九)

二、臨檢し得る者は保險官署の官吏又は吏員に限る又玆に保險官署とは保險の現業を經營する健康保險署のみならず監督官廳たる社會局をも含む但し健康保險組合を含まざることは固よりである。尙臨檢に際しては一定樣式の臨檢證を携帶せねばならぬ(則六)若し臨檢に對し妨害を爲したときは罰則の適用がある。(法八七)

第七節　保險料其の他の徵收金の强制徵收

一、保險料其の他健康保險法の規定に依る徵收金を滯納する者ある場合に於て保險者(政府又は保險組合)より請求ありたるときは市町村(市町村組合又は町村組合を含む)は市町村稅の例に依り强制徵收することが出來る此の場合に於て市町村は强制徵收の手數料として徵收金額の百分の四を受けるのである(法十一)。

二、本條に所謂市町村とは本法施行區域内の市町村制を施行せざる地方に於ける市町村に準すべきものをも包含する而して之に該當するものは北海道一二級町村、島嶼町村制施行地及町村制を施行せざる指定島嶼(小笠原島及伊豆七島)等である。

三、保險料其の他の徵收金の先取特權の順位は市町村稅、市制第六條の區の徵收金に次き他の公課に先だつものである。

第八節　政府の事業に使用せらるる者

一、官業に使用せらるゝ者と雖も健康保險の被保險者と爲るのは勿論であるが之等の官業勞働者の保險は行政の系統上主務官廳をして管掌せしむるを便とするのみならず現在に於ても大體健康保險的の共濟組合が設けてあり且つ官業に使用せらるゝ者の中には官吏たる身分を有する者もあり之等の者に對しては相當救濟の方法が講じてあるので保險の運用上勅令を以て別段の定を爲すべきことを規定した(法十二)。

二、官業に使用さるゝ被保險者の中内務大臣の指定したる共濟組合の組合員以外の者に關しては或は政府が直接に保險を管掌するか或は組合を設けて其の保險を管掌せしむるのである此の場合に於て健康保險法令の規定に依り事業主が内務大臣の認可を受くべき場合に於て(例へば任意包括加入を爲し又は健康保險組合を設立する場合の認可)政府が事業主なるときは認可の代りに單に内務大臣の承認を受くればよいのである(令六)。

三、官業に使用せらるゝ被保險者が内務大臣の指定した共濟組合の組合員たる場合に於て其の組合より保險給付に相當する給付を受くるときは其の重複する部分に付ては健康保險法の保險給付を支給しない(令七)玆に「相當する」とあるを以て名稱の如何を問はず實質を同じうすればよい又共濟組合に對する内務大臣の指定は告示を以て爲されて(昭和二年一月内務省告示第六十號乃至第六十九號)。

四、內務大臣の指定を受くる共濟組合は次の二條件を具ふることを要する。

(1) 健康保險法の規定に依る保險給付と同樣の給付を爲すことを要する。即健康保險にある總べての種類の給付をしなければならぬ然し必ずしも給付の程度を同じくすることを要しない。

(2) 給付に要する費用に付き政府が健康保險程度の負擔をすることを要する。即事業主たる政府は保險料の半額を負擔し外に保險給付に要する費用の十分の一をも負擔せねばならぬ（令七）之が爲めに共濟組合に對する政府の給與金が增額さるゝに至つたのである（昭和元年勅令第五號）。

而して指定された組合の組合員は矢張り健康保險の被保險者であることは勿論である。

五、指定された共濟組合は各種の保險給付と同樣な給付を爲すが其の給付は必ずしも健康保險と同程度のものたることを必要としないから若し其の程度が低い場合には其の足らぬ部分だけを健康保險から給付するから其の場合は健康保險に一部分の保險料を收めることになる其れが健康保險と同種同程度の場合には何等保險給付をしない爲め保險料を徵收するのは不當であるから保險料を徵收しないのである（令八）。

六、官業に使用せらるゝ官吏又は待遇官吏と雖も年收千二百圓以下のものは被保險者たる資格を有するのであるけれども其の社會的地位並に之に對する待遇方法等から觀て必ずしも健康保險に加入せしむるの必要がないので本法施行の當時に當つては當分の間內務大臣は之を被保險者から除外したのである（令附則第三項、大正十五年十月內務省令第四十八號）。

七、共濟組合員たる被保險者には被保險者證を與へないから療養の給付を受けむとするときは共濟組合より受けたる給付の內容及期間を證する書面又は共濟組合の組合員たる被保險者なることを證する書面を被保險者證に代へて保險醫又は保險藥劑師に提出するのである（則四五、五一）又傷病手當金、分娩費、出產手當金を受けむとするには其の請求書に共濟組合より受くる給付の期間及額を記載するを要する其の他埋葬料、埋葬費の支給に付ても特則がある（則六三）。

八、尙官業に付ては事業主に於て內務大臣の認可を受くべき場合は內務大臣の承認を以て之に代へる（令六）。

第二章　被保險者

第一節　強制被保險者

一、強制被保險者の意義及範圍（法一二）

(1) 強制被保險者とは健康保險法の施行に依り法律上當然強制的に健康保險に加入せしめらるゝ者を謂ふ而して其のを範圍は工場法の適用を受くる工場（即常時十人以上の職工を使用する工場又は危險有害の工場）又は鑛業法の適用受くる事業場（鑛山）若は工場（鑛山附屬の工場）に使用せらるゝ者である（法一三前段）。

(2) 玆に「工場又は事業場」とは健康保險法の趣旨に鑑み狹義に解すべきものあつて工業的作業に直接關係ある場所の謂である故に主要な〻作業場は勿論原料又は製作品を貯藏すべき倉庫、作業場內の運搬機關、門衞及事務所等は之を含むも作業場の附屬建設物及設備たる寄宿舍、附屬病院、附屬學校、俱樂部、物品販賣所等は原則として之を含まぬ又事務所と雖も工場又は事業場と全然別個の存立と認めらるゝときは之を含まぬ。

(3) 「使用せらるゝ者」とは現に使用せられ得る狀態に在る者の謂であつて必ずしも事業主との間に直接法律上の雇傭關係の存立することを必要とせぬ例へば親方又は請負人等の介在する場合又は被保險者が其の妻子を常時工場に伴ひ手傳として業務に從事せしむる場合でも苟も事業主が支配力を有つて使用する關係に在る場合には之を含むのである。

(4) 被保險者たるべきものは工場又は事業場に使用せらるゝ者は職工又は鑛夫に限らず事務員、給仕、小使、人夫門衛、炊事夫、掃除夫、自動車運轉手等である併し其の業務が社會觀念上其の工場又は事務場の本來の作業と別個のものと認めらるゝ場合に於ては被保險者とならない例へば工場に於ける舍監、媒婦、看護婦、電話交換手の如き之である又健康保險組合の事務員も當然には被保險者でない。

二、前述したる事項に該當する者でも次の二場合には被保險者から除外される（法一三但書）。

(1) 臨時に使用せらるゝ者にして勅令を以て指定してる左記の者（令九）。

(イ)六十日以内の期間を定めて使用せらるゝ者（ロ)使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に使用せらるゝ者（ハ)日々雇入れらるゝ者（ニ)其の外内務大臣の定めたる季節的業務に使用せらるゝ者(大正十五年内務省令第四十七號)。

之等の者は移動が烈しく之に關する保險事務を行ふことが困難であるから一應被保險者たらざることにした併し之等の者も總べて臨時に使用せらるゝことが條件であるから（イ)に屬する者でも其の所定契約の期間を超えて引續き使用せらるゝに至つたとき（ロ)及(ハ)に屬する者でも三十日を超えて引續き使用せらるゝに至つたるとき又は(ニ)に屬する者でも繼續して百二十日以上使用せらるべきときは右の困難が無くなるから原則に戻つて被保險者となるのである（令九、大正十五年内務省令四十七號）尙「臨時に使用せらるゝ者」とは經常の事業に臨時使用せらるゝ者のみならず臨時の事業に使用せらるゝ者をも含み「勞務供給契約」とは人夫を供給する請負契約であつて事業本來の作業の請負契約をも含み「季節的業務」とは例へば蘭の乾燥、清酒、製藥、製氷、魚介、果實の罐詰等季節に依りて爲す業務を謂ひ「引續き使用せらるゝ」とは公休、病氣等の爲め一日位休業しても之を含むものと解すべきである。

(2) 年收千二百圓を超ゆる職員(法一三但書)

(イ) 玆に「職員」とは主として精神的勞働を以て事業の管理事務に從事する業例へば書記、雇其他の事務員（工場管理人を含む)を謂ふのであるが實際の場合に職員なりや否やを明確に定むることが困難であるから個々の場合に於て各種の資料と四圍の事情とを參酌して決するの外は無い千二百圓を超ゆる職員を被保險者より除いたのは其の收入及社會的地位を考慮して本保險に加入せしむる必要なしと認めたからである尙注意すべきことは「年收」とは第二條の意味に於ける一年間の報酬なるを以て必ずしも其の被保險者の全收入を含まぬ又年收千二百圓を超ゆるとは年收千二百圓を含まぬ。

(ロ) 一年の報酬千二百圓を超ゆる職員の報酬算定方法に付ては法令に何等規定が無いので大要左記の通取扱ふ樣通牒が出て居る（大正十五年十一月十日保發第一四三號）

(一) 年に依り報酬を定むるものは其の額

(二) 月に依り報酬を定むるものは其の額の十二倍の額

(三) 其の他の場合は過去一年間に受けたる報酬額但し一年に滿たざるときは其の受けたる報酬の額を其の期間の日數を以て除したる額に一年の日數を乘じた額

(四) 前各號の二以上に該當する報酬を受くるものは其の各に付前各號の方法に依り算定した額の合算額

(五) 同時に二以上の業務に於て報酬を受くるものは各業務に付前各號の方法に依り算定したる額の合算額

第二節　任意包括被保險者

一、任意包括被保險者意義及範圍（法一四、一五、第二項）

(1) 法第十四條第一項各號に掲ぐる事業又は同條同項の規定に依り勅令又は内務大臣の指定した事業(大正十五年十月内務省告示第百五十六號及百五十七號參照)等所謂工業的企業を經營する事業主(鑛山の斤先人は之を含まず)は其の使用人半數以上の同意を得内務大臣の認可を受けて其の事業及之に附屬する工業的企業に使用せらるゝ者を包括して被保險者と爲すことが出來る。

(2) 任意包括被保險者たり得るものは前記事業の事業場又は工場に使用せらる者及一年の報酬千二百圓を超えざる職員であつて法第十三條の規定に依る被保險者の範圍と同じである。

(3) 一事業に於て作業の場所二以上ある場合に於ては内務大臣は事情に依り一又は二以上の作業場を以て一事業と看做し得ることになつて居る此の場合に於ては健康保險法第十五條第一項の適用に付ては一事業と看做された作業場毎に二分の一以上の同意を要し且作業場毎に内務大臣の認可を必要とする。

二、任意包括加入の認可申請及認可の效果(法一四、一五、第一項、則一三)

任意包括加入の認可を受くるには事業主は其の申請書に則第十三條に掲ぐる法定事項を記載し被保險者となるべきもの、二分の一以上の同意ありたることを認むる書類を添附せねばならぬ此の申請に基き認可ありたるときは認可の日(即認可指令の日附の日)より其の事業に使用せらるゝ者は團體的且半强制的に健康保險に加入するのである。

三、工場法又は鑛業法の適用を受けざるに至りたる工場と任意包括被保險者(法一六、則一九)

工場法又は鑛業法の適用を受くる工場に使用さるゝ者は强制的に被保險者たらしめたのであるから斯かる工場が工場法又は鑛業法の適用を受けなくなつたが爲めに之等使用人の被保險者資格も當然喪失せしめることは不便である から此の場合に於ては一應法第十四條の認可ありたるものと看做され其の從業者は何等の手續を要せずして任意包括被保險者となるのである故に此の場合には事業主は工場法又は鑛業法の適用なきに至りたる日から五日以内に其の旨を届出でねばならぬ(則一九)。

第三節　强制被保險者及任意包括被保險者の資格の得喪

一、資格取得の日及届出手續(法一七、則一〇、一一)。

(1) 强制被保險者及任意包括被保險者は其の業務に使用せらるゝに至りたる日、臨時使用人たりし者が常傭となりたる日又は年收千二百圓を超ゆる職員が其れ以下に減給せられた日から其の資格を取得する玆に「業務に使用せらるゝに至りたる日」とは現實に業務に使用せらるゝ狀態に置かれたる日の意で原則として雇入れられた日である但し雇傭契約を締結したのみでも現に使用せらるゝ狀態に置かれねば之に該當しない例へば契約は募集地に於て既に締結したけれども女工はまだ工場地に來て居ない場合の如きである併し苟も仕事に就き得る狀態に在れば一時病氣の爲め仕事に就くことが出來ないでも之に該當する。

(2) 被保險者の資格を取得した者があると事業主は五日以内に被保險者資格取得届を健康保險署長又は健康保險組合に届出ねばならぬ(則一〇、第一項)保險署長又は組合は此の届出に基き標準報酬を決定して事業主に通知し事業主は更に之を被保險者に告知せねばならぬ(則五)尙此の標準報酬決定の通知に併せて保險署長又は組合は被保險者證の記號及番號を事業主に通知するのである(則二二)。

二、資格喪失の日又届出手續(法一八、則一〇)

(1) 强制被保險者及任意包括被保險者は死亡したる日、其の業務に使用せられざるに至りたる日、常傭が臨時雇となり又職員が年收千二百圓を超ゆるに至りたる日の翌日から其の資格を喪失する但し解雇せられた日に更に別の工場に雇入れられた場合の如く資格取得原因たる事實と其の喪失原因たる事實とが同一日に發生したるときは其の

日より其の資格を喪失する（法一八但書）茲に「業務に使用せられざるに至りたる日」とは辭職の手續を履行したると否とを問はず現實に業務に使用せられざる狀態に置かれたる日例へば解雇、轉勤、事業の休止に伴ふ歸鄉（但し被保險者の都合により一時的歸鄉を含まぬ）の日である又短期間外泊の許可を受けて歸省し其の儘工場に復歸せざる場合及工場より逃走したる場合等に於ては事業主に於て其の被保險者を工場に使用せざることに決したる日である。

(2) 而して斯かる場合には事業主は五日以内に被保險者資格喪失屆を出さねばならぬ。（則一〇）

三、任意包括被保險者の包括脫退（法一九・則一四）

(1) 事業主は被保險者四分の三以上の同意を得内務大臣の認可を受けて其の事業に使用せらるゝ被保險者全部の資格を喪失せしむることが出來る（法一九）。

(2) 此の認可申請書には則第十四條に揭ぐる一定の事項を記載し且上述四分の三以上の同意ありたることを認むるに足る書類を添附するのである而して認可ありたるときは認可の日（即指令の日附の日）の翌日から被保險者は其の資格を喪失する（法一九、第三項）。

(3) 此の場合には法第十四條第三項の如き規定が無いから事業の一部のみを分離して脫退せしむることは出來ぬ。

第四節　任意繼續被保險者

一、任意繼續被保險者の意義（法二〇）

任意繼續被保險者とは一度被保險者となりたる者か失職し又は工場法又は鑛業法の適用ある工場若は事業場以外の事業に轉じ又は法第十三條但書若は法第十五條第二項の規定に該當するに至りたる場合等に於て直に其の資格を喪失せしむることの不都合を除き且新に被保險者の資格を取得する迄其の資格を繼續せしむる便宜の爲め一定の條件の下に百八十日間繼續して被保險者たり得るものを謂ふ健康保險に於ては被保險者の團體加入を原則として居るに反し此の場合は全然個人の任意に基き保險に加入せしむる點に於て特色がある。

二、任意繼續保險者たり得る條件（法二〇）

(1) 法第十八條の規定に依り被保險者の資格を喪失したること

(2) 資格喪失前一年内に百八十日以上被保險者たりしこと又は喪失の際引續き六十日以上被保險者たりしこと（前の場合は引續がなくしても前一年間に被保險者たりし期間が合計した百八十日以上あればよい）

(3) 被保險者の資格を喪失したる日（繼續して保險給付を受くる者に在りては其の給付を受けざるに至りたる日）より十日以内に申請を爲すこと（令一〇）

右の申請先たる保險者は從前の保險者が政府の場合は管轄健康保險署（被保險者住所を變へた場合には其の住所地管轄健康保險署でもよい）組合の場合は其の組合である若し從前の組合解散せしものなるときは管轄健康保險署、組合合併せしものなるときは合併後の組合、組合分割せしものなるときは引繼を受けたる組合である尙申請書には則第十五條に揭ぐる一定の事項を記載するの外未だ被保險者證を返納して居ない者に在りては被保險證を添附して申請するのである。

申請が右期間内に保險者に到達すれば當然被保險者の資格は繼續することになり資格が喪失しなかつたものと同じ結果になる尙保險者が正當の事由ありと認むるときは期間經過後と雖も其の申請を受理することが出來る（令一〇但書）而して之等の期間の計算に付ては法第五條の規定に依り民法の規定が準用される。

二、資格の取得

任意繼續加入は申請の手續を爲すのみにて完成するので保險者の同意を要しない而して申請の結果は被保險者は當然資格喪失の日に遡つて其の資格を回復するものであつて被保險者たるの資格は中斷せざりしものと看做さるゝのである。

三、資格の喪失(法二一)

任意繼續被保險者たる資格は左の場合に喪失する。

(1) 被保險者と爲つた日から百八十日を經過したとき

(2) 保險料を納めないで其の納付期日(令第百條の規定に依り翌月末日)後十日を經過したとき(則一六)

(3) 強制被保險者若は任意包括被保險者と爲つたとき

(4) 死亡したるとき(法二一第二項)

任意繼續被保險者が强制被保險者又は任意包括被保險者と爲つたときは一方に於て資格喪失があると同時に他方には資格取得があるのであるから事業主は五日以內に被保險者資格變更屆を保險署又は組合に提出せねばならぬ(則一一)。

第五節　諸屆出義務

一、被保險者を使用する事業主は前述の如く諸種の屆出を爲さねばならぬが尙次の如き屆出義務がある。

(1) 被保險者法第六十二條第一項各號の一に該當し又は該當せざるに至りたるときは事業主は一定の事項を五日以內に健康保險署長又は組合に屆出でねばならぬ(則一七)。

(2) (一)事業主、(二)被保險者の氏名又は業務の種別、(三)工場又は事業場の名稱所在地又は種類、(四)事業主の氏名又は住所、(五)事業の名稱又は種類等の事項に變更があつた時には當該事業主は五日以內に所定の事項を屆出でねばならぬ(則一八、二〇)。

(3) 斯くの如く諸種の屆出義務を課せられて居る外に一般的に保險者は法第八條の規定に依り被保險者を使用する事業主に對し其の使用する者の異動、報酬、其の他健康保險の施行に必要なる事項に關し報告を爲さしめ又は文書を提示せしむることを得る權限を與へられて居る而して此の請求に應ぜざる者は百圓以下の罰金に處せられる(法八八)。

二、尙被保險者も同時に二以上の業務に使用せらるゝときは其の各業務につき所定の事項を健康保險署長又は組合に屆出でねばならぬ(則一二)。

第六節　被保險者證

一、被保險者證は被保險者たることの唯一の證明書であつて被保險者が疾病に罹り又は負傷したるときは被保險者は其の證明書に基き療養の給付を受くるのである。

二、事業主より被保險者資格取得屆があつたときは保險署長又は組合は內務大臣の指定した官業共濟組合の組合員外の被保險者に對して一定樣式に依る被保險者證を作成交付せねばならぬ(則二三)。

三、被保險者證は四面から成り其の第二面及第三面は醫師、歯科醫師が記載すべき欄である若し第一面の被保險者の氏名、業務等の記載事項に變更があつときは(自署欄の事項の變更のときは自ら訂正すること)之を保險署長又は組合に提出して其の改訂を受け又其の滅失、毀損若は記載欄に餘白なきに至つた場合には再交付を受けねばならぬ(則一三第三項)。

四、被保險者が其の資格を喪失したとき又は其の保險者に變更があつたときは十日以內（資格喪失當時保險給付を受けつゝある者に在りては其の給付を受けざるに至りたる日より十日以內）に被保險者證を返納せねばならぬ併し本人が死亡したことは埋葬料又は埋葬費の支給を受くべき者が其の請求の際之を返納する此の返納を怠りたる者は五十圓以下の罰金又は科料に處せらるゝのである（則八一）。

第三章　保　險　者

第一節　政　府

一、健康保險事業の經營主體たる保險者は政府及健康保險組合である（法二二）而して政府は健康保險組合に屬する被保險者を除き其の他の被保險者全部の保險を掌る（法二四）。

二、健康保險特別會計

健康保險事業に要する歲入、歲出豫算は之を一般會計に屬せしめず特別會計とした（健康保險特別會計法、健康保險特別會計規則、昭和元年內務省訓令第二號健康保險特別會計事務取扱規程參照）詳細なる說明は之を略する。

三、保　險　官　署

健康保險法施行の爲め社會局に保險部が設けられ次いで大阪に社會局保險部出張所が、北海道及各府縣に健康保險署が設けられた。

(1)　社會局保險部

社會局保險部は主として健康保險組合及健康保險署の監督並に健康保險特別會計經理の事務を掌る　又大阪出張所に於ては近畿、北陸以西に於ける健康保險組合及健康保險署の監督を爲すを主たる事務とする、社會局長官は保險官署である（令一二四參照）。

(2)　健康保險署

(イ)　政府は其の管掌する健康保險の現業事務を掌らしむるが爲め全國を通じて五十箇所（各府縣一箇所北海道五箇所）の健康保險署を設置した而して健康保險署は其の管轄區域內に所在する工場又は事業場に使用せらるゝ強制被保險者及任意包括被保險者並に其の管轄區域內に住所を有する任意繼續被保險者の保險を掌るのである（則一）。

(ロ)　健康保險署は保險の現業官署として各種の届出申請の受理、標準報酬保險給付の決定等一切の保險事務を處理する權限を有するが尙內務大臣は健康保險署及之が監督官署たる社會局に對し命令を以て其の職權の一部を委任し以て事務の簡捷を圖ることが出來る（法一〇）。

(ハ)　尙健康保險署は其の管轄區域內に事務所を有する健康保險組合に付健康保險組合臺帳を備へ利害關係人の閱覽に供せねばならぬ（大正十五年內務省令第四十九號）。

四、被保險者が同時に二以上の業務に使用せらるゝが爲め保險者を異にするときは（例へば保險者が政府と組合なるとき又は甲組合と乙組合なるとき）被保險者は自ら其の保險者の選定したる健康保險署長又は組合に其の旨を届出でねばならぬ（法四二、則二第一項前段）若し又被保險者が保險署を異にする二以上の事業に同時に使用せらるゝときは被保險者は其の一を選定して其の旨を届出でねばならぬ（法四二、則二第一項後段）。

健康保險署長又は健康保險組合が右の届出を受けたときは關係する健康保險署長又は組合に通知せねばならぬ（則二

第二節　健康保險組合

第一款　序　說

一、組合の性質

健康保險組合は法人である(法一六)。法人とは法律上權利能力を認められゝ團體を謂ふのである。從來共濟組合の法律上の性質に關しては種々の議論があつたが健康保險組合は法律上の人格者と爲り權利能力を認められ其の責任の所在を明にせられたのである。

而して健康保險組合は公法人である。國家と等しく國家的事務を其の存立の目的とする。健康保險組合が公法人なりや否に付ては多少議論なきに非さるも左の理由に依り公法人と爲すを妥當と認められて居る。

(1) 健康保險組合は國家と等しく國家的事務を其の存立目的とする（法二五）。

(2) 公法人は其の意思力に於て一般私法人に屬せさる公法上の特權を有する。即ち健康保險法に依れば

(イ) 組合の設立は原則として任意なるも設立認可あるときは其の設立に不同意を表したる者と雖も當然組合員と爲すこと（法三五）

(ロ) 强制被保險者常時五百人以上使用する事業主に對しては組合設立を强制し得ること（法三一、法三二）

(ハ) 一旦組合が成立すれば其の後其の組合の設立ある事業に於て事業主及使用人と爲りたる者は當然强制的に組合へ加入せしめること

(ニ) 組合は保險料其の他の徵收金に付行政上の强制徵收權を有すること（法一一）

等の特徵がある。即ち健康保險組合は國家的事務を存立の目的とするものなるを以て、種々の點に於て一般私法人と異なる法律上の特徵を有するのである。

(3) 健康保險組合は其の存立の目的たる健康保險事業を遂行するの義務を有する。

(4) 私法人は私の目的の爲に存在するものなるを以て其の設立及廢止は公益上監督官廳の監督を受くるものなるも、健康保險組合は國家的事務を組合の目的とするものなるを以て其の設立及廢止は必然的に自由ならず。組合を設立せむとするには主務大臣の認可を受け認可に依りて成立し其の結果組合員たる資格を有する者は當然其の組合員と爲る。又五百人以上を使用する事業主に對しては健康保險組合の設立を命ずることを得る事業主が正當の理由なくして主務大臣の指定する期間迄に設立の認可を申請せざるときは法第八十九條の規定に依り過料に處せられる此の强制設立の場合に於ては組合員たるべき者は其の意思に拘はらず當該組合の組合員たることを强制せられる。

(5) 組合は健康保險法及之に基く勅令省令の規定に依り行動すべきものである。規約を變更したる場合に於ては主務大臣の認可を受くるに非されば其の效力を生じない(法三六)。

(6) 組合員は組合の特別の權力に服するものである。組合員は保險料を負擔する義務を負ひ又事業主たる組合員は保險料納付の義務を負ふのである。若し事業主が保險料を滯納したるときは滯納處分に依り徵收せられる。

(7) 健康保險組合は國家的事務を行ふものにして其の成績の如何は國家の政務に影響するのである。故に國家は私法人に對するより極めて大なる監督權を有する。法第三十七條乃至第三十九條及施行令第七章は組合の監督に關する規定を設けてゐる。

(8) 尙健康保險組合に對しては所得稅法第十七條の規定に依り所得稅を課せざるものとし舊刑法第二編第四章第九節の規定は組合會議員の選擧に關し適用せられる。

二、組合の組合員

健康保險組合に於ては事業主と其の事業に使用せらるゝ者とは共に其の組合員と爲るのである（法二七）。組合員としては事業主と被傭者とは法律上對等にして何れも法令の規定する所に從ひ組合の管理に參與することを得べきものである即ち組合は勞資の協調に依り自治的に管理せられるのである。事業主は直接組合より保險の利益を受くるに非ざるも保險料額の二分の一以上を負擔するの外保險經營上利害關係を有するものなるを以て組合員たらしむることゝしたのである。

健康保險組合は事業を基礎とするものであるが法人であるから事業とは別箇の存在であつて事業主の變更の如きも組合の組織に何等の影響を及ぼすものではない。事業廢止の場合に於ては組合も解散するが、他の事業主が其の事業を承繼した場合の如きは組合に變動を及ぼさない。新事業主は健康保險組合の存在することを知り且其の組合員と爲ることを條件として事業の讓渡を受けたるものと解すべきである。組合員たる被保險者の異動も組合其のものの存在に影響なきこと勿論である。

事業主と其の事業に使用せらるゝ者とは常に同一組合の組合員である。一事業內に於て數箇の組合が設立せらるゝ場合（法二三）に於ては事業主は其の各組合の組合員と爲るが被保險者たる組合員は同時に二以上の組合に屬することは許されない。

法第二十條の規定に依る被保險者とは所謂任意繼續被保險者であつて業務を離れたる者、常傭より臨時被傭者に轉じたる者又は年收千二百圓を超ゆるに至りたる職員の中當該健康保險組合に繼續加入の申請を爲したるものを指すのである。而して其の組合に繼續加入を爲し得べき者は依然として其の組合の設立せらるゝ事業に使用せらるゝ者及從來其の事業に使用せられ居たりし者であそ。政府又は他の健康保險組合に依り保險せられし者は當該組合に申請して其の組合員となることを得ない。

第二款　組合の設立

一、總　說

健康保險組合は原則として事業に使用せらるゝ者全部に付設立せらるべきものにして或は職員と一般勞働者とを區別し、或は各業務に使用せらるゝ者を分割して別々に組合を設立すべきものに非ざるは健康保險法第十四條第一項第二十七條及第三十五條の解釋上疑なき所である。健康保險組合は事業を單位として設立せらるべきものなりと雖一事業に於て作業の場所二以上ある場合に於て其の一又は二以上の作業の場所が恰も一事業の如き態樣を爲す場合に於ては保險經營の便宜上此の作業の場所を一事業と看做して健康保險組合を設立することを得る（法三三）。而して組合は事業主が任意的に設立する場合と主務大臣が設立を命ずる場合とがある（法二八以下）。

二、組合設立の要件

(1) 組合の設立は事業を基礎とすること（前項參照）。

(2) 事業主が任意的に組合を設立する場合に於ては

(イ) 被保險者の員數常時三百人以上たること。組合を設立すべき事業（又は作業の場所）に使用せらるゝ被保險者の員數は常時三百人たることを要する。二以上の事業主が共同して組合を設立する場合に於ては被保險者は合算して三百人以上たれば足りる。

健康保險法第十四條第一項に列擧する事業の事業主が主務大臣の認可を受け其の事業及附屬する事業に使用せらるゝ者を包括して被保險者たらしめ且之と同時に其の事業に付健康保險組合を設立する場合に於ては被保險者たるべき者が三百人以上あれば組合設立の要件を具備する（法三〇）。

(ロ) 組合員たるべき資格を有する被保險者二分の一以上の同意ありたること。

二以上の事業に付組合を設立せむとする場合に於ては各事業毎に被保險者の同意を得ることを必要とす（法二九條第二項）。又一事業で作業の場所二以上ある場合に於て其の一又は二以上の作業の場所を一事業と看做すことを得る場合に於ては其の作業の場所毎に同意を得ることを必要とする（法三〇）。

組合を設立せむとする事業主が設立の同意を求むる場合に於ては左の事項を記載したる書面を組合員たるべき被保險者（任意包括加入認可を同時に申請したる場合には被保險者となるべき者）の全部に送付し被保險者に設立せらるべき組合の事業の概要を知らしむることを必要とする（令一一）。

(一) 組合員たるべき者の範圍

(二) 組合の組織の概要

(三) 保險料の概要

(四) 保險給付の概要

(五) 其の他事業計畫の概要

(3) 主務大臣が組合の設立を命ずる場合に於ては一事業又は一事業と看做されたる作業の場所に於て強制被保險者常時五百人以上を使用すること。

二以上の事業に通じて一組合の設立を命じ又は任意包括被保險者に付組合設立を命ずることはない（法三一）。

(4) 事業主規約を作製し組合設立の設可の申請を爲したること。

規約は事業主之を作製することになつて居る。規約の作製は事業主の權利にしてまた義務である。蓋し事業主に作製せしむるを便宜と認めたるが故である。

(5) 主務大臣の認可ありしこと（法二九）。

三、組合設立の手續（則二四）

事業主が健康保險組合を設立せむとする場合に於ては組合設立の認可申請書に左の書類を添付することを要する。尙ほ組合設立の場合に於ては初年度の收入支出の豫算は事業主之を作製し內務大臣の認可を受くることを必要とするが（令一四）組合設立と關係があるから組合設立の認可申請書に添附せしむることにしたのである。

健康保險法第三十二條の規定に依り內務大臣が組合の設立を命令したる場合に於ては組合員の同意を必要としないので(5)及(6)の書類は之を添附することを要しない。

(1) 規　約

規約の認可に付ては別に認可の規定はないが組合の設立の認可に包含せらるゝものと解す。規約には左の事項を記載せねばならぬ（施行令第十二條に記載したる左記事項の外施行令又は施行規則が規約に委任したる事項を規定せねばならぬ）。

(イ) 組合の名稱

(ロ) 事務所の所在地（從たる事務所あるときは從たる事務所の所在地をも）

(ハ) 公示の方法（施行令等に依りて命ぜられたる公示の方法を規定す）

(ニ) 其の他組合に關し重要なる事項

(2) 事業計畫書

被保險者の員數、組合收支の概要、保健施設、病院建設其の他の事業計畫の概要を記載したるものにして事業主が之を作製せねばならぬ。

(3) 保險料率並に其の計算の基礎を示したる書面

保險料率計算の基礎たる傷病率、死亡率分娩率平均標準報酬、療養費用の見積等を記載したるものである初年度の保險料率は事業主が之を作製せねばならぬ。

(4) 初年度の收入支出の豫算

施行規則様式第七號に依り作製すべきで、設立の初年度に於ては事業主が之を作製せねばならぬ。

(5) 組合設立に付組合員の同意を求むる爲あ事業主が送付したる書面の寫（同意を求めむがために被保險者に送付したる年月日を記載すること施行令第十一條の規定する様式に依り組合員たるべき者の同意を求めたるか否かを知る爲に之を添附せしめるのである。

(6) 組合の設立に付組合員たるべき被保險者二分の一以上の同意ありたることを認むるに足る書類。

組合員たるべき者の同意ありたることを認むるに足る書類なるを以て組合員の記名調印ある書面たることを要しない。

注意 （一） 健康保險組合設立認可申請の場合に於ては事業主が之を作製せねばならぬ。

內なるときは申請書は出張所を經由すべきものとす。組合より提出する書類亦同じ。

（二） 施行規則第二十四條に於て組合設立認可申請書に保險料率及其の 計算基礎を記載したる書面並に初年度收入支出豫算をも添附すべき旨の規定あるは組合設立の 認可に依りて第十四條の規定に依る認可をもつて爲さむとする趣旨なるが故に右書類を添附して組合設立認可を申請したる場合に於ては前記の保險料率及初年度收入支出の豫算に付ての認可申請書は別に之を提出することを要せず。

（三） 組合の設立前に其の準備の爲要したる費用は事業主の負擔とす。

四、組合成立の時期

健康保險組合は主務大臣の認可を受けたる時に成立する。組合成立したるときは事業主及其の 事業に使用せらるゝ者は總て組合員と爲らねばならぬ又此の組合員たる被保險者は其の事業に使用せられざるに至りたるときと雖任意繼續被保險者たるときは仍此の組合の組合員である（法三四）。認可は組合の成立要件である。認可ある迄は組合は成立しない。

認可を受けたる時とは認可を受けたる即日即時である認可を受けたる時とは何時であるか多少の疑問があるが認可指令書の日附の日と解するが妥當である。

五、組合の設立の告示（令一四）

組合の設立を認可したるときは內務大臣は組合の名稱、事務所の所在地、組合の設立ある事業の名稱、所在地及設立認可の年月日を告示せねばならぬ。又此等の事項に變更ありたるときは內務大臣はその都度之を告示せねばならぬ。尙組合に付ては登記の必要がない。

六、組合設立の際に於ける事業主の義務

組合は認可に依り成立する。併し未だ執行機關が存在しないから組合設立後理事就職に 至る迄は理事の職務は事業主が之を行ふことを要することゝなつて居る（令一八）。又組合設立の認可ありたるときは事業主は遲滯なく左のことを爲さねばならぬ。

(1) 規約の公示(令一六)

規約の變更ありたるときも亦事業主は理事が選任せらるゝ迄は之が公示を爲さねばならぬ。

(2) 組合會に對する報告

事業主は組合會を招集し組合設立の經過保險料率及初年度の收入支出の豫算其の他重要なる事項を報告せねばならぬ(令一七)。之が爲に事業主は組合設立の認可があれば組合會議員選擧に必要なる手續をなし組合會を成立させる義務があるのである。

第三款　組合の會議

一、總　說

多數人の集合體たる組合が活動するには其の意思を決定する機關即ち意思機關又は議決機關と謂はるゝものと、其の決定したる意思を實行する所謂執行機關とを要する。

前者として法律は組合會を設け組合會議員を以て之を組織することゝした(令一九)。元來ならば組合員の總會を以てすべきであらうが健康保險組合の實情より考へて水利組合等と等しく便宜上所謂代議制度に依つたのである。

二、組　織

議員の定數は十二人以上の偶數とし半數は被保險者たる組合員之を互選し、他の半數は事業主が選定する、其の選定の範圍は(一)事業主自身又は多數事業主共同の組合に在りては自己以外の他の事業主若は事業主の代理人及(二)其の事業に使用せらるゝ者である(令一一)。即ち事業主(若は其の代理人)と事業に使用せらるゝ者との二種を選定しても或は使用人中のみより選定しても差支ない。使用せらるゝ者とは讀んで字の通りで被保險者たる資格を有せざる年收千二百圓以上の職員でも又は被保險者たる者でも其の事業に使用されて居る者なれば宜しい。次に注意すべきは代

理人の資格である。之は代理權を授與しさへすれば誰でもよいと云ふ趣旨ではなく其の事業に付實質上事業主の代りを爲し得る樣な人で、平素から其の事業の實行に助力して居る親友とか身內の人とか云ふ狹い範圍のものに解釋されてゐる、換言すれば一時的に依賴した三百代言的の者ではならぬと云ふのである。

議員の定數は最少十二人であるが組合の大小に從ひ之を如何に定むべきかは規約の規定事項になつてゐる(令二四)。最小數の十二人は組合員三百人の最小組合を標準とし組合員五十人に付一人の互選議員を出すべき勘定であつて、組合員數の大なるに從ひ議員數も增さねばならぬ。然し常に上記の割合にて增加させる必要は無かるべく、當然其の率は遞下さしてよろしい。然し如何なる割合ならば宜しきやは個々の組合の事情に依ることとなれば一概には云ふを得ぬ、只事業場が諸所に散在せる組合と一ケ所のみなる組合とでは組合員數が等しくとも前者は多數の議員定數を置くべきものである。

三、議　員　の　選　擧

選擧は無記名投票に依つて行ふ、投票は一人一票に限る(令二二)選擧に關し施行令に定めてあることは是だけで、其の他詳細の選擧方法及議員の資格、任期、選定に關する事項は規約の定むる所に依るとしてある(令二四)。組合規約は是等の事項に付法令に違反し又は其の趣旨に悖らざる限り自由に規定し得るのであるが社會局の作つた規約例は大體認可の標準と爲るものであるから以下此の規約例に付て述べて見やう。

選擧及選定に關する規約例

規約例第八條　議員の資格として被選擧權に付ては本條の外二十歲未滿の者、勤續一年未滿の者を缺格とすることは大體認めらるゝ、夫れ以上の制限はまづ許されぬ。相當重き刑罰に觸れた者及健康保險法上の制裁法(六〇以下)を受けた者も缺格と爲し得るが其の規定は最も具體的明瞭にし且處罰後一年を經過せさる者位の制限とせねば認め

られぬことが多い。尙選擧權の制限は原則としては認めぬ趣旨で規約例にも掲げてない。然し十六歳未滿の者及勤續一ケ月未滿の者迄を除くことは大體認められるゝ、所刑者に付ても前記に準じ且尙輕く規定したものは場合により認められるゝであらう。

同第九條 任期は特に互選議員に付ては二三年を相當とする、之より長きもよろしからず短く一年とするのも面白くない。

同九條の二 以下十數條選擧方法の重要なる規定である。本條は選擧區を設くる場合の規定で、一般に一組合一工場であり、其の一工場を又一選擧區とする場合は至極簡單であるが一組合にして數工場が散在し又は一工場が大規模なるときは本條を要する。規約例には選擧區別と其の議員定數とのみより示してないが各選擧區の組合員數と夫れ〳〵の議員定數とは各々均衡を保つてゐねばならぬ、即ち左樣に選擧區及定數を定むるを要する、或は各選擧區所屬の組合員數の記載を特に命ぜらるゝ場合もあるべきにより始めより之を記載するを可とする。選擧區は業態別、地區別何れでもよろしい、又職員を一團とし一選擧區とすることも認められるゝ。只本條に付て特に注意すべきは規約例通りの文句に依るときは被選擧人は必しも其の選擧區所屬の組合員ならずして可なることである、故に選擧人は當該選擧區所屬の被選擧權者のみを選擧すべき立前と爲し度きときは之も支障なき樣の場合には認めなるゝにより其の旨別に一ケ條規定を要する次第である。

同第十條及第十一條 本二條は單一の選擧區の場合又は數選擧區に分るゝも開票は只一の選擧會にて行ふ場合を豫想したるものである、然し組合又は選擧の地區廣汎に渉る等の事情あるときは各選擧區毎に獨立の選擧長を置き各選擧區にて投票及開票を各獨立に爲す組織にするも可であり、又一選擧區內に數ケ所の投票區を設け此處には理事又は其の委任を受けたる投票管理者及選擧立會人に準ずる投票立會人を設け、此の投票を各獨立の選擧區の選擧會

又は全體に只一の選擧會に持寄つて開票するの仕組とするも差支ない、要は其の關係を不公平なく且明に決めて公示するを要する次第である。

同第十二條 選擧人は被選擧人の氏名を記載して投票するを要する、豫め被選擧權者の氏名を凡て投票用紙に印刷し置き投票し度き人の氏名の上に〇印等を附して投函する樣なことは認めない、投票用紙は理事に於て一定のものに定むるを要するが其の紙質の如きも折疊みて投函の際立會人等より見すかされず或は墨汁インキの乾かぬ爲汚れて文字を不明ならしめざる紙質を定むる必要がある。

同第十三條 本條に關して述ぶ可きは被選擧人に同名異人ある場合である、此の場合に其の氏名のみを記載したる投票は結局本條第四號に依つて凡て無效となるものと思はれる。それで同名異人ある場合に於ては身分職業年齡等を記入すべき旨規約に定めておくを可と信ずる。尤もかくすればとて選擧人が同名異人あることを知らざる場合には用を爲さゞれども之は止を得ない、實際には斯くすることに依つて不便を防ぎ得るであらう。

同第十四條 本條の關係上第十一條の選擧立會人の數は常に偶數となすを要する。

同第十五條 本條第一項中五分の一以上とあるは大體不動の數字と見ていゝ、之を四分の一、三分の一等とすることも當選者を得るに困難なる場合多く生じて必しも常に歡迎すべからざると同時に之を八分の一、又は十分の一等に下すことは特殊の事由ある場合の外は認め難い。第二項に於て抽籤に依らざる前勤續の長短又は年齡の大小等に依り優先せしむることは差支ない。

同第十六條 選擧錄は別揭の選擧錄例に依りて調製せらるべし。

同第十七條 當選者は任意に當選を辭することを得る。議員に就職後辭任し得るや否やは疑あれども當選辭退を任意としたる立前の上に敢て就職したる以上正當の事由あるに非されば辭任し得ざるものと解するが妥當であらう。

是等の點を明瞭に規約に定めらるゝも差支あるまい。

同第十八條　或る選擧區に付てのみ當選者不足なるときは其の選擧區のみにて再選擧を行へば可なるべく、此の點は本規約例よりも詳しく明言し置く方がよいと思ふ。尚再選擧の手續は第十條以下正規の順序を踏むべきは勿論なるも只第十條の公示の期間は豫め特則を設け置きて短縮するも可なるべし。

同第十九條　前條の再選擧を用ひずして當選者を得んとする便宜の規定である。當選辭退等の場合本條を適用して當選者不足なるとき前條の規定に依るのである。

同第二十條　本條も亦便宜の規定で選擧の一部に規定違反の點があつても、之を是正してみた處で結果に於ては矢張り同一であると認められるゝときは（例へば規定違反が或る者にとりてどの道二三票の增減を伴ふに過ぎざる程度のものと認められ、然も其の增減は他の大多數の得票者の當選に何等の影響なき場合の如し）其の選擧を無效とせぬ、其の結果が同一ならざる虞ある場合に限り其の選擧を無效とする、然し此の場合に於ても尚當選に異動を生ずるの虞なき者を區分し得るときは其の者の當選を有效にすると云ふのである。

同第二十一條　本條は之を第十九條に含ましめて規定しても差支ない。

同第二十二條　本條は但書が便宜の規定である。六ヶ月以內は之を一層短期間にすることは許されるが長く一年內との如くにすることは認められぬ蓋し半年以上經過しては選擧人に著しき變動を生じ代議の趣旨に添はざるが故である。

規約例は選擧に關する規定を以上に止めてゐる。此の外投票用紙の交付（組合原簿乙部と對照し）、投票記載所の施設、投票函、立會人面前にて爲す投函、選擧會の參觀等種々施行上の細則を設くる必要あるべく、是等は選擧施行細則として別に定めて宜く又定むべきものである（然し規則第四十三條に依り屆出を要する）。其の規則の例は別揭の通りである。最後に選擧に關し特に注意すべきは刑法施行法第二十五條に依り舊刑法中公選の投票に關する罪の左記條文が尚效力を有するのであるが同規定中の公選とは判例では法令の規定に依り公務に從事する者を選擧することを謂ふとせられてゐて、司法省でも健康保險組合の議員の選擧には此の舊刑法の條項が適用あるものとの解釋を取つてゐることである。

（參照）**舊刑法第二編第四章第九節**

公選ノ設票ヲ僞造スル罪

第二百三十三條　公選ノ投票ヲ僞造シ又ハ其ノ數ヲ增減シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十四條　賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ投票ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十五條　投票ヲ檢查シ及ヒ其數ヲ計算スル者其ノ投票ヲ僞造シ又ハ增減シタル時ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十六條　調書ヲ造リ投票ノ結局ヲ報告スル者其數ヲ增減シ其他詐欺ノ所爲アル時ハ一年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

同二十三條及第二十四條　選定は選擧と違ひ至極簡單である。選定議員が被保險者ならざる場合は組合員に非ずして組合の議員となるもので多少變則の感はあるが之は事業主の分身と觀るべきものであらう。選定は事業主の任意で出來るが組合設立の際にて未だ互選議員の存在せざる內に選定しても其の者は未だ選定議員として就職し得ぬものと見ねばなるまい。要するに選定は互選議員の選擧確定と同時か或は其の以後に行ひ又は其の以前に選定したならば互選

議員の確定と同時に選定議員の資格が發生するものと解せらる、又同第一項の括孤内の 規定は多數事業主共同の組合の場合に限るものである。

四、選擧に關する異議

令第二十三條に凡て之を規定してある。

(1) 選擧人たる組合員は選擧又は當選の效力に付て異議あるときは一定期間内に理事に異議申立をすることが出來る(第一項)、選擧の效力に關する異議とは選擧の規定(例へは規約例第十乃至十二條)に違反したる爲其の結果に異動を生ずる虞ありて選擧自體の效力に關する異議であり、當選の效力に關する異議とは投票は適法に行はれたとするも得票の審査を誤り又は被選擧權なき者を當選者と決定したりと認めらるゝ如き場合の異議である。又「選擧人タル組合員」とは事實其の選擧に參加せると否とを問はず汎く選擧權を有する組合員と云ふ意味である。從つて異議申立權は組合員であつても議員選擧權なき者即ち事業主は之を有しない、選定議員亦固より然りである。さて異議申立ありたるときは理事は一定期間内に組合會を招集し、組合會は之を審議して何等かの決定を與へねばならぬ(第二項)。

(2) 異議申立に對し組合會の爲したる決定に不服ある者は更に一定期間内に監督官廳に訴願することを得る。監督官廳とは令第七十三條により社會局長官である。訴願とは一定の行政處分に不服ある者が處分廳の上級廳に其の處分の取消變更を請求することを謂ふので、訴願法には其の第二條に「訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提記スヘシ」云々としてあるから組合會の決定に不服ある者が訴願を提起する場合には健康保險組合を上記の行政廳と看做す、即ち訴願書は決定を爲したる組合を經由して上級廳たる社會局長官に提出せよと云ふのである(第三項)。法文中「決定ニ不服アル者」とは必しも異議申立を爲して當人許りでなく一般選

擧人たる組合員を謂ふものと解すべきである。以上一定の訴願期間は法第五條に依り民法の準用あるが故に凡て、、、の日の翌日より起算するのである。

最後に異議の申立をされ又は訴願の提起があつた時は議員は理論上組合の決定又は訴願の裁決あらさる限りは議員としての地位が確定せざるのみならず他日無效と確定するときは其の議員の參加したる議決は無效なりと云はなければならぬのであるが、かくては實際上極めて不便であり、組合事務を紛糾せしむる虞あるによつて特に第四項の規定により組合會の決定又は訴願の裁決ある迄は議員は會議に列席し議事に參與するの權を失はざることになつてゐる、即ち其の議員は完全に表決權を有しその表決の加つた議決は決定又は裁決の結果如何に拘らず完全に有效なものなのである。

五、組合會の權限

組合會の權限としては本來の職能たる重要なる組合事務の議決權と理事の職務執行に對する檢査權とがある。

(1) 議決權は主として令第二十五條に規定されてあるが此の外前に述べた異議申立に對する決定及令第四十五條第三項豫算各項間の流用の議決も之に屬する。尙右の外にも組合規約を以て組合會の議決を經べき事項とせられたるものがあれば亦之に屬する。規約例に付て云へば同例第六條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十五條、第三十九條及第四十二條第一項第三號皆是である。令二十五條に列擧事項中最後の「其ノ他重要ナル事項」とは如何なる事項を指すかと云へば多くは上記の如く規約に於て組合會の議決事項と定めたものを指すことになるであらうが(規約例第三十九條保險醫指定に關するもの、如きは其の適例)此の外にも固より有り得る、然し夫れは多く個々の場合に於て定まるべきものであらうから概括して抽象的には云ひ難い、例へば後に說く議員の除斥の項に擧げた例の如き場合は重要なる事項として附議さるゝものであらう。然し或事項が重要なりや否やは理事

の認定に俟つべきもので、理事が不重要と認めて附議せねば組合會としてはどうすることも出來ぬ、只後の檢査權の場合と同じく監督官廳に訴へて其の監督を待つことゝなるのであらう。

組合會の議決權限は以上の事項に限らるゝのであつて之以外の不重要な事項を一々審議することは許されぬものと云はねばならぬ又組合會は以上の事項に付理事の提案したものを審議議決するだけであつて之が發案をなす權限はない、之は凡て理事の有する所である、只上に述べたもの、中規約例第三十條會議規則の制定に付ては組合會自體の仕事である性質上次に述ぶる檢査權の發動と同樣に之に關する發案權を例外的に有する次第である。さて然らば理事が組合會の議決事項に付何等の提案をなさざる限りは事實審議の必要ありとも他の議員連は如何ともし難きやと云ふに、かゝる場合には後に說く組合員の組合會招集請求權に依り組合會の招集となり理事は改めて其の會議事項を自己の發案として提議することゝなるべきが故に組合會として發案權なきも事實に於て組合員としての利益は必要の場合充分に保護し行く途がついてゐるのである。

(2) 檢査權は理事が果して正當な事務執行を爲しつゝあるか否かをある場合に於て組合會が檢査し得る權能であつて、特に此の權能の與へられた理由は若し之なくば局外の不知に附込んで理事が如何なる專橫を行ふやも測り難いからである。檢査の方法は理事より報告を徵し書面上で調査を行ふこともし出來るし又は實地に臨んで書類、實務、出納等を檢閱することも出來る(第一項)。實際には會議全體が此の調査をする譯にも行かぬであらうから幾人かの委員を選んで此の權限を行はせることゝならう(第二項)。檢査權の發動は組合會の仕事であるから組合會が之に關する發案權を有することは前にも一言した。

六、組合會の招集(令二七)

組合會は理事が招集するものであるが理事側のみの意思に依る場合と議員側の請求による場合との二がある。

(1) 理事側の意思に依る場合の招集の時期、回數等は何等の規定なきが故に凡て理事の任意でなる、然し豫算の編成及其の認可申請等の關係上少くとも每會計年度の終り頃に一回は是非之を招集することゝならう。

(2) 議員側の請求により招集する場合は議員定數の三分の一以上より會議の目的たる事項を示して組合會の招集請求をして來たときには理事は七日以內に組合會を招集しなければならぬことになつてゐる。

以上何れの場合にせよ招集の手續としては第三項の規定する期間に付ては規約を以て別段の定を爲すことを得るが(第四項)これも亦事業場が單一接在せるか複雜散在せるか等の事情に依つて或は短縮し或は延長せらるべきものである。招集の手續は完全なることを要する、蓋し全議員を集めて相談する趣旨のものであるが故に全議員に洩れなく正しく通知されねばならぬ、若し一人でも通知洩れのものがあれは其の招集は違法である從て之に依つて成立した會議も亦違法と云ふことになる。通知の方式は何等の規定なきが故に文書にても口頭にても宜しと解せらるゝも上記の趣旨乃至會議事項を明示するを要すること等より考へて文書を以てするが妥當であらう。只三日前の招集と云ふことは發信主義に依るものと解せらるゝ。かくの如く嚴格なる形式を踏んで招集さるゝ組合會は其の開閉も一定の形式を踏むを要する、即ち組合會は理事之を開閉するのである(第六項)。此の規定は如何なる意味を有するかと云ふと、一體組合會は常設の機關ではない、理事の招集により其の都度形成されるものである。故に組合會の成立即ち組合會として活動狀態に入るのは理事の開會の宣告に依つて始めて生じ、閉會の宣告によつて又元の休止狀態に歸るのである。從つて議員定數の半數以上が列席してゐても理事の開會宣告前及閉會宣告後の相談決議は單なる相談であつて組合會としての議決の效力はないのである。玆に組合會を開閉する理事とは因より集合體としての理事(理事の項にも細說)であつて事實に於ては組合會の會議其のものと關聯して、多くの場合は會議の議長たる理事長が此の宣告を爲すではあらうが、此の場

合に於ても組合會開閉の宣告は理事としての理事長であり、次に說明する會議其のもの丶議長として單獨意思を以て議事を整理する理事長とは別の觀念なのである。

次に組合會には理事は招集の際明示した會議事項の外は附議出來ぬものであるが開會中急施を要する事項あるときは例外として之を許してゐる（第五項）。若しそれが事實不急の事であれば組合會は之を議決せぬでもよからうし、理事も令第三十九條に依つて處置することも出來ぬであらう。

七、組合會々議方法

(1) 議長（令二八）　組合會の議長は理事長を以て之に充てる（第一項）。此の意味は既に理事長と定まつた其の人を議長に充てると云ふだけのことで、理事長たる者が理事全員の意思を汲みつゝ議長の職を行ふと云ふのではない、換言すれば議場の整理其他議長としての職務は理事長個人の意思で行ふのである。若し理事長故障あるときは代理者を許す（第二項）。此の理事長代理者は理事の中から選ぶべきもので理事長の項で詳く述べる。議長は原則として右の如くであるが決算の認定に關する會議の場合には理事以外の出席議員中より互選せられたる者を以て之に充てる（第三項）。之は理事理事長は豫算の執行者であるから其の執行の當否を議する會議の議長に當の責任者が當つては不合理になるからである。

議長は會議の整理權と議長の秩序保持權とを持つてゐる（第四項）、即ち

(イ) 個々の會議を開閉し、會議の順序を定め發言討論採決等議事の整理を行ふこと。

(ロ) 正當なる言論以外に不穩なる言動を爲す議員、喧擾其他傍聽規則に違反する傍聽人を取締り、甚しき者に對しては退場を命ずること等の權限を有するのである。

(2) 定足數（令二九）　組合會は議員定數の半數以上出席するに非されば會議を開くことを得ぬ。組合會成立の爲又個々の會議其のものゝ爲にも此の定足數を要する、然し一旦定足數を得て會議を開いた後に或る議員が令三十二條の適用に依つて除斥され、從つて其の定足數が缺けた樣な場合に於ては其の儘有效に會議を續行し得る（但書）。又此の定足數は現實に出席した者の數に許り依るのではない、例外として代理者に委任された表決は之を會議に出席あるものと看做して定足數の勘定に入れてよいのである（令第三三但書）。

(3) 表決及採決の方法　其の特則　議員議事に參與し表決を爲すには自身會議に出席して之を爲すを要する、然し此の原則を貫くときは不便のことも生ずるが故に規約が特に之に付て定めをしてゐる場合には其の定めに從つて書面を以て出席議員に委任して表決を爲し得る途が開かれてある（令三三）。此の規約の定とは如何なる場合には之を許すとか、一人で二人以上の表決の委任を受けてはならねとか細き委任許可の範圍乃至方法に關する定であつて、規約例には互選議員は互選議員に、選定議員は選定議員に夫れ〳〵委任し得ることゝ、受任者は之を會議に知らする爲受任を證する書面を議長に提出すべしとだけしか例示してないが（同例第二六、二七條）、別に病氣其他止を得ざる事故の爲出席し能はざる場合に限る等の狹い範圍のものに定めることが委任表決濫用の弊を防止し得て至極望ましい。

最後に本項に付て最も注意すべきは表決委任の範圍である。即ち有效なる委任は會議の目的たる事項が委任者に知られてある場合に其の事項に付ての委任に限るのである。此の場合贊否をも豫め定めて其の表決を委任するのは勿論よろしく、更に贊否とも受任者に任して委任するも亦差支ないとされてゐるが、會議の目的たる事項も知らず、從つて贊否の意見もない要するに凡てを受任者の任意に任す委任は之を認ない趣旨であることである。玆に些か疑あるは此の例外として委任者が令第二十七條第五項の臨時急施を要する事項の附議あるべきを慮り此の生することある可き急施事項に付ても之に關する表決を豫め有效に委任し得るや否やの點である。今之を消極に解

するに於ては委任表決に依りて辛くも定足數に達してゐる場合には定足數を缺くことに依つて急施事項の附議も、之を許す規定の存在に拘はらず不能となるの不便を生じ、之を認むるの止なき樣にも解せらるゝが、急施事項の處置に付ては令第四十條の理事の責任に於て爲す救濟の途が別に講じてあり且かゝる例外を汎く認ることは弊害を伴ふが故に矢張り消極に解すべきものと信ずる。

次に議事は出席議員の過半數を以て決する、若し可否同數のときは議長の決する所に依る(令三〇)。即ち議長は議員としての表決權と議長としての採決權とを併せ有する譯である。此の權利は代理者として議長の職を行ふ者も固より之を有する。但し實際の運用に於ては此の議長の採決權は萬止を得ざる場合の備にする位の心得であつて欲しい。議決は原則として上記の如く過半數に依るが規約變更の議事は特に議員定數の四分の三以上の多數を要する(令三一)。之は規約は組合の憲法であつて最も大事なものであるからかく愼重に取扱つたのである。

(4) 除斥(令三二) 議長及議員は其の一身上に關する事項に付ては議事に參與することを得ね、之を除斥と云ふ。但し此の場合に於ても組合會の同意があれば出席して發言することを得る。即ち表決權は認めぬが意見の開陳又は疏明等を爲さしむる趣旨である。本條の適用は例へば適切の例として特定の議員の當選の效力に關し異議申立ある場合之が決定の議事に關し當該の議員に付て生ずる(此の意味に於て本條は令第二十三條第四項の特則にもなつてゐる)。保險給付の決定及支給に付ては萬事理事の行ふ所であるが故に議員が直接之に關與することは無き譯なれども例へば令第八十八條に依る給付停止期間其他法第六十一條以下に依る給付減額の程度の決定等に付組合の重要なる方針と爲すため組合員一般の意向を知り度きとき は組合の重要事項として理事は之を附議するを得べきが故にかゝる場合には給付關係に於ても制裁を受くる當該議員には本條の適用は生ずるであらう。費用の負擔關係に於ては保險料を怠納する事業主に對し理事の執行振り手ぬるき爲令第二十七條第二項に依り組合員より組合會招集の請求ありて怠納處分を市町村に請求すべきや否やの會議を開くときは其の怠納事業主は除斥さるべきであらうが、等しく利害が直接其の人に及ぶ場合でも例へば法第七十五條により事業主の負擔割合を動かすべく規約變更の議事を行ふ際は、其の當該事業主を除斥して仕舞つては相談にならぬが故に本條の適用は無いと解さねばならぬ。他面或る議員の販賣する什器繃帶材料等を組合にて購入し又は或る議員を貸主として組合債を起す場合に於ても健康保險組合の性質上、他の法人に付定められたる本條類似の規定の如く必しも嚴格に解する必要はなきものと考へられる。要するに如何なる場合に本條の適用ありやは概括的には云ひ難く個々の事情により定まるべきものであつて、之は組合會が認定して行くべき筋である。

八、傍聽(令三四)

組合員は規約に定むる特別の場合を除くの外組合會の會議を傍聽することが出來る。之に對する規約例としては其の特別の場合を組合會に於て傍聽禁止の議決ありたるときとなした(同例第二十八條)。此の規約例の趣旨は秘密會を要する如き場合を豫想したものである。一體傍聽人は一應傍聽を許されてゐても議事の妨害を爲す等傍聽人の節度を忘れたときは傍聽取締規則又は議長の議場秩序維持權に依りて退場を命ぜられ得るものであるが故に玆に謂ふ傍聽禁止は凡の者に對する完全なる傍聽權の停止であつて、之は會議事項の性質に基くものである。故に規約には是等の事項を一々列擧するがいゝのであるが夫れも實際には困難であるが故にかく個々の場合に於て組合會の議決したるときとしたのである、換言すれば組合會が一般に傍聽禁止の議決を爲し得るとの趣旨ではない。

九、會議規則の制定(規約例三〇)

會議には會議規則が極めて重要である、之は議員の席次、會議の順序、發言、討論、採決等の方法を定めたもので之なくば會議は紛亂に陷るからである。故に規約例は組合會が之を設くべきものとした、即ち組合會自身が制定す

るものなることは前にも一言した其の例は別掲の通りである。因に傍聽取締規則は會議規則中に含ましめて規定するも便宜であらう。

十、會議錄(令四二、則三三規約例二九)

會議錄の例は別掲の通りであるが、會議錄は會議經過の模様を後に殘す唯一の書類にして種々の認可申請書に添附を要する重要なる組合の書類なるが故に充分明瞭に記載することを要する。規約に於て定めたる必要記載事項を洩すことなきは勿論のこと、議事の要領は簡潔にして且凡の要點に觸れ居る様記載されねばならぬ。

十一、議員の旅費及補償(令三五)

旅費に付ては議員は凡て之を受けることが出來る即ち選定議員中の組合員も受け得るのである。之に反し報酬に對する補償は被保險者たる、即ち組合員たる議員に限る。旅費及補償の額及其の支給方法は規約事項になつてゐるので規約例は旅費に關しては凡て組合會の議決した所に依るものとし(同例三一)補償に付ては業務に從事し居たりとせば受く可かりし報酬額を標準として理事其の額を定め、其の工場事業場等の給料支拂日迄に支拂ふものとした(同例三二)。旅費に付ては組合會は其の工場等の旅費規則を準用する場合もあるべく又別に定むる場合もあらう。〔此の旅費規則の制定に付ては「口頭審問ノ爲健康保險審査會ニ出頭シタル旨ニ對スル旅費支給ノ件」(內務省令)內國旅費規則(勅令)の如きを參照されたい〕。補償に付ては上記の標準が常に妥當と考へらるゝが故にかく具體的に規定した。平常の業務とあるは例へば定時間作業と殘業とある場合は定時間的のものゝみを指す狹き意味ではなく、議員たる職務に對して汎く平常の業務と云つた許りで、仕事の繁閑上當然居殘りとなるべき場合に其の時間迄も計算せらるべきである。之に反し作業終了後又は休日等に會議を開いても補償の問題は起らない。

第四款　組合の役員

一、理事の觀念及權限

議決機關たる組合會に對して健康保險組合には執行機關として理事が置かれてある(令三六第一項)。即ち理事は組合の事務を健康保險法令の規定及組合會の議決した所に從つて執行して行く者である。此のことは理事に關する規定が「組合の役員」なる節の下にあること及令第三十八條以下の法文からみて明なる所である。

二、理事の定數及選擧(令三六第二項、第三項)

(1)　理事の定數は四人以上の偶數とし選定議員及互選議員に於て各別に半數づゝ互選する、又かくして選出せられたる理事の全員は選定議員團より選出せられたる理事中より一名の理事長を選擧するを要する。

理事の定數(規約例三三)に付ては議員に付て述べたところと亦同樣なりと云へる、即ち最低四人の定數は矢張り組合員三百人の最小組合を基準としたもので、之より大なる組合は其の數を增すべきこと、但し其の割合は組合員數の大なるに從ひ遞下して可なること、工場事業場が單一なるか複雜なるかに從ひ定數の多寡に影響すべきこと等凡て先に議員の定數に付述べたること、同樣である。只此の最後の點に關する留意は理事に付特に必要であることを改めて注意し度い、即ち相當遠隔散在せる二以上の工場事業場を有する組合に於てはその各工場事業場に一名以上の理事が配置せらるゝ樣定員を定めねばならぬことである、然らざれば責任を以て敏活且正確なる事務の執行を期し得られないからである。さり乍ら其の數が議員數の二分の一以上に達しては亦宜しくない、何となればかゝる組合にては理事のみにて組合會開會の定足數に達し理事達のみにて會議を適法に進行せしめ得る可

能があるからである、要するに定數に關する規約認可も以上の標準に依るものであることを注意して欲しい。

(2) 選擧の方法に付ては法律は單に平理事につきて「互選ス」、理事長につきて「選擧ス」とのみ規定し且令第四十三條に於て令第二十四條を準用してゐるに過ぎぬ。それ故理事の定數、任期及選擧並に理事長のそれ等に付ても議員の場合と同じく規約に之を定めねばならぬのであるが、規約例は其の選擧方法に付ては組合會の議決を經て定めたる方法に依るとした(同例三五)。其の趣旨は全部又は大體、議員に關する選擧方法に依り度きときは議員に關する選擧規定を其の儘準用し又は多少修正して之に依ると決議すればそれでもよく、或はすでに充分なる形式を踏んで選定又は選出せられたる少數議員の間に行ふ選擧なれば議員選擧の如き複雜なる手續に依らず簡易なる方法に依るも亦大に可なるが故に其の執れに依るもよき樣組合會の任意に委した譯である。只如何に簡略に從ふも可なりとはいへ理事の選擧に付て云へば之は各議員團に於て互選するを要するものなるが故に此の趣旨を沒却するものであつてはならない、例へば互選議員團の行ふ第一回の理事の選擧を折から組合の設立に付報告を爲す事業主の指名に一任するが如きは違法を免れぬものである。此の點は特に當事者の注意を望み度い。任期に關する規約例(同例三四)に付ては議員の夫れに付て述べたこと、略同樣であるから略する。

三、理事長の組合代表權及理事長代理者(令三七)

本條第一項は組合の內部に於ける部分的活動(例へば理事が組合會を招集したり、組合會の意思を決定したりするが如し)に非ずして組合全體としての活動を爲す場合の形式を定めたものである。組合としての活動とは例へば組合の備品を買入れ保險醫と醫療契約を結び、組合員に保險給付を爲すが如き皆是れで、此の關係は內部の部分的活動に對して組合としての對外關係と云つてよからう。即ち比の場合組合は人格者として他に對するのであるから誰か組合を代表する者が無くてはならぬ、此の代表權を理事長が持つ、即ち組合としての活動は理事長の名を以てすると云ふのが本規定の意味である。他の平理事には此の代表權がない尙組合としての行爲ならば上記の樣な法律行爲に限らず事實的行爲であつても凡て理事長の名を以てするのである。監督官廳に對する申請報告、屆出等勿論然りであるから輕微の屆出等に付ても書類に只組合名のみ記するのは誤りである。

次にかゝる代表者が故障ある場合代理者なくしては組合の活動不能となるが故に法律は規約の定むる所に依り他の理事之を代理すると爲し、規約例は便宜と常態的の場合とを考へてその方法を理事長の指名となした(同例三二)。指名は故障の都度行ふもよいが豫め指名し置くは如何なる故障を生じたる場合にも應じ得るが故に該規約例は此の後の趣旨に書かれてある。終に解釋上特に注意を要するは令第三十七條第二項に於ける「其ノ職務ヲ代理ス」なる文字である。前說の通り第一項の意味を組合の對外關係のみとすれば同項を受けたる第二項としては「其ノ職務」は當然外部に對する代表權の代理のみの如く解せらるゝも、かく解するは餘りに狹きに失し實際に適せず、令第二十八條に於ても理事長故障の場合其の代理者議長の職務を行ふとあるより見ても本項の「職務」なる文字は內外に亙る理事長の職務と解すべきものである。

四、組合の事務の執行方法(令三八)

健康保險組合の事務には內外に涉つて色々のものがある、大まかに云へば令第二十五條に列擧せられた組合會の議決事項を準備し發案し、組合會を招集し、其の議決に則つて豫算其他を執行し、外部との契約其他交涉を行ひ且是等の基礎事項に基いて保險料を賦課徵收し保險給付を決定支給して以て健康保險事業を行つて行くのである。是等の事務の決定及執行の方法を規定したのが令第三十八條である、即ち

(1) 組合事務は理事の過半數を以て決定し、若し可否同數の場合には理事長の決する所に依つて行くのである。此の

後の場合に於ては理事長は理事としての表決權と理事長としての採決權とを併せ有すること議長の項に於て述べたと同樣である。要するに組合事務は細大となく本條に依り理事の行ふ所で其の結果が組合としての對外關係事項となれば前條に依り理事長の名を以て之を執行し、若し內部のみの事務であるならば組合理事の名を以て之を行ふ次第である。組合員又は議員が一々之に直接關與して保險事業を行つて行くのではない。若し理事の執行振りが常に組合會の議決に反し、法令の規定に違反してゐる樣ならば之を監督官廳に告げて其の活動を促すことゝなるのである、組合會がかゝる場合特に檢査權あることは前に述べた。

(2) 事務執行者としての理事とは多數合議體の理事のことである、法律は敢て理事會なる文字は用ひてゐぬが其の實質は全く之と同じで、從つて法令規約等の各所に現はるゝ理事なる用語は事態の性質上當然個人の理事を指す極めて例外的の場合を除き凡て集合體としての理事を意味してゐることに注意され度い。

(3) 理事の事務執行は原則として合議體のものであるが此の原則を如何なる場合にも貫くときは不便なことがあり、事務所を遠隔の數ケ所に有する組合の如きは到底出來ぬことである。故にかゝる場合には所謂包括委任の方法に依るべきで、之は差支ないとされてゐる、即ち最も敏活を要する保險給付其他組合の常務に屬するものは常に一定の理事限りにて專行し得る旨豫め集合體の理事に於て其の理事に包括して委任して置くのである。之は一事務所のみの單一なる場合に於ても各理事が事項を分けて分擔する樣にしても差支ないことである。

(4) 規定上の事務執行者は理事であるが庶務に從事せしむる爲補助機關として別に有給無給の事務員を置くことは豫算上事務費としての限度を超えぬ範圍內に於て差支ない、故に規約例は之に關して特に一ヶ條を置いた(同例第三十八條)。

最後に理事は名譽職であるが故に理事として正式の給料俸給は勿論のこと、單に臨時の手當等の名目を以てするも支出豫算に明に示して支給することは認められない。職務執行の爲本來の報酬を受けざることある可き被保險者出身の理事には特に補償の制度が定められてあるからである(後出)。

五、理事の特別權限

(1) 組合會の職務の代行(令三九) 組合會議員全部缺員の場合、全部任期滿了後未だ選定、選擧を行はざる場合、理事が組合會を招集しても議員が全然招集に應ぜず又は招集に應じても定足數を缺く場合には組合會は成立しない、又組合會は成立し會議を開いても議決すべき事項と議決せぬ場合には組合會は成立しない、活動が出來ぬ、故に此の場合の救濟手段として理事は監督官廳の指揮を乞ひ其の議決すべき事項を處置することが出來る。玆に「議決セサルトキハ」とは議員の全員が可否を表せざるときのことであつて或る一部の議員又は選定或は互選の何れかの議員團が可否を表明せぬ樣な場合は他の議員に依つて議決が行はれるので本條の適用は生じない。

(2) 專決處分(令四〇) 前項は事急施を要せざる場合の組合會に關するものであるが、本條は事急施を要する場合の組合會に關するものである、即ちかゝる場合に於て前記と同樣の事由により組合會成立せざるとき又は之を招集するの暇なきときは理事は獨斷で組合會の議決事項を專行して宜しい、即ち此の場合は監督官廳の指揮を乞ふ必要もないのである。招集の暇なかりしや否やは事項の性質及議員が散在せるや集合せるや等の組合の事情に依り客觀的に定まるべきものである。

六、理事の特別義務

(1) 專行處分に關する報告(令四一) 前二條は組合會の橫暴を防ぎ又は理事をして機宜の措置を取らしむる爲の規定であるが、同時に法律は本條を置いて理事者の處置の不當のものに非ざりしことを表明せしめ旁々理事者の專

斷に傾く弊を防止したのである。

(2) 規約、諸帳簿類の備付(令四二) 本條に列擧せる規約、諸帳簿類は其の最近のものゝみを謂ふ趣旨である、又事務所とは主たる事務所の外凡の從たる事務所を含む、然し從たる事務所に備ふるものは主たる事務所に備ふる原本の謄本でよろしい。尙從たる事務所に備ふる組合原簿に付ては甲部及當該事務所に屬する乙部は勿論樣式通りのものを要するが、他の從たる事務所に屬する乙部は其の所屬々々の組合員を男女別、被保險者の種類別等に分ちて集計したる簡略のものにて差支ない。理事は是等の書類の閲覽を組合員より求められたるときは正當の事由あるに非されば之を拒むことは出來ない。

(3) 各種の公示義務

(イ) 規約變更の公示(令一二後段) 令第十六條は組合設立の認可ありたるときの事業主の規約公示義務を命じたる規定であるが規約の變更は議員四分の三以上の同意を要し、結局凡て組合の機關整備後のことゝなるべきが故に此の場合にはすでに存在する理事が之を爲すべき筈で、同條の後段はかく解すべきものである。

(ロ) 議員及理事の進退に關する公示(令二一及四三) 議員、理事就職退職又は死亡したるときはその旨議員又は個人たる理事に付公示するを要する。令第二十一條の議員に關する公示に付ては組合設立の際に於ては理事職務執行者たる事業主が之を爲すべきも其の後の公示は理事の行ふべきものであること前項と同樣である。

七、理事理事長の旅費及補償(令四三及三五)

理事理事長の旅費及補償に付ては法律は凡て議員の夫れに關する規定を準用した、即ち規約に定むる所に依るとなるのであるが規約例も之に付ては議員の旅費及補償に關する規約例の規定を準用した、凡て同じ性質であるからである。故に其の條項の說明を參照せられ度い、只準用に付て念の爲注意すれば旅費は凡の理事が受け得るが補償は矢張り被保險者出身の理事に限ることである。

第五款 組合の財務

一、會計年度(令四四)及出納整理期間(令四八)

(1) 組合の會計年度は政府の會計年度に依る、即ち四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る。但し其の中間に於て組合が設立せられたる場合に於ては其の組合の當該會計年度は組合成立の日に始まることは勿論である。

(2) 會計年度を設けたるは組合の收入支出を年度毎に區分し豫算の編成及執行、決算等を爲さしむる爲である。而して收入及支出の或る年度に所屬するや否やを定むる標準は收入の權利又は支出の義務の發生したる日(支拂期日が契約等に依り定るときは其の日)である。例へば昭和二年三月三十一日迄の分の保險料は昭和元年度の收入となり、同日迄の分の傷病手當金、同三月三十一日に購入契約を爲したる物品の代價は昭和元年度の支出となるが如し。實際に收入の出納を爲したる日ではない。

(3) 年度所屬の標準が權利義務發生の日である結果右の例にも明かなる如く當該年度に屬する收支を三月三十一日までに全部決濟することは不可能である。(保險料の如きは翌月末納付を原則とし手當金の請求も遲れるのが普通である)之が爲には一定期間を定めて出納を締切り此の期間內に出納を了せざりし收支は之を翌年度に繰越すことゝして決算を爲すことが必要である。此の期間を出納整理期間と稱し組合の收入に付ては翌年度五月三十一日、支出に付ては翌年度四月十五日を以て其の出納を締切ることゝなつて居る。

(4) 支出金支拂の締切が收入の場合よりも早きは四月中に組合の給付費用の總計を算出し之に基き國庫負擔金の精算を爲さゞる可らざる爲である。從つて組合に於ては締切後遲滯なく該給付費用の決算を作製することを要す

る。

(5) 右の出納整理期間中に於ては四月一日より始まりたる新年度の收支金及整理中の前年度の收支金の出納があり得るのであるから歳入簿其の他帳簿の記帳は各年度毎に別に之を爲すことを要する。

(6) 收支の年度所屬の意義右の如し。故に當該年度内に決濟を終らざる收支は每年度原則として生ずる、例へば三月分の傷病手當金に付五月に至りて請求ありたる場合の如し。所謂過年度收入、過年度支出なるもの是である。之等の收支に付ては豫算上別に項目を設けて整理する方法もあるが、寧ろ別に項目を設けず夫々當該項目に於て（例へば前年度傷病手當金の場合當該年度豫算の傷病手當金の項より支出）收支を爲す方法を適當とする。當該年度に於て實際に支出したる給付費の算定等に便なるが爲である。

二、豫算（令四五則三四）

(1) 豫算は所定樣式に依り每年度調製すべきものであつて、前年度二月末日迄に社會局長官に其の認可申請を爲すを要する。（組合會々議錄寫の添附を要す）此の場合保險料率の變更を伴はざるときは料率の算出基礎を添附するを要せず。

(2) 豫算には組合の一切の收支を計上すべきものであるが令第五十條の法定準備金は剩餘金を積立つるものなるを以て豫算に關係なし。其の以前に別途積立金を爲す場合は豫算に之を揭記すべし。

(3) 豫算收入の部の款項は收入金所屬の標準を示すに止り實收入と豫算と符合せざるも差支なきも、支出の部の款項は支出金の限度を示すものにして、當該項目に付豫算額以上の支出を爲すことを得ない。若し其の必要あるときは第一段としては流用の方法がある、（但し豫算の款が異るときは相互間に流用し得ない、例へば保險給付費を事務所費に充つることを得ない）。各項の金額は組合會の議決（包括的にても可）を經て之を流用し得。即ち同一款内各項の金額例へば保險給付費の款中分娩費に流用する場合分の如し。豫算說明欄に種目として揭記さるゝものは豫算の本體に非ずして 計算基礎に過ぎざるを以て豫算の執行に際しては必しも之に拘泥するを要しない。

(4) 款内に於ける融通は流用の方法があるが、款相互間には流用の方法がない結果第一款の金額に餘裕あり第二款に不足ある場合の如き其の他收支の豫算總額に於て支障なきも各款の間に過不足ある場合に於ては 豫算の更正を爲すべきである。此の場合には社會局長官の認可を受くることを要する。

(5) 既定豫算額以上に支出を要する場合流用、更正の方法に依り難きときは社會局長官の認可を受け 豫算の追加を爲すことを必要とする。支出豫算の追加を爲す場合には之に伴ふ收入豫算の追加即新財源が必要である。豫算の更正又は追加は年度經過後（四月一日以後）に於て之を爲すことを得ない。

(6) 支出豫算額過剩なりしときは決算に於て剩餘となりて表はれるのであるから强いて豫算金額を支出する必要はない又之が爲豫算の更正を爲す必要もない。收入が豫算額を超過した場合も同樣である。

(7) 收入又は支出に過誤ありたる場合に於ける拂戻又は返納は當該收支科目に於て之を爲す。出納閉鎖後に於ても然り。

三、繼續費（令四六）

(1) 數年に至り繼續すべき工事の如きものにして 每年度組合會の議決を經るよりも全體の支出額に付一度に組合會の議決を經るを便とする經費は繼續費とすることが出來る。此の場合には爾後の組合會に於て此の費用を否決し得ない。

(2) 繼續費の豫算を組合會に提出する場合に於ては總體の豫算及年度割表（別記記載例の如くするを便とす）を調製

し尚一般豫算支出の部に當該年度に屬する費用を計上するを要する。（豫算記載例參照）

(3) 當該年度內に年度割に依る費額全部の支出を終らざりし場合、其の他年度割に更正を加ふる必要ある場合は組合會の議を經て之を更正し得る。又所定金額を以て其の計畫を終るに足らざるときは別に增額を爲し組合會の議を經べし。

四、豫備費（令四七）

(1) 組合に於て設くる豫備費は豫算超過の場合に支出するものに限る。即ち豫算支出の部の或る項目の金額が不足したる場合之を補充する爲のものである（歲出簿記載例參照）豫備費を以て補充し得べき項目は規約に定むることゝし目下保險給付費及保險施設費に限られて居る。又豫算に計上なき項目に付支出せむとする場合には豫備費を用ふることを得ず、豫算の追加又は更正を必要とする。

(2) 豫備費は一般豫算支出の部に計上し大略保險給付費の百分の六位の金額を適當とする。

五、保險料率の變更（令四九則三五）

六、準備金（令五〇、五一）

(1) 此の法定準備金は一種の支拂備金であるが、原則として保險給付に要する費用に不足を生じたるときに非されば之を使用することを得ない。但し積立金額が次に述ぶる限度（給付費の平均年額）を超えたるときは超過部分は之を使用し得る。

(2) 此の準備金は組合の決算上剩餘を生じたる場合其の剩餘金を以て積立を爲すものである。積立を爲す義務は積立金額が最近三ケ年度に於て保險給付に要したる費用（令九一參照）の平均年額に達する迄免るゝことを得ない。而して前三年度の平均は每年異動すべきを以て積立義務を全然免れざる場合あると同時に一方に於ては剩餘金なき積立を爲さゞる年度もあり得る。

(3) 每年積立つべき最小限は前記平均年額の百分の五である。剩餘金が此の額よりも多き場合は超過部分は積立つると繰越すと隨意である。而して百分の五よりも少きときは全部積立つることを要する。

(4) 積立金資源は別に豫算に計上せざること既述の如くであるが、實際に於ては豫算中豫備費は使用せられざりし場合決算剩餘になりて積立資源となる。

(5) 準備金管理方法に付ては全部又は大部分有價證券になすこと、不確實なる銀行の預金となすこと等は避くべきことである。（準備金管理規定の例參照）

七、準備金以外の財產の管理方法（令五二規約例四二）

財產とは社會觀念上財產と認められるゝものゝ謂である。日々の收支殘金の如きは玆に所謂財產にあらず。

八、重要財產の處分（令五五）

九、準備金繰替使用及一時借入金（令五三）

(1) 玆に揭ぐる場合は組合に於て豫算面には收入に餘裕あるも現實手元に現金なき場合の處置である。第一段として若し準備金に屬する現金あるときは一時之を繰替使用し置き、猶現金不足するときは第二段として一時借入金を爲すのである。

(2) 隨つて繰替使用額及一時借入金は豫算に計上すべきものに非ず。一時借入金の利子は豫算支出の部に計上する必要あることあるべし。

(3) 當該年度內に於て豫算上收入の見込ある場合に繰替使用又は一時借入を爲すものなるを以て之は當然當該年度內（出納閉鎖期間たる翌年度五月三十一日迄）に返還すべきものである。

(4) 一時借入金に付ては毎年度其の最高限の認可を社會局長官より受くべきこと、なつて居る。之に關しては翌年度豫算を議定する組合會に於て併せて議決を爲すを便とする。而して豫算と同時に之が認可申請を爲すを便とする。(豫算と別の申請書と爲すべし)、毎年度認可を要するは現實に借入を爲す額に非ずして借入の最高限である。故に借入を爲さゞる場合にも限度の認可申請は必要である。

十、組合債(令五四)

(1) 前項の如き現金一時不足の場合に於て爲す借入を組合債とす。之に付ては組合會の決議及社會局長官の認可を要するのであるが、認可を受くべき事項は、借入を爲すことの可否、借入先、利率、償還期限、償還方法(一時拂、年賦等の別)等の一切に及び且認可後之等事項を變更する際にも認可を要する。

(2) 組合債は豫算に計上するを要する。起債が年度開始前豫知し得らるゝ場合に於ては毎年度の一般豫算に收入の部に之を計上すべく、一般豫算認可後に於ては追加豫算を要する。而して組合債の認可申請は豫算編成前單獨に之を爲し得べく又豫算の認可申請と併行しても可である。

十一、決算(則三六)

(1) 決算は年度經過後三月以内即六月三十日迄に之を調製することを要し、調製後最初の組合會に於て其の認定に附し、其の認定後遲滯なく社會局長官に報告することゝなつて居る。而して決算には年度末現在の財産目錄(則三七)を添附する。

(2) 決算は豫算の樣式に準じて之を調製し(樣式第七號備考六)決算額は豫算の場合と異り圓位に止めず實數を揭記するのである。而して其の額は收入支出の各款項に付出納閉鎖期日(令四八)迄に現實に收納又は支拂を爲したる總額である。

(3) 此の決算の結果剩餘を生じたるときは法定限度迄之を準備金として積立て(之は豫算に現はれず別勘定となる)超過部分は適宜積立て又は翌年度收入中に繰入るゝのである(此の場合には豫算に款項を設くるを要す)。此の場合に於ては決算書總括表中差引の欄に準備金に積立たる旨又は準備金積立額と增減額との內譯を附記するを要する。

十二、財務に關する帳簿の備付(則四二)

組合に備ふべき帳簿の記載方に付ては別記參照。

第六款　組合の合併分割解散及組合の設立ある事業の增減

第一項　組合の合併

一、總　說

組合の合併の形式は之を二の場合に分つことが出來る。

(1) 甲組合が乙組合を併合し甲組合は依然として存續する場合(吸收合併)にして、此の場合に於ては乙組合は甲組合に吸收せられ乙組合は消滅する。

(2) 甲乙二つの組合が合併して新に丙組合となる場合(新設合併)にして此の場合に於ては甲乙の二組合は消滅し同時に丙組合が新に成立するのである。

二、組合合併の要件

(1) 組合會に於て合併の決議ありたること合併せむとする組合は各組合會に於て議員定數の四分の三以上の多數を以て之を議決したることを要する(令五六)。組合會の議決事項は規約の變更を除き原則として議員定數の半數以上

出席し其の過半數を以て之を決するものであるが組合の合併は組合員の利害關係多きを以て特に愼重なる議決方法を採つたのである。合併の決議は關係ある各組合の組合會に於て之を爲すを以て、合併すべき一組合に於て合併を可決するも他の組合に於て合併を否決したるときは合併することが出來ない。

(2) 內務大臣の認可のありたること。組合の合併は組合會の議決を經、內務大臣の認可を受くることを要するのである。

吸收合併即ち一組合が他の組合を併合する場合の規約は之を變更せねばならぬことになる。規約變更の決議は合併の決議と同時に之を爲すことを要する(令五六第二項)。此の場合に於ては規約變更の議決は併合すべき組合の組合會に於て之を爲すのである。

新設合併の場合に於ては合併せむとする組合は消滅し新なる組合が成立するものなるを以て合併に因り成立する組合の規約、保險料率、初年度の收入豫算は合併せむとする組合より選任せられたる者が共同して作製し內務大臣の認可を受けねばならぬ(令五九)。

三、合併認可申請の手續

合併の認可を申請するには其の申請書に左の事項を記載せねばならぬ(則二六)。

(1) 合併する各組合の名稱

(2) 被保險者の員數

合併する各組合毎に被保險者數を記載すること。

(3) 合併後存續する組合(吸收合併)又は合併に因り成立する組合(新設合併)の名稱

合併の認可申請は合併せむとする組合が共同して申請するのであるから合併せむとする組合は之に連署せねばならぬ。

尙右の申請書には左の書類を添附せねばならぬ。

(1) 合併の決議に關する組合會の會議錄(則二五)

(2) 合併後に於ける事業計畫書

合併後存續する組合は被保險者の增加に依り事業計畫を變更する必要を生ずる又合併に因りて成立する組合は組合設立の場合と同樣の關係に在るを以て其の事業計畫書を調製することを要するのである。

(3) 認可申請の一月以內の現在に於て調製したる各組合の財產目錄

合併前に於ける各組合の財產狀態を知り認可の參考とする爲である。

(4) 合併に因りて成立する組合ある場合に於ては其の組合の規約、保險料率及其の計算の基礎を示したる書面並に初年度の收入支出の豫算

新設合併の場合に於ては組合設立の場合と同樣であるから是等の書類は事業主が作製すべき分であるが、合併の場合に於ては特に各組合より選任せられたる者が合同して作製するのである。

吸收合併の場合に於ては合併後存續する組合に於ては合併に伴ひ規約を變更せねばならぬ。此の場合に於ては合併の決議と同時に合併せむとする組合の組合會に於て規約變更の決議を爲し(令五六)內務大臣の認可を受けねばならぬ。而して此の規約變更の認可申請は合併の認可申請と別途のものなりと雖も同時に其の審査を爲すことが便利であるからである(則二六第二項)。

(1) 合併認可申請書は合併せむとする各組合が之に連署すべきものとす。

(2) 施行規則第二十六條に合併認可申請書に成立する組合の規約、保險料率及計算基礎を記載したる書面並に初年

度收入支出豫算をも添附すべき旨の規定あるは合併の認可に依りて施行令第五十九條の規定に依る認可をも爲さむとする趣旨なるが故に前記の規約、保險料率及初年度收入支出の豫算に付ての認可申請書は之を提出することを要せず。

四、組合合併の認可の告示

組合の合併を認可したるときは認可指令の日附の日より組合は合併するのである。此の場合に於ては內務大臣は左の事項を告示せねばならぬ(令六二)。

(1) 組合の名稱

(2) 組合の事務所の所在地

(3) 組合の設立ある事業の名稱及所在地

(4) 認可の年月日

五、合併と組合の權利義務との關係

組合合併の場合に於ては吸收合併と新設合併とを問はず合併に因り消滅する組合の總ての權利義務は合併後存續する組合又は合併に因りて成立する組合が之を承繼する(令六一第一項)。合併前其の組合員が組合に對し有したる權利、給付請求權又は健康保險法第二十條の規定に依る任意繼續被保險者たる權利は合併後存續する組合又は合併に因り成立する組合に對し之を行使することが出來る。尙合併に因り消滅したる組合の準備金其の他の財產(動產たること不動產たることを問はず)、第三者に對する債權債務は總て合併後の組合が之を承繼するのである。

六、合併に因る事務引繼

合併の認可ありたるときは合併に因り消滅したる組合の理事たりし者は合併の認可後遲滯なく合併後存續する組合又は合併に因り新に成立したる組合の理事に對し事務の引繼を爲す義務がある(則三一)。

合併に因り成立したる組合に未だ理事なき場合は合併に依り消滅したる組合の理事たりし者が合併に因り成立したる組合の組合員たる場合に於ては其の理事たりし者に對し事務の引繼を爲すべきである(令六三第二項)。若は此の如き理事たる者なき場合は事業主に引繼を爲さねばならぬ(令六三第一項)。事務の引繼は遲滯なく之を爲すことを要する。蓋し被保險者に對する保險給付を圓滿迅速に爲す必要があるからである。

事務引繼を完了したるときは、事務引繼を爲したる者又は引繼を受けたる者は連署の上完了の日より五日以內に事務引繼完了の旨を社會局長官に屆出でねばならぬ(則三一)。

七、合併後に於ける事務執行者

(1) 吸收合併の場合

吸收合併の合併の場合に於ては勿論合併後存續する組合の理事が合併後の組合事務を取扱ふは勿論である。唯實際問題として又は合併の條件として組合會議員及理事の數を增員し又は改選することゝ爲ることゝ思ふ。

(2) 新設合併の場合

新設合併に依り新に組合成立したるときは、理事就職に至る迄は事業主が理事の職務を行ふのである。事業主は合併の認可ありたるときは遲滯なく規約を公示し又組合會を招集して合併の經過保險料率及初年度の收入支出の豫算其の他重要なる事項を報告せねばならぬ(令六三第一項)。

合併の當時合併する組合の理事たりし者が合併に因りて成立したる組合の組合員たる場合に於ては、前述の事業主の行ふべき職務は其の理事たりし者が之を行ふのである(令六三第二項)。蓋し理事たりし者は組合の事情に適し又組合員たる被保險者の選出したる者なるを以て之をして行はしむるが適當であるからである。理事たりし者が

數多あれば其の全部が共同して事務を行ふものと解する。

第二項　組合の分割

一、總　說

組合の分割の形式は左の二に之を分つことが出來る。

(1) 甲組合より分離して乙丙等の組合が成立し甲組合は依然として存續する場合。

(2) 甲組合が分割して甲組合は消滅して乙丙等の組合が新に成立する場合

二、組合分割の要件

(1) 組合會に於て分割の決議を爲したること、組合分割せむとするときは其の組合會に於て組合會議員定數の四分の三以上の同意を以て分割の決議を爲すことを要する(令五六第一項)。此の場合に於ては分割の要件ではないが分割に伴ひ規約變更を必要とするときは分割の決議と同時に規約變更の決議を爲さねばならぬ(令五六第二項)。尙分割に依りて成立したる組合は分割に依り消滅したる組合又は分割後存續する組合の權利義務の一部を承繼せねばならぬが、其の承繼する權利義務の限度は分割の議決と同時に之を議決せねばならぬ(令六一第二及第三項)。蓋し分割に伴ふ規約の變更又は作製なるを以て分割の決議と同時に之を爲すを便利とするからである。

(2) 分割は事業の一部に付之を爲すことを得ざること。健康保險組合は事業を單位として設立せらるゝものなるを以て、組合の分割は組合の設立ある事業の一部に付之を爲すことを得ない(令五七第一項)。一事業に於て作業の場所二以上ある場合に於ては、內務大臣が其の一又は二以上の作業の場所を一事業と看做したる場合に於てのみ之を分割することを得る(令五七第二項)。

(3) 分割後の各組合員の員數は常時三百人以上たること。健康保險組合に於て健康保險事業を經營するには、三百人以上の組合員あるに非されば、危險を分散すること能はざるを以て健康保險法第二十八條は常時三百人以上あることを組合設立の條件と爲してゐる。故に分割の場合に於ても、此の精神に依り分割後の各組合の組合員の員數は、常時三百人以上あるべき見込あることを必要とした。

(4) 主務大臣の認可ありたること。

三、分割認可申請の手續

分割の認可を申請せむとするには、其の認可申請書に分割する組合の名稱、分割後存續する組合又は分割に因りて成立する組合の名稱、分割後の各組合の被保險者の員數を記載し內務大臣に提出せねばならぬ(則二七)。尙分割の認可申請書には左の書類を添附せねばならぬ。

(1) 分割の決議に關する組合會の會議錄(則二五)

(2) 分割後に於ける各組合(分割後存續する組合又は分割に因り成立する組合)の事業計畫書

(3) 認可申請書前一月以內の現在に於て調製したる分割する組合の財產目錄

(4) 分割に因りて成立する組合の承繼する權利義務の限度を示したる書面

(5) 分割に因りて成立する組合の規約、保險料率及其の計算の基礎を示したる書面並に初年度の收入支出の豫算

分割に因り組合が成立する場合に於ては未だ組合會又は理事なきを以て此等の書類は分割に因り成立する組合の組合員たるべき事業主之を定め內務大臣の認可を受けねばならぬ(令六〇)。組合設立の場合と全然同一なる規定を設けたのである。

分割後存續する組合は上述の如く被保險者の範圍其の他之に關する規約の變更を必要とする。規約變更の決議は分割の決議と同時に決議をなし分割の認可申請と同時に規約變更の認可申請を爲さねばならぬ(則二七第二項)。

注意　組合分割の認可に依りて施行令第六十條の規定に依る認可を爲さむとする趣旨なるを以て規約、保險料率及初年度收入支出豫算に付ての認可申請書は別に之を提出することを要せず。

三、組合分割の認可の告示

組合の分割の認可ありたるときは認可指令の日附の日に分割の效力を發生するのである。組合分割の認可を爲したるときは內務大臣は告示をせねばならぬが其の告示すべき事項は合併の場合に同じ(組合合併の認可の告示參照)。

四、分割と組合の權利義務の關係

分割に依り成立する組合は分割後存續する組合の權利義務の一部を承繼せねばならぬ(令六一第二項)。分割に因り成立する組合の承繼すべき權利義務の限度を定むることは分割の條件たるべきものなるを以て分割の決議の際之を議決し內務大臣の認可を受けねばならぬ(令六一第三項)。

五、分割に因る事務の引繼

分割の場合に於ける事務の引繼は大體合併の場合に於ける事務引繼と同樣である。

六、分割の際に於ける事務執行者

合併の際に於ける事務と同樣である(令六三)。

第三項　組合の解散

健康保險組合の解散は之を分ちて任意解散強制解散及自然解散の三種に分類することを得る。

一、任意解散

健康保險組合は任意に解散することが出來る。而して解散したる組合の組合員たる被保險者は政府の被保險者と爲り、其の組合員の使用せらるゝ工場又は事業場の所在地を管轄する健康保險署にて其の保險を管掌するに至るのである。

(1)　任意解散の要件(令六四)

(イ)　組合會に於て議員定數の四分の三以上の同意を以て解散の決議を爲したること

(ロ)　主務大臣の認可ありたること

(2)　解散認可申請の手續

解散の認可申請を爲さむとするときは解散する組合の名稱及被保險者の員數を記載したる認可申請書を內務大臣に提出せねばならぬ。尙ほ認可申請書には認可申請前一月以內の現在に於て調製したる財產目錄(則二八)及施行令第六十四條の規定に依る解散に關する組合會の決議錄を添附すべきものである(則二五)。

二、強制解散

強制解散に關しては健康保險法第三十九條に之を規定してゐる。即ち主務大臣が組合に對し解散を命じ得る場合は左の二の場合である。

(1)　健康保險組合の決議(組合會の決議)若は役員の行爲が法令(主務大臣の處分)又は規約に違反し組合員の利益を害し又は害するの虞あるとき

(2)　組合の事業若は財產の狀況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとき

組合は解散命令に依り其の指令日附の日より其の法人格を消滅するのである。此の如き處分權利を主務大臣に與へ

たのは健康保險組合の存在の目的を達せしめむが爲である。

解散命令は組合の法人格を消滅せしむるもので最後の處分であるから愼重なる考慮を要する。然れども組合の決議又は役員の行爲が組合員の利益を害し又は事業の經營が困難と爲りたる場合に於て、決議の取消又は役員の解職に依る監督處分を以て、之等の點を矯正すること能はさる場合には、直に解散を命せねばならぬ。此の場合に於ては解散の手續を必要としない。

三、自　然　解　散

健康保險組合は被保險者たる組合員なきに至りたるときは解散する。唯被保險者たる組合員の缺陷が一時的なる場合例へば組合の設立ある事業の中止又は休止が一時的なるときは解散しない(令六五)。被保險者たる組合員の欠缺が一時的なりや否は具體的の場合に周圍の事情を考慮して決定せねばならぬ。被保險者たる組合員と規定し單に組合員と規定せさりしは、事業主たる組合員は尙ほ有するも被保險者たる組合員が欠缺すれば組合は解散するの趣旨である。被保險者たる組合員と規定し健康保險法第二十條の規定に依り任意繼續被保險者たる組合員を除外せさりしを以て、任意繼續被保險者たる組合員が存すれば解散しないこと、爲る。

被保險者たる組合員常時なきに至りたるときは其の事由(常時なきに至りたる事由)、組合の名稱及解散の年月日を理事たりし者に於て遲滯なく內務大臣に屆出ねばならぬ。尙ほ此の屆出には解散の日の現在に依り調製したる財產目錄(則二九、樣式第九號)を添附することを要する(則二九)。

四、組合解散の認可の效力及告示

組合は解散の認可又は解散命令の指令の日附の日より若は組合員常時なきに至りたる日の翌日より解散するのである。此の場合に於ては合併又は分割の認可の場合と同じく內務大臣は解散の告示を爲さねばならぬ(令六六)。

五、解散と組合の權利義務との關係

組合解散したるときは解散したる組合の權利及義務は政府が一切之を承繼する(法四〇)。組合の權利義務とは組合の所有する帳簿、書類、現金、準備金、其の他の財產物件は勿論組合が組合員又は第三者に對する債權債務も亦一切包含する意である。從つて組合員が組合に對し給付請求權を有するときは政府は之を支拂はねばならぬ。又健康保險法第二十條の規定に依る　任意繼續保險者は百八十日間被保險者たり得る權利を有するを以て政府に於ては其の殘存期間保險又任意繼續加入の申請を受理せねばならぬ。組合の解散は自然解散の場合を除き組合の事業者は財產の狀況に依り其の事業の經營が困難なる場合に發生すべきものであつて、此等の場合に於ては多く組合員に對し保險給付を支給すること能はさる場合が多いから政府に於て一切の權利義務を承繼し以て被保險者の權利を保護したのである。即ち健康保險組合の再保險又は支拂保證と同樣の作用を爲す規定を設けたのである。

六、解散後の事務引繼

組合解散したるときは組合の理事たりし者は解散の認可ありたる後遲滯なく其の組合員たりし被保險者の保險を管掌する健康保險署長に對し事務の引繼を爲さねばならぬ(則三二)。事務の引繼完了したるときは五日以內に引繼を受けたる保險署長は其の旨社會局長官に報告せねばならぬ。

第四項　組合の設立する事業の增減

一、增　減

組合の設立ある事業の數を增加し又は減少する場合に於ては組合規約の必要記載事項たる組合の設立ある事業の變更を爲さねばならぬから規約變更の手續に依り事業の增減を爲すのである。

合併は一種の組合の設立ある事業の増加であるが合併は組合と組合とが合併する場合であつて、本節に於て組合の設立ある事業の増加をば既設組合に組合の設立なき事業が編入せらるゝ場合を謂ふのである。分割も亦一種の組合の設立ある事業の減少であるが、分割は組合の設立ある事業が分離して一又は二以上の組合と爲る場合であつて、本法に於て組合の設立ある事業の減少とは組合の設立ある事業の中の一又は二以上の事業が分離し新なる組合と爲らず或は他の組合に編入せられ又は政府の被保険者となる場合を謂ふのである。

二、組合の設立ある事業の増減の要件

(1) 組合に編入せらるゝ事業又は組合より削除せらるゝ事業の事業主の全部及其の事業の全部に使用せらるゝ被保険者二分の一以上の同意あること(令六七第一項)。

編入又は削除せらるべき事業が二以上ある場合に於ては事業主全部に付必要とする。蓋し事業主は健康保険組合との利害關係が多いからである。

編入又は削除せらるべき事業が二以上ある場合に於ては、被保険者二分の一の同意は各事業毎に之を得ることを必要とする。事業の編入の場合に於ては健康保険法第十四條第一項列擧の事業が任意包括加入の認可と同時に他の組合に編入せらるゝ場合がある。此の場合に於ては任意包括加入の認可に依り被保険者と爲るべき者に付事業の編入に關する二分の一以上の同意を得ねばならぬ(令六七第三項)。

事業の編入又は削除は事業の一部に付之を爲すことは出來ぬ(令六八)。健康保険に於ては組合設立の場合に於ても亦組合の分割の場合に於ても亦任意包括加入に付ても皆事業を單位としてゐるのである。若し一事業に於て作業の場所二以上ある場合に於ける作業を一事業と看做したる場合に於ては其の一又は二以上の作業場を或は組合に編入し又は組合より削除することが出來る(令六八)。組合が編入又は削除せらるべき事業に使用せらるゝ被保険者又は被保険者と爲るべき者の二分の一以上の同意を求めむとする場合に於ては事業編入の場合に於ては施行令第十一條各號に掲ぐる事項を記載したる書面を編入に因り組合員たる資格を取得すべき者全部に送付し、事業削除の場合に於ては削除の理由を記載したる書面を削除に因り組合員たる資格を喪失すべき者全部に送付せねばならぬ(令七)。

(2) 事業の削除を爲す場合に於ては削除後に於ても被保険者たる組合員の員數は三百人以上たること(令六九)。分割の場合に於けると同一理由に依る。

(3) 事業の編入又は削除に關する規約の變更を組合會に於て議決したること。

組合が事業の編入又は削除を爲す場合に於ては、組合規約中必要記載事項たる組合の設立ある事業其の他之に關係ある事項を變更する必要を生ずる。組合規約の變更であるから組合會議員四分の三以上を以て議決せねばならぬこと勿論である(令二一)。

(4) 規約の變更に付内務大臣の認可ありたること(法三六)。

三、事業の編入又は削除に關する規約變更の認可申請手續(則三〇)

此の場合に於ける規約變更の認可申請書には變更せらるべき事項を記載し内務大臣に提出するのであるが尚ほ左の書類を添附せねばならぬ。

(1) 規約變更に關する組合會の會議錄(則二五)

(2) 規約變更後に於ける事業計畫書

(3) 事業の編入又は削除に關する同意を求むる爲に編入又は削除に因り資格を取得し若は喪失すべき者全部に送付したる書面の寫(送付の年月日を記載すること)(令七〇)

(4) 事業の編入又は削除に關し其の事業に使用せらるゝ被保險者又は被保險者たるべき者二分の一以上の同意ありたることを認むるに足る書類(令六七)

四、規約變更の告示及公示

內務大臣は事業の編入又は削除に關する規約變更の認可を爲したるときは告示事項(令一五第一項第三號)に變更を生ずるを以て其の事項を告示せねばならぬ(令一五第二項)。

組合理事は亦變更の事項を公示することを要する(令一六)。

五、組合の設立ある事業の削除の場合の事務

組合の設立ある事業の削除に關する規約變更の認可があれば、認可指令の日附の日より、削除せられたる事業に使用せらるゝ被保險者は或は政府の被保險者と爲るか或は他の健康保險組合に編入(事業編入に關する規約變更の認可が同時にあれば)せらるゝのである。故に事業の削除を爲したる組合の理事は遲滯なく削除せられたる事業に使用せらるゝ被保險者の保險を管掌する健康保險組合の理事又は管轄健康保險署長に對し事務の引繼を爲さねばならぬ(施行規則第三十二條)。此の場合に於ては當該被保險者に關する書類帳簿等を引繼けば足り、其の權利義務の引繼を必要としない。理論上は權利義務の引繼を要するが如きも此の如き場合特に政府の保險する被保險者の使用せらるゝ事業が組合に編入せらるゝ場合に於ては、其の權利義務の限度を定め難きを以て權利義務は引繼を爲さゞることとしたのである。

事務引繼完了したるときは、引繼を爲したる者及引繼を受けたる者は、連署の上、事務引繼完了の日より五日以內に其の旨社會局長官に屆出ねばならぬ。(則三二)

第七款　組合の監督

一、健康保險組合は本來國家自ら爲すべき事業である健康保險を國家に代つて行ふ法人であるが故に常に國家の嚴重なる監督を受くることになつてゐる。

二、組合の監督は第一次に於て社會局長官が監督し、第二次に於て內務大臣が監督をするもので監督は積極的に之を爲す場合と消極的に之を爲す場合とある。

積極的監督は例へば事實に關する報告の要求、事業及財產の狀況檢査、組合會の決議取消、役員の解職等の如きを謂ふものである。

又監督の作用は之を觀方に依つて事前監督と事後監督とに分つこともある事前監督とは認可又は指揮を受けしめ、視察を爲すが如きを謂ひ事後監督とは報告又は屆出を爲さしめ處分を爲すが如きを謂ふものである。

第一項　社會局長官の監督

社會局長官は組合の監督上諸種の認可を與へ又は議員の選擧に關する訴願の裁決を爲す等の權限がある(令七三)、尙組合に對し報告を求め又は監督上必要なる通牒を發し或は部下の官吏をして組合を實地調査せしむることは內務大臣の補助機關として當然爲し得る譯である。

一、議員の選擧に關する訴願の裁決(令二三)

(1) 組合會議員の選擧人たる組合員は議員の選擧又は當選の效力に關し異議あるときは理事が議員の就職の公示を爲したる日より七日以內に之を理事に申立つることができる此の申立があつたならば理事は二十日以內に之を組合會の決定に付し其の決定ありたるときは遲滯なく公示することになつてゐる、而して此の場合に組合會に於て爲したる決定に不服のある者は右の公示の日より三十日以內に之を社會局長官に訴願することができるのである

即ち此の場合は社會局長官は之が訴願の裁決を爲すことを要する。

(2) 右の訴願を爲し得る者は選擧人であつて選擧人以外の者は訴願を提起することを得ざるは當然である又選擧の效力に關し異議あるといふことは選擧そのもの、效力に異議あること、は異なる即ち選擧の效力如何に關することは選擧に關し適法の告示を爲さゞりしこと、一定の投票用紙に依らずして選擧を行ひたること、告示して定めたる場所又は時間と異なつた場所や時間に選擧を行ひたるが如きを指すものである又當選の效力如何に關すること は選擧は有效に行はれたりとするも得票の審査を誤り又は當選者の決定に錯誤ありたるが如きを指すものである。

(3) 訴願を提起せむとする者はその訴願書を組合を經由して提出することを要する組合は訴願書を受けたるときは十日以內に辯明書及必要文書を添へて社會局長官に發送しなければならぬ（第三款の四「選擧に關する異議」の項參照）

二、理事專決處置の指揮（令三九）

組合會が成立せざる場合又は組合會が成立してゐても組合會に於て議決すべき事項を議決せざる場合には理事は社會局長官の指揮を受けて組合會の議決を經べき事項を處置することができる（第五款の五「理事ノ特別權限」の項參照）、理事は社會局長官の指揮を受けて處置したならば最近に開會する組合會の會議に於て之を組合會に報告することを要する。

三、收支豫算の認可（令四五）

組合の收入支出豫算は組合設立の年度の分は事業主に於て內務大臣の認可を受くるけれども次年度以降每年度の分は組合に於て社會局長官の認可を受くることを要する、而して之れが認可申請は年度開始一月前たる二月末日迄に爲さなければならぬ。

收入支出豫算の更正又は追加に付ても社會局長官の認可を受くることを要する この更正又は追加は初年度の分でも組合に於て社會局長官の認可を受けなければならぬ。

四、保險料率變更の認可（令四九）

組合の保險料率は組合設立認可申請の際事業主に於て內務大臣の認可を受くるものであるが其の後此の保險料率の變更を爲さむとする ときは組合に於て社會局長官の認可を受くること を要する而して保險料率は一旦定まればこれを變更する迄は其の料率に依るものであるから每年度認可を受くるの必要なきこゝは勿論である。

五、準備金管理方法の認可（令五一）

準備金は組合の保險經濟上甚重要のものであるから之が管理の方法は社會局長官の認可を受くることを要する。

六、一時借入金限度の認可（令五三）

組合は支拂上現金に不足を生したときは一時借入金を爲す必要 ある場合がある。この一時借入金は年度內に返還しなければならぬものであるから組合の經濟狀態に 不相應なる多額の金額を借入ること は危險である故に一年度內に於て借入れ得べき最高限度に付て社會局長官の認可を受けなければならぬこの限度は實際借入るゝと否とに拘らず每年度豫め認可を受くることを要するものである。

七、起債の認可（令五四）

八、重要財產處分の認可（令五五）

九、各種の報告屆出

組合の事後監督の方法として組合は社會局長官に對し左の事項に付て 報告又は屆出を爲さなければならぬことゝな

つてゐる。

(1) 決算の届出(則三六)

決算は組合會の認定を經たるときは遲滯なく届出を要する。

(2) 事業報告の報告及届出(則三六、三九)

事業報告を調製したならば遲滯なく報告し尙組合會の認定を經たる後も遲滯なく届出を要する。

(3) 組合員の權利義務に關する規定の報告(則四三)

組合員の權利義務に關する規定を定め又は改正若くは廢止したならば遲滯なく報告を要する。而して組合員の權利義務に關する規定とは左の類の規定を指す意味である。

保險給付の手續に關する規定(健康保險法施行規則第六十七條の規定に依りて定めたる規定又は右施行規則の規定に依る手續の細則)

保險醫及保險藥劑師の指定に關する規定

議員選擧の執行に關する規定

議員の旅費額及其の支給方法に關する規定

組合會會議規則

理事及理事長の選擧方法に關する規定

理事の旅費額及其の支給方法に關する規定

準備金の管理方法に關する規定

被保險者の保健施設に關する規定

帳簿及書類の保存に關する規定

(4) 議員、理事長及理事の就職、退職等に關する届出(則四四)

議員、理事又は理事長が就職したるとき、退職したるとき又は死亡したるときは遲滯なく届出を要する

第二項 內務大臣の監督

內務大臣は組合の最高監督官廳にして大なる權限を有し殊に組合の存立を失はしむることをも得るものである。

一、規約變更の認可(法三六)

組合の規約は組合設立の認可に包含されて事業主に對し認可せられるものであるが設立後之が變更に付ては組合に於て別に內務大臣の認可を受けなければならぬ。規約は組合の根本法とも謂ふべき重要なるものであるから之が變更に付ても愼重を期し內務大臣の認可を受くるに非ざれば效力なきものである。

二、事實に關する報告の要求(法三七)

組合をして事實に關する報告を爲さしむることは組合の實狀を知る上に於て極めて必要のことであるから內務大臣は組合に對し事實に關する報告を要求することができる、而して之が報告を爲さしむることは省令等を以て豫め命じ置くも又は必要の都度通牒等を以て要求するも孰れにても可なるものである。又報告の要求は必ずしも內務大臣の名を以てせずとも補助機關たる社會局長官等の名を以つて爲すも差支なきものと解すべきである。

三、事業及財產の狀況檢查(法三七)

書面審理の方法のみにては組合の實狀を充分に知悉し難き憾みがあるから內務大臣は實地に就き組合の事業及財產の狀況を檢查することができる、尙此の檢查は內務大臣自ら之を爲さずとも部下の官吏をして爲さしむることは一向

差支ない。

四、規約變更命令(法三七)

規約の變更に付ては組合は組合會に於て議員定數の四分の三以上の多數を以て決し內務大臣の認可を受くることになつてゐるが規約に改正を要すべき點あるにも拘らず組合に於て改正の意思がなく又組合に於て改正の意思があつても組合會に於て之を議決しない場合には改正することができないから內務大臣は組合や組合會の意思如何に拘らず變更の命令を發することができる、この命令が發せられたならば規約は當然變更せられたるものにして組合に於ては組合會の議決を經るの必要もなく又變更の認可を申請をすべき必要もない。

五、監督上必要なる處分の執行(法三七)

組合の監督に付て前述の方法其の他後述する方法が夫々備つてゐるけれども尙萬一の場合に處して監督上遺憾なきを期する爲內務大臣は組合に對し監督上必要なる處分を爲し得べきことゝなつてゐる、而して此の處分は監督上必要なることであるから必要の限度を超ゆることのできないのは勿論である。

六、役員の職務管掌(法三八)

組合の事務は役員即ち理事が之を行ふものであるから理事が欠缺した場合若くは病氣其の他故障ある場合又は事務を行はない場合は組合の活動は休止することゝなるが故にかくの如き場合は內務大臣は官吏又は其の他の者を指定して役員の職務を執行せしむることができる、而して此の場合に於て官吏又は其の他の者に於て職務の執行に要する費用は組合の負擔に屬するものである。

七、組合會の決議の取消(法三九)

組合會の決議が法令や規約に違反したり又は內務大臣の處分に違反したり或は組合員の利益を害し又は害するの虞があると認むるときは內務大臣は組合會に於て爲した決議を取消すことができる此の場合に取消された決議は無效となつたものであるから當初から決議がなかつたものと同樣の結果となるものである。

八、組合會の解散(令七一)

(1) 組合會の決議に付ては既に述べたるが如く理事に於て專決處置を爲し得る途あり、又內務大臣に於て決議を取消し得るの方法が認められてあるけれども是等の方法に依るも到底組合會を矯正することが至難なる場合は內務大臣に於て組合會の解散を命ずることができる、蓋し組合は執行機關と議決機關の兩々相俟つて組合の事務執行に十全を期するものであるから若し議決機關たる組合會が不良にして之を改造するに如かずと認めらるる場合は寧ろ組合會を解散するを以て得策とするものである。

(2) 組合會の解散は組合會の成立を失はしむるものであつて組合會が解散を命ぜられたならば現任議員は直ちに資格を失ふことゝなる、而して此の場合に於ては一月以內に議員の選定及選擧を爲すことを要する、尙此の選定及選擧は補闕選定や補闕選擧にあらずして總選定及總選擧たるものである。

九、役員の解職(法三九)

(1) 組合の役員即ち理事の行爲が法令や規約に違反したり、內務大臣の處分に違反したり或は組合員の利益を害し又は害するの虞ありと認むるときは內務大臣は役員を解職することができる、即ち執行機關を改造し以て組合の經營を健全ならしめむとする趣旨である。

(2) 解職せられたる理事は解職後二年間は其の組合の理事は勿論何れの健康保險組合に於ても二年間は理事の職に就くことができない(令七二)。

十 組合の解散(法三九)

組合の事業若くは財産の狀況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるときは內務大臣は組合の解散を命ずることができる、即ち組合が斯くの如き狀況であるときは組合員も組合の設立ある事業の事業主も共に不利益なるのみならず國家に於ても健康保險事業の發達上甚遺憾とすることであるから斯くの如き場合は强ひて組合を存續せしむるよりも寧ろ其の事業を政府の直營に移す方を以て得策と認むべきである、故に最後の手段として組合を解散し以て法人の存立を失はしむるのである、而して此の場合に於ては解散に因り消滅したる組合の權利義務の一切は政府に於て之を承繼するものである(法四〇)。

第四章 保險給付

第一節 疾病又は負傷を原因とする給付

一、療養の給付(法四三)

(1) 被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付をする(法四三第一項)。

療養の給付とは、後に述べる療養費、傷病手當金等の如き金錢給付とは異り、現實に疾病負傷に對する手當を加へるの謂である。

而して此の療養の給付を爲すに當り療養上必要と認めらるゝ場合には被保險者を病院に收容することが出來る(法四三第二項)。此の病院收容は保險者の權能であつて、被保險者には請求權なく、又、被保險者の意思の如何をも問はない。健康保險の所謂病院とは原則として病院取締規則の適用ある病院及醫院(病院取締規則なき府縣に在つては患者を收容することを得べき設備を有する病院及醫院)を謂ふ、但し適用はなくとも、例外として工場又は鑛山等に於て經營する病院中相當の設備を有するものは特に病院として取扱ふ方が適當である。

(2) 療養の給付の範圍及程度(法四三第二項令七四)。

療養の給付の範圍は左の如し。

(イ) 診察

內科、外科其の他凡ての專門醫の診察及齒科醫師の診察を包含してゐる。又宅診往診何れも包まれてゐる。

(ロ) 藥劑又は治療材料の支給

ガーゼ、油紙、藥瓶は之に入るも、水枕、氷囊、氷、丹坐、吸入器及同器用アルコール、胸部濕布帶、體溫計等は支給しない。

義齒についても問題があるが醫師に於て齒牙の疾患の治療上必要ありと認めた場合、又は脫齒や拔齒の結果咀嚼能力が著しく減退し義齒を裝置する必要ありと認めたる場合に於ては支給すべきものである。

(ハ) 處置、手術其の他の治療

處置とは繃帶の卷替、藥の塗布、患部の洗滌、罨法、點眼注射の如きを云ひ、手術とは患部の切開、縫合を謂ふ其他の治療と云ふ中には、電氣療法、エツキス光線療法、デアルテルミー療法、日光療法、溫浴療法、其の他轉地療法、湯治をも包含する。

この處置、手術其の他の治療は緊急の場合其の他保險者に於て必要ありと認むる場合を除くの外、之に要する費用は一回二十圓を限度とする(令七四、第二項)

(ニ) 看護

保險者に於て必要ありと認むる場合に於ては看護をする（令七四第三項）。即ち看護人を附するのである。被保險者の請求により看護人を附さねばならぬのではない。從て看護に要した費用は保險者より正當債主に支拂ふのである。病院に入院中常時廻り持に看護する看護婦の看護の如きは此に謂ふ看護の給付ではなくて、入院費中に含まれる。從つて保險者より看護費として支拂ふべきではない。

看護の費用としては看護人の日當の外、食費、旅費、車馬賃の如きものも包含される。

(ホ) 被保險者の移送

保險者に於て必要ありと認めた場合に限る（令七四、第三項）

被保險者が療養の給付を受くる爲醫師又は齒科醫師の診療所に到る場合に於て、傷病の爲め步行が著く困難なる場合、其の他傷病の狀況に依り人力車、自働車擔架等により移送する必要ある場合、汽車汽船により轉地先に移送する場合等之れである。此の場合に於ても前述の看護同樣その費用は保險者に於て正當債主に支拂ふべきものであつて被保險者より請求すべきものではない。但し、移送の代りに後述の療養費を支給する場合は別である。

被保險者が任意に人力車、自働車、電車等に乘つて診療所に到り又、自宅に歸る等の如き場合に於てはその費用は被保險者の負擔に屬するのである。

移送の費用中には單に移送機關に要する費用のみならず、必要なる附添人に要する費用の如きも含まれる。

(3) 保險醫、保險藥劑師（令七五、七六）

(イ) 保險醫の選定

診察、藥劑又は治療材料の支給、及處置、手術其の他の治療に付ては被保險者は保險者の指定したる醫師又は齒科醫師（保險醫）の中、自己の選定したるものに就き之を受けることが出來る。即ち自由選擇が出來る。但し法四十三條第三項の規定に依り病院に收容せられたときはこの自由選擇は認められない（令七五第一項）。

(ロ) 保險醫不變更の原則

被保險者は右の如く保險醫中自由に選擇が出來るのであるが、一旦選定した以上は濫りに之を變更することは出來ない。保險者の承認ありたる場合及他の疾病又は負傷の療養の場合に限り之を許される。併し保險者としては正當の事由がなければ變更の承認を拒み得ない（令七五、第二項第三項）。然らば如何なる場合がその正當の事由であるかと云へば、例へば次の如き事由により從來の保險醫につき引きつゞき診療を受くることを不都合とする場合である。

(一) 從來の保險醫が其の診療所を變更したる場合

(二) 從來の保險醫が相當期間旅行する場合

(三) 從來の保險醫死亡したる場合、又は相當期間疾病に罹り若は負傷したる場合

(四) 療養の給付を受くる者が其の住所を變更したる場合又は相當期間旅行する場合

(五) 療養の給付を受くる者の勤務先が變更したる場合

而て、單に診療を受けたる後の經過が良好でないと云ふが如き理由による變更は承認すべきではない。

(ハ) 保險藥劑師の選定

被保險者に對し保險醫より處方箋を交付したときには、被保險者は保險者の指定する藥劑師（保險藥劑師）中自己の選定したる者につき藥劑の支給を受けることは出來る。選擇は自由である。而して此の場合には變更も亦自由である（令七六）。

(4) 療養の給付に關する諸手續(則四五以下)

(イ) 被保險者より保險醫に申出の手續(則四五)

被保險者は、療養の給付を受くる場合に、保險醫にその旨申出で被保險者證を提出しなければならない。しかし已むを得ざる事由あるときは被保險者證を提出しなくともよろしい。この已むを得ざる事由とは、例へば被保險者たる資格取得後未だ保險者より被保險者證の交付なき場合、則第二十二條により被保險者證改訂手續中の場合、被保險者證を携帶せずして外出中急病のため最寄りの保險醫の許に行つた場合等はもとより、被保險者證紛失中の場合等を謂ふのである。此の場合に於ては、その事由の止みたる後遲滯なく被保險者證を提出せねばならぬ。

(ロ) 療養の終了、被保險者の死亡の場合に於ける保險醫の被保險者證返還(則四六)

(ハ) 同時に數人の保險醫に就き療養の給付を受くる場合の手續(療養證明書の交付)(則四七)

(ニ) 保險醫變更の手續(則四八)

(ホ) 立合診療及その手續(則四九)

診療と云ふのであるから單に診察のみならず手術その他治療行爲も含まれる。

(ヘ) 處方箋交付手續(則五〇)

(ト) 保險藥劑師に就き藥劑の支給を受くる場合の手續(則五一)

この場合に於ては、被保險證若は療養證明書を藥劑師に提示するを以て足り、療養の給付を受くる場合の如く之を提出即ち保險醫の手許に差出す必要はない。

(チ) 傷病が第三者の行爲に因る場合の屆出(則五二)

法第六十七條の損害賠償請求權の關係からこの屆出義務を課したのである。

以上の諸手續は、健康保險組合に於ては、必ずしも之に據る必要はなく別段の定をすることが出來る(則六七)

二、療養費(法四四)

(1) 總說

療養の給付を爲すことが困難なる場合、又は被保險者の申請があつた場合には、保險者は勅令の定むる所により療養の給付に代へて療養費を支給することが出來る(法四四)

被保險者の傷病の療養に關し健康保險の本旨とするところは療養の給付を爲すにある。療養費は例外として認められて居るに過ぎない。而して療養の給付に代るものであるから、療養費の支給範圍は令第七十四條の療養の給付範圍として揭げられてゐる事項に限られる。即ち保險者に於て直接之等の給付を爲す代りに療養費を支給するのである。

(2) 療養費の支給ある場合(令七七)

(イ) 保險者に於て療養の給付を爲すこと困難なりと認めたるとき(令七七第一號)

被保險者の住所の附近に療養上適當なる保險醫の居らぬ場合、保險醫の未指定の場合の如きは之に入る。たとへば被保險者が挫骨した場合に於て、醫師の診斷により接骨業者の手にかけた方が適當と云ふが如き場合には之の條項に該當する。又、醫師の診斷の結果湯治を適當とする場合の如きもやはり療養費を支給して湯治せしむべきものである。

(ロ) 被保險者が保險者の承認を受け其の指定せざる醫師又は齒科醫師の診療を受けたる場合に於て其の被保險者の申請ありたるとき(令七七第二號)

被保險者の信賴し、希望する醫師、齒科醫師につき診療を受けしむることが、被保險者の意思の自由を尊重することゝなると同時に疾病、負傷の治癒を速かならしむるものであるから、この場合には療養費を支給して、その希望を達せしむるのである。しかし接骨業者、柔道整腹術師、按摩、針灸術師の如く醫師、齒科醫科に非る者に就ては之を認めない。

(ハ) 被保險者が緊急の場合に於て保險者の指定せさる醫師、齒科醫師其の他の者の手當を受けたる場合に於て其の被保險者の申請ありたるとき(令七七第三號)

この場各に於ては第二號の場合とは異り、醫師、齒科醫師に限定せず、何人より手當を受けた場合でも包含される。併し自己の手療治は含まない。要するに、健康保險に於て被保險者が按摩、針灸、整腹術等を受け得る場合は令七七條第一項第一號の場合が第三號の場合である。但し

(ニ) 健康保險組合に於ては、以上の三つの場合の外、規約を以て療養費を支給し得る場合を定めることが出來る(令七七、第二項)。

(3) 療養費決定標準(令七八)

保險者が直接療養の場合に要する額を標準として之を定める。

(4) 療養費の支給に關する手續(則五三以下)

(イ) 令七七第一號の場合の屆出(則五三)

この場合の屆出は療養費支給の決定を促すのみであつて申請の性質を持つものではない。保險者は、この屆出によつて療養の給付を爲すこと困難なりと認むれば療養費を支給する、從つて此の場合の療養費の支給は、多くは前拂である。屆出事項第二號の發病又は負傷の年月日は必ずしも醫學的正確を要求するものではない。被保險者の自覺したる日を記載すれば足る。

(ロ) 同第二號の手續

(一) 承認申請手續(則五四)

(二) 療養費申請支給手續(則五四)

保險者の承認を受けて療養し然る後費用を請求することを立て前として居る。故に後拂である。蓋し虛病防止の意味からである。但し療養が長期間に亙るときは分割拂を認むべきである。

申請書記載事項第二號の診療の內容は、藥劑、治療材料、處置、特殊治療、入院等種類別に記載すべきである。蓋し、療養費額決定の標準となるからである。

又同第三號の診療にありたる費用の額も、如上の意味に於て、その總額のみならず費自を區別して記載すべきである。

(三) 同第三號の療養費支給申請手續(則五六)

此の場合療養費支給が後拂なることは寧ろ當然である。

三、傷病手當金(法四五)

(1) 被保險者が療養の爲勞務に服することが出來ない場合には其の期間傷病手當金として一日につき報酬日額(標準報酬日額(令三參照))の百分の六十に相當する金額を支給する。但し業務上の事由に因り疾病に罹り又は負傷したる場合以外の場合に於ては、勞務に服することが不能となつた日より起算し第四日より之を支給する。(法四五)

(2) 「勞務に服する能はさるとき」とは所謂勞働不能の場合である。生理的不能の場合は固より、然らさる場合に於ても診療を受くるために休業を餘義なくせらるゝ場合の如きは之に入る。而して此の場合の「勞務」とは、現に健

康保險法第十三條又は第十四條の事業を行ふ工場若は事業場に使用せらるゝ者についてはその現に服すべき勞務を指し、又任意繼續被保險者にして現在上記の事業に使用されざる者及資格喪失者にして法第五十五條により繼續して給付を受くる者については、上記の事業に使用せられてゐた當時の勞務を指すのである。「療養の爲」とは主として保險給付として受くる療養(療養費の支給を受くべき場合を含む)の爲の謂であるが、必ずしも「それのみに限らず一般に療養する爲に勞働に服することが出來ぬ場合を謂ふのである。

(3) 傷病手當金は療養の爲勞働不能の期間支給するのであつて、例へば工場の所謂公休日に當る日であつても即ち報酬を受け得ない日であつても傷病手當金は支給すべきである。蓋し、勞働不能の狀態さへあれば足りるので、必ずしも報酬を受け得る狀態にあるを要しないからである。同樣にして法第二十條の規定による任意健康繼續被保險者の大部分たる失業者の如きも、勞働不能の狀態にありさへすれば、傷病手當金の支給を受けることが出來る。

(4) 傷病手當金は、傷病が業務上の事由に因る場合に於ては、勞務に服する能はざるに至りたる日から支給する。所謂公傷病の場合である。而して其の他の場合に在つては、勞務に服する能はざるに至りたる日より起算し第四日より支給する。之の期間を待期といふ。所謂私傷病の場合である。後の場合に於て待期を附したのは虛病防止を主眼とするのである。

「勞務に服する能はざるに至りたる日」とは、勞務に服すること能はざる狀態に置かれたる日を謂ふ。但し其の狀態に置かれた時が業務終了後である場合に於ては、その翌日と解する。

此の場合說明を要するのは、健康保險に所謂「業務」の意義であるが、之は同法に所謂「事業」「事業主」と相對して考へるべき問題であつて、法第十三條の事業及第十四條の認可ありたる事業に屬する業務の意である。從つて、被保險者が之等の事業に屬せざる業務に從事する場合に於ては、たとへその業務に起因して疾病に罹り、又は負傷した場合でも業務上の事由に因るものとは言へない。即ちこの場合には待期の適用がある。任意繼續被保險者は大部分之れに該當する。次に業務上の事由によらざる場合の待期は、虛病防止を主眼とするものであるから、同一の傷病につき中途に於て勞務に服したる場合の如きは、傷病の繼續が明白であるから、再び勞働不能に陷つたときは被保險者の利益に解して待期の適用はない。從つて同一の傷病又は之によつて發した疾病の繼續中に於て、療養の爲勞務に服すること能はざるに至つた期間が數回ある場合には、最初に勞働不能となつた場合に於てのみ待期の適用があり、第二回以後の勞働不能期間については待期の適用はしない。

(5) 病院に收容したる被保險者に對しては傷病手當金は減額支給される(法四六、令七九)。

(イ) 主として被保險者に依り生計を維持する者なき場合　標準報酬日額の百分の五十

(ロ)(イ)に揭ぐる者二人以內なる場合　標準報酬日額の百分の四十

(ハ)(イ)に揭ぐる者三人以上の場合　標準報酬日額の百分の六十

元來傷病手當金は、被保險者の勞働不能中の生活費の補給を目的とするものであるから、被保險者が病院に收容せられた場合には、被保險者は病院で食事の給與の如きを受けて居るわけであるから、傷病手當金を減額するのである。「主として被保險者により生計を維持する者」とは、必ずしも被保險者と親族關係あるを要せず、又、同居せると否とに拘らない。要は主として被保險者の收入によつて生計を立てゝ居る者を言ふのである。併しこの主として生計を維持する者なりや否やは、實際に當つて決定に相當困難な場合も少くない。たとへば、一家內に被保險者二人以上ある場合に於て、孰れが主として被保險者に依り生計を維持するものなるやは、其の受くる報酬の多少及其の家庭內に於ける經濟上の地位等に依り判定すべきものであるけれども、之等の標準に依

り得ない場合もあるから、結局は個々の場合に於て社會通念に依つて決定するの外はない。

次に、後に述ぶる法第五十八條但書又は第五十九條の規定により、病院に收容せられた者が傷病手當金の一部を叙くる場合(産院に收容せられたる者が出産手當金の一部を受くる場合も同樣)に於て、其の者に對し支給する傷病手當金の額は上記の規定により受くべき額即ち傷病手當金の一部につき、令七九條の減額規定が適用せらるゝのである。

(6) 傷病手當金請求手續(則五七)

則五十七條第二項の添附書類中、事業主の證明書は、法第二十條の規定による任意繼續被保險者が從來の事業に使用せられない場合に在つては添附する必要はない。

四、療養の給付及傷病手當金の支給期間(法四七、則六九、法四八、則五八)

(1) 療養の給付及傷病手當金は、同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に付百八十日を超へては支給しない(法四七第一項)。

「同一の疾病又は負傷」とは一個の疾病又は負傷の意味である。再發の場合は同一とは見ない。「之に因り發したる疾病」とは、或る疾病又は負傷を原因として發したる疾病であつて、所謂併發症の如きは概ね之に入る。一つの疾病中他の疾病がおこつても、前の疾病と因果關係がない以上は別物として取扱はれ、その病氣について新に百八十日の期間が進行するのである。

(2) 業務上の事由に因り疾病に罹り又は負傷したる場合以外の場合に於ては、療養の給付及傷病手當金は一年内百八十日を超へては支給しない(法四七、第二項)。

即ち業務上の事由による傷病に就ては同一の傷病につ引續き百八十日以上は療養の給付又は傷病手當金を受けることが出來ぬと言ふ制限があるのみであるが、業務外の傷病については更に第二段の制限として、一年内百八十日以上は支給されぬことゝなつてゐる。即ち前者は一傷病毎に百八十日づゝ支給され得るけれども後者は一傷病について百八十日以上支給されぬと同時に數個の傷病を合して一年内百八十日以上となるときはもはや支給されないことゝなる。而して則第六十九條の規定により一年とは曆年の意味である。この百八十日の計算につき注意すべきは、業務外の傷病が同時に數個ある場合に於ては、就中最も長い傷病の期間に他の傷病期間を吸收すると云ふことである。即ち肺病で五十日、齒痛で五日、腹痛で十日の療養日數を費した場合に、その齒痛なり腹痛なりが、肺病の五十日間の療養と重複する場合には合計六十五日と計算せずして合計五十日と計算するのである。蓋し、一日に數個の傷病につき療養を受けた場合にはそれを一括して一日の療養と見るべきであり、同時に被保險者保護と云ふ立法の趣旨に合する所以である。

業務上の事由に依る傷病に在つては、夫々繼續して百八十日間療養の給付も傷病手當金も受け得るのであるから、最長期に吸收と云ふ問題はない、業務上の事由による傷病と業務外の傷病が同時にある場合に於ては、別々に日數の計算をする。兩者その取扱を異にして居る以上當然である。併し傷病手當金は傷病療養の爲勞務に服する能はず從つて賃金等の報酬を貰へない場合の生活費の補給を目的とするものであるから、勞働不能の基く傷病が數個あり、日數の計算が別々にされても、依然として標準報酬日額の百分の六十に相當する額を支給するのである。

尙日數の計算につき例へば保險醫に於て、療養の給付を受くる者に對し、一日の診療の際二日分又は三日分(此の日數は保險醫の指示したる使用日數)の服藥劑又は含嗽藥、罨法藥(外用藥)等の支給を爲した場合に於ては、此の藥劑の使用日數(即ち保險醫の指示したる使用日數)を療養の給付日數として計算すべく、又、或る月日から治療上の必要により隔日一回の注射を施して十回に及んだ場合の如きは、療養給付の日數は最後の注射の日迄即ち十九

日となる。

尙最後に任意繼續保險者にして從來の事業に使用されない者に付いては、業務上の事由に因る傷病は無いわけであるから、常に一年內百八十日を超へて療養の給付又は傷病手當金の支給を受け得ない。

(3) 被保險者は法第四十七條第一項及第二項の規定に拘らず傷病手當金の支給を受くる期間療養の給付を受ける。(法四七、第三項)

被保險者が業務上の事由に因らざる傷病の療養の爲め勞務に服することが出來ない場合には、傷病手當金の支給につき三日間の待期がある。從つてその傷病の發すると同時に勞働不能に陷り、百八十日以上引きついてその狀態がつゞいた場合に、療養の給付の支給期間が經過しても尙傷病手當金の支給期間は三日殘る。又、傷病必ずしも勞働不能を招來しないから、療養の給付を受けつゝ勞務に服することもある。これがそのまゝ百八十日を經過すればその後に於てその病氣又は他の傷病の爲め勞務に服する能はざることゝなつても、その傷病に關してはもとより、又他の傷病に關しても、業務上の事由に因る傷病でない限りはもはやその年內に於ては、療養を受くることが出來ないのであるから、從つて傷病手當金も受けることが出來ない。しかし、途中で勞働不能に陷り、療養の給付支給期間經過の際に傷病手當金を受けつゝあり尙引きつゞいて受け得る期間が殘つてゐる場合がある。前述の三日殘の場合、今の場合に於てはなるべく被保險者の傷病を回復せしめることが健康保險の本旨であるから、その傷病については殘れる傷病手當金支給期間內は療養の給付も與へると云ふのである。

(4) 法定期間超過の療養の給付(法四八、則五八)

(イ) 次の場合に於ては、保險者は法第四十七條に規定する期間を超へて療養を必要とする者に對し繼續して療養の給付をすることが出來る。

(一) 他の法令の規定に依り事業主より扶助を受くべき者に付其の事業主より申請ありたる時(法四八、第一號)

他の法令の規定とは即ち工場法施行令、鑛夫勞役扶助規則、官業の從業者に付ては傭人扶助令等の規定を言ふのである。事業主は之等の法令に依り三年間は療養を爲さねばならぬ義務がある。從つて最初の百八十日間は健康保險に依り療養の給付をするけれども、この期間經過後に亘る長期の傷病に付ては、是等扶助令は依然としてその效力を存續する。而して此の場合の療養は保險者が之を繼續給付する方が便利であり且つ有效であるから、事業主の申請があれば給付することが出來るやうにしたのである。

しかし、此の場合の扶助はどこまでも事業主の責任であるから、之に要した費用は事業主より徵收する(法四八、第二項)。この徵收金については法第十一條の適用がある。

(二) 右の場合の外、療養の給付に要する費用の償還に付、擔保を提供し、其の他確實なる方法を定め、本人又は第三者より申請ありたる時。(法第四八、第二號)

申請者が療養費用につき責任を負ふ場合である。費用償還の確保手段たる擔保その他確實なる方法については別に制限はないけれども、勿論保險者に於て償還の確保につき充分なりと認むるに足るものでなくてはならない。

(ロ) 申請手續(則五八)

記載事項中第六號の擔保の種類とは、確實でさへあれば動產、不動產、債券、株券何れにても可である。數量は債權であれば額面何圓何枚と記載し、價格は當時の時價を記載すべきである。又「費用の償還につき定めたる方法」とは確實なる保證人の如きを定むる場合であつて、其の氏名、住所、資產狀態等を記載せねばならぬ。

第二節　死亡を原因とする給付

一、埋葬料及埋葬費(法四九)

(1) 被保険者が死亡した場合に支給する。死亡の原因が何たるかは問はない。但し自殺した場合は法第六十條の關係により保険給付を受くることを得ない。

(2) 被保険者により生計を維持したる者にして埋葬を行ふ者に對して支給する(埋葬料)。生計を維持したる者たるを以て足り、被保険者との間に血族關係、姻戚關係等の存在を必要としない。又客觀的に埋葬を行ふ者と認めらるゝを以て要件とし、現實に埋葬を行ひたる者たるを要しない。併しで此の如き埋葬料を受くべき者が無い場合に於ては、現實に埋葬を行ひたる者に對して埋葬に要したる費用に相當する金額を支給する(埋葬費)。故に埋葬を行つた者と雖、若し埋葬料を受くべき者が存在する場合には、埋葬費の支給を受くることを得ない。

(3) 埋葬料額は被保険者の標準報酬日額の二十日分に相當する金額(但し其の金額が二十圓未滿のときは二十圓)である。即ち現實に埋葬に要した費用の如何を問はないのである。然るに埋葬費の方は現實に埋葬に要したる費用を支給するのが本則で、被保険者の標準報酬日額の二十日分(その金額が二十圓未滿の時は二十圓)を以て最高限とする。

(4) 埋葬と云ふも、土葬、火葬その他苟も死者を葬るものと認め得らるゝならば必ずしも樣式の如何は問はない。又屍體の一部の埋葬乃至單に遺物の埋葬であつても差支ない。

二、埋葬料及埋葬費支拂請求手續(則五九、六〇)

(1) 埋葬料の請求手續は則第五十九條にあり、埋葬費の請求手續は則第六十條にある。何れにも市町村長の埋火葬認許證の寫を添付することゝなつてゐるが、死者の屍體がない場合の如く、埋火葬することが出來ぬ場合に於ては、この寫の添付なくとも埋葬料又は埋葬費の請求は出來る。

(2) 健康保険組合に於ては、則第六十二條の規定に依り、規約を以て別に手續を定めることが出來る。

第三節　分娩を原因とする給付

一、總說

分娩を原因とする給付は、給付原因たる分娩が正當なる婚姻の結果であるかどうかは問はない。要は母體保護にあるのである。從つて所謂內緣の妻たる被保険者の分娩はもとより、私通による分娩の場合も包含される。しかし、分娩の原因が刑法の姦通罪を構成する場合の如きは、たとへ刑罰を受けたにせよ受けぬにせよ、法第六十條の關係から して給付は受けられぬものと解する。

又分娩の結果が死產であるとを問はない。

たゞ我が健康保険法の解釋として分娩給付をするのは妊娠四ケ月(一ケ月は二十八日間)を超ゆる分娩に限ることゝなつてゐる。

二、分娩費(法五〇、則六〇)

被保険者が分娩した場合に分娩費として二十圓を支給する(法五〇)。而してその支拂請求に關する手續は則六〇條に規定して居る。

三、出產手當金(法五〇、令八〇、則六二、法五四)

(1) 被保険者が分娩の日前二十八日、分娩の日以後四十二日以內に於て勞務に服せざりし期間、一日につきその標

準報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給する。之が出産手當金である。(法五〇、令八〇)

「勞務に服せさりし期間」であるから必ずしも勞務に服する能ざることを必要としない。而して勞務に服しないならば分娩前から出産手當金の支給を受け得るのである。從つて分娩後に分娩前勞務に服しなかつた期間に對する出産手當金を受ける場合を除けば令第八十條第一項に分娩の日前二十八日とあるのは結局一應は分娩の豫定日を標準としてそれよりさかのぼつて二十八日を計算して支給しなければならない。而して分娩の豫定日は必ずしも分娩の日と一致するものでなく時に前後することもある。その後れたる場合に於ては、保險者は令第八〇條第二項により分娩前の手當金支給期間を一週間以內延長することが出來る。即ち被保險者は分娩の日前三十五日の間は出産手當金の支給を受け得るのである。

(2) 出産手當金の支給請求手續(則六二)

記載事項の第三號に「勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間」とあるのは、施行令第八十條と同じく「勞務ニ服セサリシ期間」の意と解すべきである。又、添附書類としてこの期間に關する醫師又は齒科醫師の意見書を要することゝなつて居るが、被保險者が之等の診察を受けなかつた場合に於ては添附しなくても差支へない。

(3) 出産手當金と傷病手當金とは、何れも勞務に服せさりし爲平常の賃銀を受けることが出來ない場合の生計費の補助を目的とするもので、本來同性質のものであるから、出産手當金を受くる間は傷病手當金は支給しない、(法五四)而してその場合に於ては法四十七條第一項又は第二項の期間には算入しない。

四、産院收容又は助産の手當(法五一、令八六)

(1) 分娩を原因とする給付は分娩費、出産手當金の如く金錢給付たるを原則とするのであるが、保險者は被保險者を産院に收容し又は助産の手數を爲すことも出來る(法五一)。

これは保險者に對し法律が附與した權能であつて、被保險者に請求權はない。産院とは分娩を爲すべき人的及物的設備を謂ふので、産院收容の中には助産の手當はもとより食事等の給與も包含される。助産の手當には産婆の助産、分娩用具の供給、看護婦の付添は勿論、場合によれば産科醫の手術等も包含されてゐる。

(2) 被保險者が産院に收容せられ又は助産の手當をうけた場合に於ては、分娩費は半減して十圓支給される。(令八一)

又、産院に收容せられると、出産手當金は、病院に收容せられた被保險者に對する傷病手當金と同じ割合で減額される。(令八一)

五、分娩給付の要件たる期間(法二五、令二八)

被保險者が分娩に關する給付を受くる爲には分娩前一年內に於て百八十日以上被保險者であることを要する。(法二、令八二) この制限を設けたのは所謂惡意の加入者を排除せんが爲めである。即ち分娩は傷病等とは異り分娩日を豫知し得るものであるから、分娩に關する給付を受けんがために、姙婦が一時的に被保險者となり、他の被保險者の利益を害するのみならず、延いては保險經濟の基礎を危くするおそれがあるので、それを防止せんが爲めである。かくして分娩前百八十日以上被保險者たりし者でなければ分娩給付受け得ないのであるが、しかしそれは全部的に受け得ないのであつて、分娩前一年內に於て九十日以上被保險者であれば、分娩費又は助産の手當を受け得るのである。(令八二)(助産の手當をなす場合には、法第五一條、令第八十一によるべきは勿論である。) 蓋し、善意の加入者を保護し、又成るべく母體の安全を願ふに外ならない。

六、分娩給付費用の分擔(法五二、令八三)

(1) 姙娠より分娩に至る間は相當の長期であり從つてその間に被保險者に對する保險者が變更する事例は少くない。

而して分娩と云ふ保險事故はその間に少し宛發生しつゝあるものと考へられるし、又、姙娠による解雇を防止する上からも、分娩前百八十日の待期を設けたる趣旨よりするも、その間の關係各保險者をして、分娩を原因とする給付を分擔せしることは適當である。

(2) 我健康保險法に於ては分娩の前後に保險者に變更があつた場合には、關係保險者の間で分擔することゝし（法五二）、その分擔割合は、分娩の給付を受ける者が、分娩の豫定日前二百八十日目から分娩の日以後四十二日迄の期間に於て被保險者たりし期間の割合に應じて算定することになつてゐる（令八三）。令八十三條に「分娩ノ給付ヲ受クル者」とあるのは後に述ぶる如く、被保險者たる資格を喪失した後でも一定の場合分娩に關する給付を受くることが出來るからである。

(3) 分娩の前後に於て保險者に變更があつた場合の費用の分擔は前述の通りであるが、現實に給付する保險者はと言へば、即ち分娩の日前二十八日又は三十五日の間、分娩の日以後四十二日の間に於ける保險者である。而して此の場合に於ては、給付をなしたる保險者に於て、分擔義務のある關係保險者に對し、分擔金を求償すべきものである。併し、法第十一條に所謂徵收金ではないから、若し分擔金の支出を懈る保險者があれば、民事訴訟によつて取り立てるの外はない。

(4) 尙右の場合に於ける給付費用の分擔額の算定及支拂に關する事務取扱方法については、昭和二年三月八日附を以て社會局保險部長より左の如き依命通牒を發して居る。

分娩ニ關スル保險給付費用分擔額ノ算定及支拂ニ關スル件

分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於ケル分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ノ分擔額ノ算定及支拂ニ關シテハ左記ニ依ラレ度依命及通牒候也

記

一 分娩ニ關スル保險給付ノ費用（事務費ヲ含マサルモノナリ）ノ分擔額ハ其ノ給付ヲ爲シタル保險者ニ於テ之ヲ算定スルコト但シ給付ヲ爲シタル保險者二以上アル場合ニ於テハ最後ニ給付ヲ爲シタル保險者ノ署長ニ於テ算定スルコト右ノ場合ニ於テ給付ヲ爲シタル保險者カ政府ナルトキハ給付ヲ掌リタル健康保險署ノ署長ニ於テ算定スルコト但シ給付ヲ掌リタル健康保險署二以上アルトキハ最後ニ給付ヲ掌リタル健康保險署ノ署長ニ於テ算定スルコト

二 分娩ニ關スル保險給付費用ノ分擔額ノ算出ハ左ノ樣式ニ依ルコト

甲保險者分擔額＝(乙保險者給付費額＋丙保險者給付費額)×分娩ノ豫定日前280日目ヨリ分娩ノ日以後42日迄ノ間ニ於テ甲保險者ノ被保險者タリシ日數／分娩ノ豫定日前280日目ヨリ分娩ノ日以後42日迄ノ間ニ於テ甲保險者ノ被保險者タリシ日數＋同乙保險者ノ被保險者タリシ日數＋同丙保險者ノ被保險者タリシ日數

乙保險者分擔額＝(乙保險者給付費額＋丙保險者給付費額)×分娩ノ豫定日前280日目ヨリ分娩ノ日以後42日迄ノ間ニ於テ乙保險者ノ被保險者タリシ日數／分娩ノ豫定日前280日目ヨリ分娩ノ日以後42日迄ノ間ニ於テ甲保險者ノ被保險者タリシ日數＋同乙保險者ノ被保險者タリシ日數＋同丙保險者ノ被保險者タリシ日數

丙保險者分擔額＝(乙保險者給付費額＋丙保險者給付費額)×分娩ノ豫定日前280日目ヨリ分娩ノ日以後42日迄ノ間ニ於テ丙保險者ノ被保險者タリシ日數／分娩ノ豫定日前280日目ヨリ分娩ノ日以後42日迄ノ間ニ於テ甲保險者ノ被保險者タリシ日數＋同乙保險者ノ被保險者タリシ日數＋同丙保險者ノ被保險者タリシ日數

（右ハ保險者ハ甲、乙、丙ノ三ニシテ分娩ノ給付ヲ爲シタル保險者ハ乙、丙ノ二ナル場合ノ例ナリ）

三　分娩ニ關スル給付ヲ爲シタル保險者二以上アル場合ニ於テハ分擔額ヲ算定スル健康保險署長又ハ健康保險組合ハ給付ヲ爲シタル他ノ關係健康保險署長又ハ健康保險組合ニ對シ左ノ事項ヲ照會スルコト

イ　給付ノ種別及費用額

ロ　被保險者ノ標準報酬等級

ハ　分娩ノ豫定年月日

四　前項ノ照會ヲ受ケタル健康保險署長又ハ健康保險組合ハ遲滯ナク回答スルコト

五　健康保險署長又ハ健康保險組合分擔額ヲ算定シタルトキハ他ノ保險者ニ對シテ各保險者ノ分擔額ヲ別記樣式ニ依リ通知スルコト

分擔額ヲ算定シタル者カ健康保險組合ニシテ分擔スル保險者カ政府ナル場合ニ於テ給付ヲ掌リタル健康保險署カ二以上アルトキハ右ノ通知ハ最後ニ給付ヲ掌リタル健康保險署長ニ對シテ之ヲ爲スコト

六　分擔額ノ通知ヲ受ケタル健康保險長又ハ健康保險組合ハ分擔額ヲ算定シタル健康保險署長又ハ健康保險組合ニ對シテ分擔金ヲ支拂フコト但シ分擔スル保險者ニ於テモ給付ヲ爲シタルモノナルトキハ左ニ依ルコト

イ　分擔額カ之ヲ分擔スル保險者ニ於ケル給付費用額ヨリモ少キトキ又ハ費用額ト同シキトキハ其ノ分擔金ハ支拂ヲ要セサルコト

ロ　分擔額カ之ヲ分擔スル保險者ニ於ケル給付費用額ヨリモ多キトキハ其ノ差額ノ部分ノ分擔金ノミヲ支拂フト

七　前項イノ前後ニ該當スルモノニ付テハ分擔額ヲ超過スル部分ノ費用額ハ之ヲ分擔額ヲ算定シタル健康保險署長又ハ健康保險組合ニ於テ其ノ保險者ニ對シ支拂フコト但シ分擔額ヲ算定シタル健康保險署長又ハ健康保險組合カ前項本文又ハ同項ロニ依リ分擔金ノ支拂ヲ受クルモノナルトキハ其ノ支拂ヲ受ケタル後ニ於テ右ノ支拂ヲ爲スコト

分擔額ヲ算定シタル者カ健康保險組合ニシテ分擔スル保險者カ政府ナル場合ニ於テ給付ヲ掌リタル健康保險署長カ二以上アルトキハ分擔額ヲ算定シタル健康保險組合ニ於テ爲ス右ノ支拂ハ最後ニ給付ヲ掌リタル健康保險署長ニ對シテ之ヲ爲スコト

八　關係健康保險署長及健康保險組合ノ協定ニ依リ以上ノ方法ニ依ラスシテ他ノ適當ナル方法ニ依ルモ妨ケナキコト（但シ二ノ事項ハ此ノ限ニ在ラス）

九　本件ノ分娩ニ關スル給付費用額ハ給付決定後未支出ノモノヲモ含ムコト

（樣式）

分娩ニ關スル保險給付費用分擔額算定通知書

被保險者（被保險者タリシ者）ノ氏名及標準報酬等級

何　某　第何級

分娩ノ豫定　年　月　日

昭和何年何月何日

分娩アリタル　年　月　日

昭和何年何月何日

給付費用額

種別	費用額	備考
分娩費	、、、	
産院收容費（助産手當費）	、、、	
出産手當金	、、、	分娩ノ日前何日分 分娩ノ日以後何日分
計	、、、	

各保險者分擔額

保險者		費用額	分擔額	分擔額ニ對スル費用額ノ過不足 過	分擔額ニ對スル費用額ノ過不足 不足
被保險者タリシ又ハ使用セラレタル又ハ使用セラルル工場又ハ事業場	被保險者タル期間				
何組合	自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日	何工場（何々）	、、円	、、円	、、円
何組合	自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日	何工場（何々）	、、	、、	、、
何組合	自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日	何工場（何々）	、、円	、、円	、、円
政府	何健康保險署所屬	何工場（何々）	、、		
府	何健康保險署所屬	何工場（何々）	、、		、、

右及通知候也

昭和何年何月何日

何健康保險組合

何府縣何市郡何町村何番地

何健康保險組合

理事長　何　某㊞

何健康保險署長　何　某㊞

（何健康保險署長宛）

第四節　被保險者の資格喪失と保險給付

一、總說　我健康保險は被保險者の保護を徹底せんが爲めに、例外として、被保險者が其の資格を喪失したる後にも、尙一定の場合、一定の制限の下に、保險給付をなすべきことを定めてゐる。以下之を分說する。

二、資格喪失の際給付を受くる者に對する繼續給付（法五五）

(1)　被保險者が、退職、解雇等の事由により資格を喪失した際に疾病、負傷又は分娩に關して、すでに述べたる如き保險給付を受けつゝある場合に於ては、被保險者たりせば保險給付を受くることを得べかりし期間、繼續して同一保險者より其の給付を受けるにとが出來る。（死亡に關する給付は性質上繼續給付はあり得ない。）即ち資格喪失の際療養の給付を受けつゝある者ならば、法第四十七條に照して殘存期間あらば、その範圍內で療養の給付を受け、加ふるに傷病手當金を受けつゝある者ならば、矢張法第四十七條に照して殘つた期間內は之を受け得る。分娩

については、分娩費は一回限りのものであるから繼續給付の問題はおこらないが、出産手當金はこの規定の適用を受ける。産院收容及助産の手當についてはこの規定の適用ある場合は殆どないであらう。

(2) 傷病手當金、又は出産手當金又は助産手當金を繼續支給する場合に於て、法第四十五條、又は法第五十條及令第八十條第一項に所謂「勞務ニ服スルコト能ハサル期間」又は「勞務ニ服セサリシ期間」とは、何れも多くは所謂失業の場合であるから服すべき勞務のないことが多い。此の場合に於ては此の如き失業者の保護が主眼であるから、たとい服すべき勞務は無くとも、傷病手當金の場合には事實療養の爲め勞務に服する能はざる狀態にあれば足り、出産手當金の場合には、單に休養したるを以て足る。

又、同樣にして此の場合の手當金支給請求書には事業主の居らないのが普通であるが、事業主が居らぬ場合には、もとより則第五十七第第二項又は則第六十二條第二項の事業主の證明書請求書に添付するを要しない。

(3) この繼續給付は、資格喪失の際現に受けつゝある保險給付についてのみ繼續さるゝものである。從つて、疾病負傷は資格喪失の日の疾病負傷でなければならない。即ち資格喪失後再發したものについては保險給付は受けられぬが、しかし、資格喪失の際の疾病負傷を原因とする疾病即ち法第四十七條第一項に所謂「之ニ因リ發シタル疾病」は、その原因たる疾病と同一のものと見るのが法の趣旨であるから、之に就ては引きつゞいて保險給付を受け得る。

(4) 以上の如くして繼續給付を受くる者が法第二十條の規定によつて、繼續給付中に、任意繼續被保險者となつた場合、又は、新に雇傭就職等の原因により被保險者たる資格を取得したる場合には、その保險者に於て保險給付を爲すべきは當然である。從つて、繼續給付をなすべき保險者はその繼續給付の義務を免れることゝなる。

三、資格喪失後に於ける埋葬料又は埋葬費の支給(法五六)

(1) 被保險者がその資格を喪失したるまゝで左の期間內に死亡した場合には之によつて生計を維持して居た者で埋葬を行ふ者は、資格喪失當時の保險者より埋葬料の支給を受くることが出來る。

(イ) 法第五十五條の規定に依り繼續して保險給付を受けつゝある時

(ロ) 法第五十五條の規定に依る繼續給付を受けさるに至つた日より九十日以內

(ハ) 資格喪失の日後九十日以內

(2) 埋葬料の額、及、埋葬料の支給を受くる者が無い場合に付ては法第四十九條の規定が準用せられる。

四、資格喪失後に於ける分娩に關する給付(法五七、令八四)

(1) 資格喪失の際に於ける分娩に關しては(二)の通り繼續給付を受け得るのであるが、我健康保險に於ては、更に資格喪失後に分娩した場合の給付をも認めて居る。

即ち被保險者たる資格喪失の日後百八十日以內に分娩すれば、その被保險者たりしものは、被保險者として受くることを得べかりし保險給付を、最後の、即ち資格喪失當時の保險者より受けることが出來る(法五七、令八四)。蓋し法第五十五條によれば、資格喪失の際姙娠中であつても未だ出産手當金を受けて居らない場合には繼續給付はされないが、(分娩費はもとより貰ふことは出來ぬ)。從つて未だ出産手當金の支給がないうちに、即ち分娩の日前二十八日より前に解雇され從つて被保險者たる資格を喪失したと云ふが如き場合には、被保險は何等の給付を受けることも出來ない。斯樣な場合の保護を主眼として、この法第五十七條の規定が設けられたのである。

(2) 此の場合の給付に就ても、法第五十二條及令第八十二條の規定により分娩前一年內に於て百八十日以上(分娩費又は助産の手當については九十日以上)被保險者たりしことを要するは勿論である。從つて、資格喪失の日より遡つて起算し、一年內に百八十日(又は九十日)以上被保險者たりしことを要する。

一、總　說

我健康保險の給付は、法に規定する保險事故が發生した場合には、夫々規定の定むる所に從つて支給するのが本則であるが、之を支給する必要のない場合、之を支給することが却つて不正義である場合等には、例外としてその全部又は一部を支給しない。たとへば、出産手當金と傷病手當金とが競合する場合とか、休業中も繼續して報酬を受くる場合とか、他の法令の規定により公の負擔を以て療養等を受くる場合の如きは前者に屬し、又、故意犯罪又は故意に因り保險事故を生ぜしめた場合とか、保險者を僞つて保險給付を受けやうとした場合とか、之を認むれば或は社會的不正を是認することゝなり、或は健康保險の基礎をなしてゐる社會連帶、相互扶助と云ふか如き美しい倫理に反する行爲を助長する恐れがある場合は後者に屬する。出産手當金と傷病手當金の競合する場合については既に述べたから以下その他の場合に關して說明する。

二、休業中に於ける報酬と傷病手當金又は出産手當金（法五八、五九、令八五、八六）

(1)　疾病、負傷又は分娩の場合に於て、繼續して報酬の全部又は一部を受くることが出來る期間、傷病手當金又は出産手當金は支給しない。但し、その受くることが出來る報酬の額が傷病手當金又は出産手當金の額より少いときには、その差額を支給する（法五八、令八五）。

(2)　法第五十八條に該當する者が、實際に於て、その受くべかりし報酬の全部又は一部につき全額を受くることが出來なかつた場合は、傷病手當金の全額を支給し、其の一部を受くることが出來なかつた場合には、その受けた部分が傷病手當金又は出産手當金の額より少なければその受けた額と傷病手當金又は出産手當金との差額を支給する。

但し、法第五十八條の但書の規定により、傷病手當金又は出産手當金の一部を受けた場合は、その多額を支給額から控除する。而してこの支給額に就ては、本來事業主が出すべきものであるから、後で事業主から徵收する（法五九、令八六）。

(3)　要するに、休業中報酬を受けることが出來る者に對しては、別段その生計を補助する必要が無いから、傷病手當金や出産手當金は出さない。而して若しその受くべき額が少い時、又は受くべき額を實際に於て貰はなかつたり、一部しか貰はなかつたやうな場合には、少くとも傷病手當金又は出産手當金の額、即ち標準報酬日額の百分の六十迄は保險者の方で保障して居るわけである。

(4)　休業中繼續して受くる報酬に關して多少問題がある。

(イ)　疾病負傷又は分娩の場合に於て賃金等に準ずべき給與其の他の利益を繼續して受くる場合と傷病手當金又は出産手當金

たとへば寄宿舍に居住せしむる利益にして報酬の額の決定に影響あるもの及食事の給與は、事業主に於て勞務の對價として與へるものとせば、健康保險に所謂報酬の範圍に屬する。故に疾病、負傷、分娩等の場合に於て勞務に服しない場合と雖、繼續して之等の利益を受ける時には、法第五十八條の規定に該當し、從つて又施行令第八十五條の適用を受ける。

(ロ)　職工が疾病に罹り又は負傷した場合に於て報酬を受くることが出來ない場合に、工場法に基く休業扶助料の支給を受けても、之は健康保險に所謂報酬ではないから法第五十八條の場合に該當しない。

しかし右のやうな場合に、事業主に於て休業手當金を支給する旨を工場の就業規則に規定して居るときには、その手當金は勞務の對價と認められ、即ち健康保險に所謂報酬であるから法五十八條の適用を受ける。

(ハ)　事業主に於て職員の給料支給に關する規定の中に、「職員病氣ノ爲引續キ缺勤スルトキハ缺勤日數九十日迄

ハ俸給ノ全額ヲ日割ヲ以テ支給スルコトヲ原則トシ若シ其ノ職員カ健康保險ノ被保險者ナルトキハ之ヲ適用セサルコトトシ此ノ者ニ對シテハ健康保險ニ於テ受クル傷病手當金又ハ出產手當金ノ額カ前記原則ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給スルモノトス」と言ふやうなことを定めた場合に於ては、その差額として支給される額は、矢張法第五十八條に報酬に該當し、從つて令第八十五條の規定の適用を受ける。

(5) 法第五十九條第二項の規定により事業主より徵收する金については法第十一條の適用がある。

(6) 任意繼續被保險者は、工場法若くは鑛業法の適用ある工場若は事業場又は法第十四條の認可があつた事業に使用せられる場合の外、法第五十八條及第五十九條の規定の適用は無い。蓋し、かゝる任意繼續被保險者は多くは所謂失業者であるし、然らさるも、健康保險に所謂「事業」に從事するものでは無いからである。

(7) 就業時間の半ばに於て負傷し歸宅療養した場合に於て、その日の報酬の半額を支給された場合の如き、之は休業中に受ける報酬ではないから法五十八條の適用なく、その日は傷病手當金の全額を支給しなければならない。

三、故意の犯罪行爲又は故意に事故を生ぜしめたる被保險者及は被保險者たりし者に對する保險給付の停止(法六〇)

故意の犯罪行爲に因り保險事故を生ぜしめたるときとは、例へば姦通行爲に因る分娩とか、窃盜行爲中の負傷の如きものである。その犯罪行爲について故意あるを要件とし、必ずしも保險給付を意識し、又は希望したることを要しないこの點は(ロ)の故意についても同樣である。又、處刑されたることも必要でない。犯罪行爲を構成すれば足るのである。

故意に事故を生ぜしめたるとは、例へば自殺の如き、自傷の如き之れである。

四、鬪爭者は泥醉に因り又は故意に危害豫防に關する業務上の監督者の指揮に從はさる に因り事故を生ぜしめたる者に對する傷病手當金の全部又は一部の支給停止(法六一)

この場合は傷病手當金の支給を停止するのみで、他の保險給付には關係がない。

五、保險給付を受くべき者陸海軍に徵收又は召集せられたるとき、健康保險法施行區域外に在るとき、感化院其の他之に準ずべきものに入院せしめられたるとき、監獄留置場又は勞役場に拘禁又は留置せられたときに於ける保險給付の停止(法六二、第一項)

之等の場合に於ては保險給付に相當するものを受くることが出來、或は、保險給付を支給することが不可能なので保險給付をしない。しかし、之等の者の死亡した場合に於ける埋葬料又は埋葬費は之を支給すべきものである。

六、他の法令の規定に依り國又は公共團體の負擔に於て病院、病舍又は療養所に收容せられたる者に對する療養の給付の停止(法六二、第二項)

(1) 被保險者にして傳染病豫防法に依り傳染病院、隔離病舍、又は隔離所に收容せられた者、精神病院法に依り精神病院に收容せられたる者、及結核豫防法に依り結核療養所に收容せられたる者に付ては、その療養に要する費用は公共團體に於て負擔するものであるから、健康保險に於ては療養の給付はしない。供し之等の者又はその扶養義務者が、當該法令にとり食費若は藥價の如きを徵收せられたとき、又は入院費若は一部を徵收せられたる場合には、その分については、健康保險に於ては施行令第七十七條第一號の場合の療養費として被保險者本人に支給すべきである。尙癩豫防に關する法律に依り癩療養所に收容せられた被保險者に付ては、其の療養に要する費用は原則として公共團體の負擔に屬しないから、この場合にはやはり療養費として本人に支給すべきである。

(2) 之等の法令により病院等に收容せられたる者に付ては法第四十七條の規定を準用し傷病手當金を減額する(法六二、第三項)。一面に於て、例へば傳染病院、隔離病舍等に收容せしむべき必要ありと認められたる程度の疾病に就ては健康保險に於ても療養の給付として病院に收容する必要ある程度のものと言ふべきである。

七、正當の理由なくして、療養に關する指揮に從はざる者に對する傷病手當金の一部の支給停止(法六三)

被保險者がその診療を擔當する保險醫其の他の指揮に從はない場合には、自然治癒がおくれることゝなり、保險經濟を脅かす惧もあり、又怠惰を助長することゝなるので、謂はゞ制裁の意味を以て傷病手當金を減額して支給することが出來るのである。

八、詐欺其の他の不正行爲に依り保險給付を受け又は受けんとしたる者に對する保險給付の全部又は一部の停止(法六四、令八八、則七〇)

(1) 詐欺其の他の不正行爲とは例へば虛病の如きは詐欺の著しきものであり、暴行脅迫の如きはその他の不正行爲に屬する。既遂と未遂とを問はない。

(2) 保險給付の全部又は一部の支給を停止することは保險者の任意に屬するのであるが、停止する場合には停止期間を定むることを要する。而して、その期間は施行令により百八十日以內となつてゐる(令八八、第一項)

(3) 停止は保險者の「決定」によつてなされる。而してこの決定は詐欺其の他不正の行爲のあつた日より一年を經過してはもはや出來ない。(同前)

決定は保險者が事實を知つたとき遲滯なくすべきものであつて、決定をしたならば本人に通知しなければならない。(令八八、第二項)

(4) 被保險者が業務上の事由に因り疾病に罹り、又は負傷した場合に於ては給付を停止して居る場合でも傷病手當金を支給する。而してこの給付期間は、(2)の期間即ち令八八條第一項の百八十日の期間には算入しない。(第八八、第三項第四項)

(5) 健康保險組合が令第八十八條の停止の決定をした場合には(令第八八第三項第四項)、遲滯なく社會局長官に報告しなければならぬ。(則七〇)

九、保險者の診斷及之を拒みし者に對する保險給付の全部又は一部の停止(法六五)

保險者は必要ありと認むれば、保險給付を受くる者の診斷を行ふことが出來る(法六五第一項)。虛病の疑ある者に對してはその必要が最も多からう。而して、保險者の行ふ診斷を正當な理由なくして拒む者に對しては、保險者は保險給付の全部又は一部の支給を停止することが出來る。(令第一項)

第六節　保險給付の支給期日

一、保險給付の支給期日は勅令を以て定める(法六六)。而して施行令第八九條に於て支給期日を左の如く定めて居る。

(1) 傷病手當金及出產手當金は少くとも每月二回一定の期日、但し每月一回報酬を受くる者に付てはその報酬支拂の日。

(2) 療養費、埋葬料、埋葬費及分娩費はその都度。

二、政府の管掌する保險に於ては、施行規則第六十八條に於て傷病手當金及出產手當金の支給期日につき更に規定して居る。

(1) 傷病手當金及出產手當金支給期日は每月十日及二十五日、但し每月一回報酬の支拂を受くる被保險者に付ては每月二十五日。

(2) 右の期日が休日に當るときは繰下げる。

(3) 右の期日に支給する手當金は支拂期日の五日前迄に請求があつた分に限る。

三、保險給付中、療養の給付、產院收容等金錢給付でないものは支給期日の問題はない。その都度之を給付するのは

當然のことである。

第七節　保險給付請求手續に關する特則

一、內務大臣の指定したる共濟組合の組合員たる被保險者の傷病手當金、分娩費又は出產手當金支給請求手續及かゝる被保險者死亡したる場合の埋葬料又は埋葬費支給手續(則六二)

施行令第七條の規定により政府の事業に使用せらるゝ被保險者が、內務大臣の指定した共濟組合より保險給付に相當する給付を受ける場合には、其の重複部分については保險給付をしない。その關係から、傷病手當金出產手當金、分娩費、埋葬料、埋葬費の請求書中に共濟組合から受くる給付の期間及額を記載せしむることゝしたのである。

二、醫師、齒科醫師若は產婆の意見書若は證明書、又は事業主若は市町村長の證明書添附の省略(則六四)

保險給付の請求書に右の意見書、證明書等に相當する記載を受けた場合には、別に意見書や證明書を添附するの必要はない。

三、保險給付の口頭請求手續(則六五)

保險給付の請求は書面によるのを原則とするが、口頭を以てしても差支はない。しかし比の場合に於て醫師、齒科醫師若は產婆の意見書、證明書、又は事業主若は市町村長の證明書の如き、請求書に添附すべき書類は、請求の際提出しなければならない。但し保險者に於て必要ありと認むるときはそれにも及ばない。

四、保險給付を受くる者に對する事業主の證明義務(則六六)

之は特則ではないが便宜こゝで說明する。事業主は施行規則第六十六條に揭ぐる各種の場合に證明書を求められ又證明の記載を求められるゝのであるが、この場合正當な事由がなければ拒むことが出來ぬ。正當な事由とは、例へば虛

病たること明かな場合とか、事務時間經過の場合等である。

五、健康保險組合に於ける給付手續の特例(則六七)

健康保險組合は其の管掌する保險の給付手續につき施行規則第四十五條乃至第六十二條の規定に拘らず別段の定をすることが出來る。蓋し各組合に於ける實際の狀況に從ひ確實にして、簡便なる給付手續を、定めしむることが適切であるからである、從つて何等の定をしなければ施行規則の規定によるのである。

第八節　雜　則

一、保險事故が第三者の行爲に因る場合の損害賠償請求權の取得(法六七)

保險者は、保險事故が第三者の行爲によつて發生した場合に於ても保險給付をする。而して此の場合にはその給付した價額の限度に於て被保險者又は被保險者たりし者が其の第三者に對して有する損害賠償請求の權利を取得するのである。

二、保險給付請求權の讓渡又は差押の禁止

(1)　療養の給付の如きは現實の療養を受くる者のみが請求し得ることは當然であり、病院收容、產院收容の如きは保險者の權能に屬するものであつて被保險者その他保險給付を受くべき者の權利ではないから問題外である、從つて、讓渡差押の禁止は療養費、傷病手當金、分娩費、出產手當金、埋葬料、埋葬費等の金錢給付の請求權に限る。公法上の請求權は讓渡、差押は認められて居らぬものが多いのであるが、殊にこの健康保險の如き少額所得者の生活保障を主眼とするものにあつては之を認めないのはむしろ當然である。

(2)　右の如く差押や讓渡は認めないけれども一種の金錢債權であるから相續による承繼は認むべきものである。即ち

民法の規定に從ひ家督相續人若は遺産相續人に於て相續することが出來る。

三、保險給付として支給を受けた金品に對する租稅其の他の公課の免除(法六九)

健康保險の目的から言つて當然な規定である。

第五章　費用の負擔

健康保險事業を經營する爲めに要する費用の主なるものは保險給付に要する費用、事務費、準備金積立額及び保健施設費であるが之等の費用を支辨する爲めには何人が如何なる程度に負擔するかといふ問題が當然起るべきで之が即ち費用負擔の問題である。負擔者は國庫と被保險者と事業主とであるが、以下其の負擔の割合、方法に付て概說する。

第一節　國庫負擔金

一、總　說

國家は多數階級の擁護者として其の生活を充實せしめ健全なる發達を遂げしむることを重大なる職責の一とするものである　以上此の如き事柄を目的とする健康保險の如き事業を計畫し其の監督上必要なる費用は勿論事業經營に要する費用の一部をも支出するといふことは　理論上決して根據の無い事柄ではなく又歲出の點より見るも之が爲めに衞生防貧救貧等に要する經費の一部を省き得る結果となるのである。然らば國庫の負擔割合は何程であるかといふに政府の管掌する健康保險の國庫負擔に付ては健康保險特別會計法で定め健康保險法には單に健康保險組合に對する負擔のみを定めてゐる。即ち國庫は各組合の保險給付に要する費用の十分の一を負擔するといふことになつてゐる（法七〇）。

二、保險給付に要する費用

然らば保險給付に要する費用とは如何なるものをいふかといへば之は令第九十一條に例擧されてゐる。

(1)　先づ第一に療養の給付、產院收容及助產の手當に直接要したる金額である。器具機械、建築物、其の他の施設で其の效用二年以上に亘るものに付ては之に要したる費用を其の施設の豫定使用年數に應じ各年均等に分割して計算することになつてゐる。又法第四十八條の規定に依る療養は事業主、本人又は第三者の申請によつて爲す所の委託療養であつて之に直接要したる費用は申請者より徵收し得べきものであるから除外する。

(2)　第二に傷病手當金、出產手當金、分娩費埋葬料、療養費及埋葬費の合算額である。但し法第五十九條の規定に依る傷病手當金又は出產手當金の支給額は之を算入せぬ。之等は一種の立替拂であつて其の金額は事業主より徵收し得るからである。

三、國庫負擔金の計算

以上の如き方法に依り計算せられたる保險給付に要する費用の十分の一を國庫が負擔する譯であるが其の負擔額には一定の限度が存する。即ち國庫負擔金の總額が被保險者一人に付き一年平均二圓の割合を超ゆる場合に於ては各健康保險組合に對する國庫負擔金は其の限度に至る迄各健康保險組合の保險給付に要する費用の額に應じ內務大臣が之を定める。（法七〇第二項令九三）

內務大臣が之を定めるとは內務大臣が費用の額に應じて之を按分するとの謂である。被保險者一人に付き一人平均二圓の割合を超ゆるとは全國の組合を通じて謂ふのであつて個々の組合に於ては按分せられた結果が一人平均二圓以上になることも勿論あり得るのである。而して各健康保險組合の被保險者一人に對する平均額を算出する場合に於ける被保險者の員數は如何にして計算するかと謂ふに之は其の年度內の各月末に於ける被保險者の總數の平均數

を採るのである。（法七〇第三項令九二）

四、國庫負擔金支拂

國庫は組合に對し右の負擔金の概算拂を爲し得るのであつて之に關し必要なる事項は內務大臣が大藏大臣と協議して之を定めることになつてゐる（令九〇）而して兩大臣協議の上定めたる概算拂の方法は昭和二年二月內務省令第九號を以て左の如く規定せられてゐる。

健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ノ概算拂ニ關スル件

第一條　健康保險組合國庫負擔金ノ概算拂ヲ受ケムトスルトキハ每年度四月三十日及九月三十日迄ニ　左ノ事項ヲ具シ社會局長官ニ申請スヘシ

一、當該年度ニ於ケル保險給付ニ要スル費用ノ豫算額

二、第三條第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者ノ員數ノ平均數及其ノ計算ノ基礎ト爲リタル各月末ニ於ケル被保險者ノ員數

三、概算拂ヲ受ケムトスル類

第二條　概算拂ハ每年度二回之ヲ爲ス

第三條　每回ノ概算拂額ハ當該年度ニ於ケル當該健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ豫算額ノ百分ノ四以內トシ八十錢ニ被保險者ノ員數ヲ乘シテ得タル額ヲ超エサルモノトス

前項ノ被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ第一回ノ概算拂ニ在リテハ前年十一月ヨリ其ノ年三月ニ至ル各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ノ平均數、第二回ノ概算拂ニ在リテハ其ノ年四月ヨリ八月ニ至ル各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ノ平均數ニ依ル但シ特別ノ事情アル健康保險組合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　概算拂ヲ受ケタル健康保險組合ハ當該年度支拂閉鎖期日後三日以內ニ左ノ事項ヲ社會局長官ニ報告スヘシ

一、當該年度ニ於テ健康保險法施行令第九十一條ノ國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要シタル費用ノ決算額及其ノ內譯

二、當該年度ノ各月末ニ於ケル被保險者員數

三、概算拂ヲ受ケタル額

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年度ニ於ケル保險給付ニ要スル費用ノ豫算額ノ百分ノ八以內トシ四十錢ニ被保險者ノ員數ヲ乘シテ得タル額ヲ超エサルモノトス

昭和元年度ニ於ケル現在ニ依ル

前項ノ被保險者ノ員數ハ概算拂申請ノ日前五日目ノ現在ニ依ル

右の規定に依り概算拂を受けたる組合は支拂閉鎖（四月十五日）後三日以內に社會局に報告を爲すことを要するのであるが、國庫に於ける出納閉鎖の關係上右の概算拂の精算を四月中に終らなければならないのであるから概算拂を受けたる組合は勿論、概算拂を受けす負擔金の精算拂のみを希望したる組合に於ても第四條に列擧したる事項を速に屆出でられたい。

右の精算は全國が各組合の報告全部出揃ふに非されば之を爲し得さるものであるから（法七〇）一組合の遲滯は全國數百の組合の迷惑となることに注意されたい。而して報告すべき事項中保險給付に要したる費用の決算額といふは當該年度分として四月十五日迄に支出したる費用にして前述令第九十一條の規定に該當する金額を指すものである。

第二節　保　險　料

一、保　險　料　率

保險者は健康保險事業に要する費用に充つる爲め保險料を徴收する。而して保險料は事業主と被保險者とが之を負擔するのである。保險料の額は一日に付各被保險者の標準報酬日額に保險料率を乘じて得たる額とする。保險料率は保險者が定めることになつてゐるのであつて政府並に各組合は適宜に自己の管掌する範圍に適用する爲めに之を定めることが出來る。但し保險料率は性質上事故多き業務に使用せらるゝ被保險者に付き其の業務の種類の異るに從ひ等差を設くる場合の外各被保險者には同一でなければならぬ（法七一第二項令九四、九五）政府の管掌するもの の保險料率は石炭の試掘採掘及之に附屬する事業の事業場又は工場に使用せらるゝ各被險者に付ては其の標準報酬日額一圓に付八錢の割、其の以外の被保險者に付ては其の標準報酬日額一圓に付四錢の割といふことになつてゐる（大正十五年十月內務省告示第百五十九號）組合に於ては設立の際に各組合の事情に應じて適當に之を定め內務大臣の認可を受けることを必要とする（令一四）尙ほ保險料の算定に關しては別に詳しく說明する。

二、保險料負擔割合

次に被保險者及事業主の負擔割合如何といふに各二分の一づゝ即ち一人の被保險者の保險料は當該被保險者と之を使用する事業主とが各自其の二分の一を負擔するのが原則である（法七二）併し之には數個の例外がある。

(1) 先づ報酬日額五十五錢未滿の報酬を受くる被保險者即ち三級以下に該る者に關する保險料に付ては事業主の負擔額は報酬日額五十五錢以上六十五錢未滿の報酬を受くる被保險者即ち第四級に該る者に關する保險料に付事業主の負擔すべき額と同額とする。即ち第一級に於ては被保險者の負擔は零となり、第二級及第三級に於て遞增し第四級に於て折半負擔となる。但し其の額が保險料の全額を超過する場合に於ては事業主の負擔額は保險料の全額に止まる。

(2) 法第七十四條に依れば被保險者の負擔すべき保險料額は一日に付報酬日額の百分の三を超ゆることを得ざる關係上保險料率が百分の六を超過する場合に於ては當然事業主の負擔割合の方が多くなるのである。

(3) 健康保險組合は法第七十五條の規定に依り其の規約を以て事業主の負擔すべき保險料額の負擔の割合を增加することが出來る。

(4) 現在に於ては被保險者と事業主との負擔割合を保險料額の二分の一づゝとするといふ第七十二條の原則に對する例外は以上の如きものであるが法第七十三條の規定に基き業務の性質上事故多き事業に使用せらるゝ被保險者に付ては內務大臣は事業主の負擔すべき割合を三分の二迄增加することも出來る。（令九六）

尙ほ第二十條に依る任意繼續被保險者は保險料の金額を自ら負擔するものであるから之に付ては負擔割合の問題を生じない。

三、保險料の免除

保險料は以上の如き方法手續を以て常時之を徴收するのであるが被保險者が傷病手當金又は出產手當金の支給を受くるとき又は法第六十二條第一項各號に該當するときは其の期間之を徴收せぬことになつてゐる（法七六）第一の場合は斯の如き給付を受くる者に負擔を課することが酷であるといふ理由に基くのであり第二の場合は之等に該當する期間保險給付を爲さゞるが故に保險料のみを徴收するは權衡を失するが故である法第五十八條の規定に該當する者は傷病手當金又は出產手當金の全部又は一部を受けぬけれども條理上法第七十六條第一號に該當する者に準じ取扱ふべきである。法第六十二條各號とは一陸海軍に徴集又は召集せられたるとき、二本法施行區域外に在るとき、三感化院其の他之に準ずべきものに入院せしめられたるとき及び四監獄、留置場又は勞役場に拘禁又は留置せられ

たるときを謂ふのであつて何れも給付を爲すに不適當なる場合である。之等の場合には無論事業主よりも保險料を徴收せぬのである。工場法に基く休業扶助料の如きは之を健康保險の傷病手當金又は出産手當金に代るべきものと認め得さるを以て被保險者は傷病手當金を受けずして此の休業扶助料を受くるも之が爲め保險料の負擔義務を免ることを得さるものである。

四、保險料の納付

保險料を納むべき者は被保險者並に事業主であるが一々夫等の人々から徴收するといふことは手續上煩に堪えぬから法律上事業主を以て保險料金額の納付義務者と定めてゐる。但し任意繼續被保險者は自ら納付せねばならぬ（法七七）被保險者資格取得屆の遲延に係る被險者と雖も此の者に關する保險料は實際に被保險者の資格を取得したる日よりの分を納付しなければならぬ。故に事業主は自己の負擔する保險料のみならず其の使用する被保險者の負擔する分迄も納付期日迄に納めねばならぬ他人の鑛區を借受けて事業を爲す者の如きは健康保險に於ける事業主に非さるを以て斯の如き事業に使用せらるゝ被保險者の保險料の負擔及び納付は鑛業權者に於て爲すべきものである。次に保險料の納付期日であるが或月の保險料は其の翌月末日迄に納付せねばならぬ（法七九令一〇〇）健康保險組合は納付期日に付て規約を以て別段の定を爲すことが出來る（令一〇一）。

五、保險料の控除

(1) 事業主は保險料納付義務を有する代りに被保險者の負擔すべき保險料を之に支拂ふべき報酬より控除することを認めてゐる（法七八）。次に其の控除の方法を說明する。事業主の支拂ふ報酬が金錢でなければ控除することは出來ぬ。又或月に支拂ふ報酬中より控除し得るは其の前月分の保險料のみであつて其以前の分に付ては假令未納の額があるとしても法律に依つて控除することは出來ぬ。唯だ被保險者が其の事業に使用せられざるに至りたるときに限り報酬支拂の際に於て被保險者の負擔すべき前月分のみならず其の月分の保險料をも控除することが出來る（令九八）其の事業に使用せられさるに至りたるときといふ中には死亡の場合をも包含する。健康保險組合は規約の定により以上と異りたる方法を以て控除し得ることを認められてゐる（令一〇一）。

(2) 控除すべき額に一錢未滿の端數を伴ふ場合には其の端數丈けは控除し得さることゝなつてゐる。然らば之を如何に取扱ふべきかといふに之等の端數が積つて一錢以上になるも其の全部が前月分の保險料でない限り法の規定に基いて控除することは出來ぬから之は民法上の貸借關係として適當なる時機に被保險者と合意の上で然るべく計算すべきである。一ケ月に數回報酬を支拂ふ場合に數回に亘つて控除することは別に差支なく此の場合に於ては端數が積つて一錢以上となれは前月分の保險料である限り控除して差支ない。又或月の報酬の全部を其の翌月支拂ふといふことは工場法施行令の趣旨に反し從て監督官廳も之を認めぬ場合が多からうと思ふが出來高計算の場合等に於ては報酬の一部を翌月支拂ふの止を得さることもあるべく斯かる場合には矢張其の支拂額中より前月分を控除して差支ないといふことになつてゐる。又其の月分の報酬を其の月末に支拂ふ制度の工場に在つては其の月分の保險料を控除し得べき報酬は其の翌月末日に支拂ふ報酬である。

(3) 保險料の控除の關係は被保險者に對して明瞭ならしむる必要のある事柄である故事業主は保險料の控除に關する計算書を調製して工場又は事業場毎に之を備へ被保險者の請求に應じて閱覽せしめなければならぬ。計算書の形式は規則の樣式第三號に依るべきである（令九九則七）。

六、保險料の充當

第三項に述べたる如く保險料の免除せらるゝ場合があるので保險料額決定の際に此の事が不明の爲保險料を過納せしむる場合が往々にして生ずる。而して此の過納金を還付するの煩を避くる爲め過納ありたるときは此の過納金を爾後六月以內の納付期日に徴收すべき保險料の一部に充當し得ることゝして居る。（令一〇〇第二項）相殺の如き規定である。此の充當は年度に關係なく前年度に於ける過納金を本年度の保險料に充てることも出來る。

第六章　審査の請求

第一節　總　說

一、健康保險の趣旨を說く者は夫が社會連帶或は相互扶助の觀念を基調とするものなることを力說するけれども之でも矢張人と人との關係を規律する施設である　以上此處にも亦爭の生ずるを豫期せねばならぬといふことは誠に止を得ぬ事實である。健康保險を實施するに當り爭を生ずる場合換言すれば權利を傷害せられたりとして其の救濟を求むる場合が三つある。即ち

(1)　保險給付に關する決定に不服ある場合

(2)　保險料徵收金の賦課又は徵收の處分に不服ある場合

(3)　保險料徵收金の滯納處分に不服ある場合

之である。第一の場合の救濟方法としては先づ第一次健康保險審査會に審査を請求し、其の決定に不服ある者は第二次健康保險審査會に審査を請求し、其の決定に不服ある者は通常裁判所に訴を提起することが出來る。(法八〇)第二の場合の救濟方法としては處分を爲したる保險官署又は健康保險組合を監督する保險官署たる社會局長官に訴願し其の裁決に不服ある者は主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することが出來る(法八一令一二四)訴願を提起するには行政官廳の處分ありたることを前提とし之を經由して其の提起を爲すを要すること、其の他訴願の手續の便宜上健康保險組合は上の場合に於ては訴願法の規定に依る行政廳と看做されるのである(令一二五)而して社會局長官が裁決を爲すには第二次健康保險審査會の審査を經るを要件とし主務大臣が裁決を爲すには第三次健康保險審査會の審査を經ることを要件とする(法八二)併し之等の審査會の審査は訴願裁決を拘束する效力があるのではなくて其の參考となるべきものである。第三の場合の救濟方法としては地方長官に訴願し其の裁決に不服ある者は行政裁判所に出訴することが出來る(法八四)。

二、審査の請求訴願又は訴訟の提起期間に付ては本法の特に定むる期間がある即ち處分の通知又は決定書若は裁決書の交付を受けたる日より三十日以內に之を爲すべしといふことになつてゐる。併し此の三十日の期間は諸種の止を得ざる事情に因り延長し得ることを認められてゐる(法八六)。

第二節　健康保險審査會の組織

一、名稱及管轄區域　健康保險審査會は內務大臣の監督に屬し法第八十條及第八十二條の審査をなす(令一〇二)第一次より第三次までの階段を爲し第一次健康保險審査會は全國各健康保險署の所在地に設置せられ名稱には各々其の所在地名を冠し管轄區域は夫々所在地の健康保險署と之を同じくする。第二次健康保險審査會は東京及大阪に設置せられ大阪第二次健康保險審査會は社會局保險部大阪出張所と其の他の地方を管轄區域とする。第三次健康保險審査會は單に第三次健康保險審査會と稱し東京に設置せられ全國を管轄區域とする(令一〇三大正十五年十一月內務省告示第一七四號)。

二、會長及委員

(1)　健康保險審査會を組織する者は會長及委員である(令一〇四)會長は會務を總理し會議の議長となるべき者であつて事故ある場合は其の指名したる委員が其の職務を代理する(令一一〇)第一次健康保險審査會の會長は內務大臣の奏請に依り令第百六條第一號の委員(官公吏又は學識經驗ある者)中より內閣に於て之を命じ第二次健康保險審査會の會長は內務大臣の奏請に依り內務部內の高等官中より內閣に於て之を命じ第三次健康保險審査會の會長は社會局長官を以て之に充てる(一〇五)。

(2)　委員には一官吏公吏又は學識經驗ある者、二被保險者を使用する事業主、三被保險者の三種類あつて第一次健康保險審査會に於ては夫々三人(總數九人)、第二次健康保險審査會に於ては夫々二人又は三人(總數六人又は九人)

第三次健康保險審査會に於ては夫々五人總數(十五人)を以て定員とする。第一次審査會に於て二人又は三人といふは管轄區域に於ける被保險者の數等に依り等差を設けたのである。孰れの審査會に於ても各種類に屬する委員の數は同一なることを要する(令一〇六)。

(3) 健康保險署は審査の請求に關しては被告の地位に立つべきものである故其の職員は委員となることは出來ぬ。又或る健康保險審査會の委員たる者は他の審査會の委員を兼ぬることは出來ぬ、覆審制となつて居るからである。

(4) 任命方法としては第一次審査會の委員は內務大臣之を命じ第二次審査會及第三次審査會の委員は內務大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるのである(令一〇八)審査會の委員又は會長の任命を受けたる者は之を拒絶することは出來ぬのであつて辭退するには辭職の形式によるの他はない。而して其の任期は官吏又は公吏として委員たる者を際くの外三年とし特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任するを妨げぬ(一〇九)。

三、幹事及書記

(1) 健康保保審査會に幹事を置く。幹事は會長の指揮を受け庶務を整理する。第一次健康保險審査會の幹事は健康保險署の職員中より內務大臣之を命じ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會の幹事は內務大臣の奏請に依り內務部內の高等官中より內閣に於て之を命ずる。

(2) 健康保險審査會に書記を置く、書記は會長及幹事の指揮を受け庶務に從事する。第一次健康保險審査會の書記は健康保險署の判任官中より第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會の書記は社會局の判任官中より內務大臣之を命ずる。

第三節　健康保險審査會の審査手續

健康保險審査會が保險給付に關する審査の請求に對して決定を爲す場合には自己の意思に依つて之を爲すのであるが保險料其の他の徵收金の賦課又は徵收の處分に關する訴願の裁決に付ては社會局長官又は內務大臣の諮問機關となつて其の意思決定の參考として意見を開陳するに過ぎぬから此の場合には裁決に付いて對內關係に立つものであり從つて其の審査手續も施行規則に規定せられて居らぬのみならず次に說明する施行令中の審査手續に關する規定も當然適用ありと認むるもの、他適用されぬものと解すべきである。之に反し保險給付に關する審査に付ては其の手續を施行規則第五章にも規定してゐる(令一二三)。

一、管　轄

健康保險審査會の審査は保險給付に關する決定又は保險料其の他健康保險法の規定に依る徵收金の賦課若くは徵收の處分を爲したる健康保保署又は健康保險組合の事務所の所在地を管轄する健康保險審査會に於て之を爲す。(令一一三)

二、審査の請求

(1) 審査請求は文書を以て爲すを原則とし第一次健康保險審査會に對する審査の請求に限り口頭を以て爲すことも出來る。

(イ) 文書に依る審査請求手續

審査請求書に記名調印し證據書類あるときは之を添附し當該健康保險審査會に提出すべきである。

第一次健康保險審査會に對する審査請求書の記載事項

(一) 審査請求人の氏名住所及生年月並審査請求人被保險者又は被保險者たりし者に非ざるときは其職業及被保險者たりし者との關係

(二) 被保險者又は被保險者たりし者の氏名並保險事故發生の際其の使用せられたる工場又は事業場の名稱及所在地

(三) 保險給付に關する處分を爲したる健康保險署又は健康保險組合の名稱
(四) 保險給付に關する處分の通知を受けたる年月日
(五) 請求の事件及一定の申立
(六) 請求の理由
(七) 立證
(八) 年月日

第二次健康保險審査會に對する審査請求書には上記第一號第二號及第六號乃至第八號の事項の外次の事項を記載し第一次健康保險審査會の決定書又は其の謄本を添附すべきである。

(一) 第一次健康保險審査會の決定書の交付に受けたる年月日
(二) 第一次健康保險審査會の決定に對する不服の程度及變更の申立(則七三)

(ロ) 口頭に依る審査請求手續

口頭を以て審査を請求したる者あるときは書記は文書を以てする場合に審査請求書に記載すべき事項を記載したる審査請求調書を作製し讀み聞かせたる上之に記名調印せしめ證據書類あるときは之を提出せしめねばならぬ。審査請求調書には之を作製したる書記が署名捺印することを要する。(則七四)

(2) 審査の請求ありたる場合其の事件が管轄違なるときは之を移送し、單に手續の方式に欠缺あるものは之を補正せしむることゝなつて居る(令一一七)。

(3) 以上の如き方式に依り審査の請求を爲した者がある場合には健康保險審査會は保險給付に關する處分を爲したる健康保險署又は健康保險組合に對し審査請求調書の寫を送付せねばならぬ。之に對し保險署又は組合は送付を受けたる時より十日以内に答辯書及證據書類を當該健康保險審査會に提出せねばならぬ(則七五)之等の書類を双方より提出せしむるも尚ほ必要を認むるときは健康保險審査會は期限を指定して當事者交互に辯駁書及答辯書を提出せしむることが出來る(則七六)。

三、審査の議事

(1) 審査會を開くには委員の定足數がある即ち委員定員の半數以上出席し且第百六條の各號に揭ぐる種類の委員が各一人以上出席するに非されば審査を爲すことを得ず。但し同一の事件に付招集再回に及ぶ場合に開くことが出來る(令一一四)而して議決の方法としては出席議員の過半數を以て決し可否同數なるときは議長の決する所に依る(令一一五)。第一項健康保險審査會の會議の議長は其の職務を行ふ場合に於ても之が爲め委員として議決に加はる權を失はぬと解すべきである。

(2) 審査の方法は書面審査を原則とし必要ありと認むるときは口頭審問も出來る。口頭審問を爲す爲め出頭を命ぜられたる場合に於て止むことを得ざる事故の爲め當事者自ら出頭することを得ざるときは其の法定代理人、親族又は同居者をして代理出頭を爲さしむることも出來る。上述の口頭審問に出頭したる者に對しては命令を以て定むる旅費規定により旅費を支給し得ることになつてゐる(令一一六)此の規定は近く省令として公布する筈である。

(3) 次に審査を公開するや否やの問題であるが審査は原則として書面に依つて行はれることは上述の如くで此の場合には公開せずといふことになつてゐる。口頭審問の場合には一般の裁判と同樣支障なき限り公開すべきで唯だ議長必要ありと認めたるときに於てのみ傍聽を制限又は禁止することが出來る(令一一八)保險官署たる社會局及健康保險署の職員其他關係官吏例へば工場監督官吏の如き者は會議に出席し意見を述べ以て委員會の參考に資することが出來る(令一一九)。

四、證據調

健康保險審査會が審査の爲め必要ありと認めたならば證人又は鑑定人の訊問其の他の證據調を爲すことが出來るのであつて此の證據調は所要の事務を取扱ふべき地の區裁判所に囑託することも出來る。證據調に關しては民事訴訟法の證據調に關する規定を準用するのである。但し罰金の言渡を爲し又は拘引を命ずることは出來ぬ（法八五）。

五、決　定

決定に形式的のものと實質的のものとの二種がある。前旨は事件が審査の請求を爲す可らざるものなるとき又は適法の手續に違反したるものなるとき之を却下するものであつて（令一一七）後者は適法の手續に依る事件の內容を決定するものである。後者に付ては全部決定と一部決定とがある。全部決定とは事件の全部を決定せしむるもので一部決定とは事件の一部を決定するものである。若しも審査事項の中の一部分が決定を爲すに熟したる場合に於ては其の部分に付てのみ先づ決定を與ふることが被保險者にとりて便宜なることもあり得るが故に此の如き部分に對する一部決定を爲すことが出來る（令一二〇）療養給付の如きに付て其の必要を見る場合が多いと思ふ。審査が彌々決定せられたる場合には理由を附し文書を以て之を爲さねばならぬ（令一二一）其の決定書の記載事項は次の如くである。

(1) 審査請求人の氏名住所及生年月

(2) 保險給付に關する處分を爲したる健康保險署又は健康保險組合の名稱

(3) 決定主文

(4) 決定の理由

(5) 年　月　日

此の決定書の原本には會長が署名捺印せねばならぬ（則七七）此の原本に基き更に正本副本各一通を作製し、健康保險審査會の印を押捺して遲滯なく正本は之を審査請求人に交付し、副本は之を關係ある健康保險署又は健康保險組合に送付せねばならぬ。若し審査請求人に交付することが出來なければ其の決定書を揭示板に揭示せねばならぬ。而して揭示ありたる後七日を經過したるときは決定書の交付ありたるものと看做すのである（則七八）審査請求人は健康保險審査會に對し決定書の謄本の交付を請求することが出來る（則七九）。

六、審査請求手續の承繼

若し審査請求人が審査の決定前に死亡したる場合には其の承繼人が審査請求手續を受繼ぐのである（一二二）承繼人とは相續人を謂ふ。

第七章　罰　則

一、臨檢に關する罰則（法八七）

正當の理由なくして法第九條の規定に依る當該官吏又は吏員の臨檢を拒み若は妨げ其の訊問に對し答辯を爲さず若は虛僞の答辯を爲したる者は事業主たると被保險者たるとを問はず三百圓以下の罰金に處せられる。

二、保險者に對する事業主の報告又は文書の提出に關する罰則（法八八）法第八條の規定に依り保險者が被保險者を使用する事業主に對し其の使用する者の移動、報酬其の他健康保險の施行に必要なる事項に關し報告又は文書の提出を求めたる場合に於て正當の理由なくして之に應ぜず又は虛僞の報告を爲したる事業主は百圓以下の罰金に處せられる。

三、健康保險組合の設立命令に關する罰則（法八九）

強制被保險者常時五百人以上を使用する事業主が健康保險組合の設立を命ぜられたる場合に於て正當の理由なくして主務大臣の指定する期日迄に設立の認可を申請せざるときは其の手續の遲延したる期間其の負擔すべき保險料額

の二倍に相當する金額以下の過料に處せられる（法八九）。

四、健康保險組合の役員に對する罰則

法第三十七條の規定に基き主務大臣が健康保險組合に對し事實に關する報告を爲さしめ事業及財産の狀況を檢査し規約の變更を命じ其の他監督上必要なる處分を爲さむとする場合に於て組合が其の命令に違反し又は處分を拒み若は妨げたるときは其の組合の役員たる理事を百圓以下の過料に處する。（法九〇）

五、事業主が施行規則に依る義務に違背したる場合の罰則

左に掲ぐる場合に於ては事業主は百圓以下の罰金又は科料に處せられる（則八〇）。

(1) 事業主毎年六月十日迄（組合設立ある場合には規約に依つて定められたる期日迄）に標準報酬日額算定基礎届を忘り又は虚僞の記載を爲したるとき

(2) 事業主が報酬日額算定基礎届を忘り又は虚僞の記載を爲したるとき

(3) 事業主が被保險者資格所得届又は喪失届を忘り又は虚僞の記載を爲したるとき

(4) 事業主が被保險者資格變更届を忘り又は虚僞の記載を爲したるとき

(5) 事業主の使用する被保險者が法第六十二條第一項各號の一に該當し又は該當せざるに至りたる場合に其の届出を忘り又は虚僞の届出を爲したるとき

(6) 事業主事業主に變更ありたる場合に届出を忘りたるとき

(7) 事業主其の工場又は事業場が工場法又は鑛業法の適用を受けざるに至りたる場合に於て其の届出を忘り又は虚僞の記載を爲したるとき

(8) 事業主其の事業の名稱又は種類事業主の氏名又は住所工場又は事業場の名稱所在地又は種類被保險者の氏名又は業務の種類等の變更の届出を忘り又は虚僞の届出を爲したるとき

(9) 事業主其の被保險者に對し標準報酬の告知を忘りたるとき

(10) 事業主正當の事由なくして業務上の事由に因る疾病又は負傷の證明書又は勞務に服すること能はざりし期間に關する證明書を交付せず又は證明書に虚僞の證明を爲したるとき

(11) 事業主保險料の控除に關する計算書の備付若は記載を忘り虚僞の記載を爲し又は故なく被保險者に對し閲覽を拒みたるとき

(12) 事業主健康保險に關する書類保存（十二年間）を忘りたるとき

六、被保險者其の他の者が施行規則に依る義務に違背したる場合の罰則（則八一）。

之等の者は左に掲ぐる場合に於ては五十圓以下の罰金又は科料に處せられる。

(1) 任意繼續被保險者法第六十二條第一項各號に該當し又は該當せざるに至りたる場合に其の届出を忘り又は虚僞の記載を爲したるとき

(2) 任意繼續被保險者其の氏名又は住所を變更したる場合に於て其届出を忘り又は虚僞の届出を爲したるとき

(3) 被保險者第三者の行爲に因り疾病に罹り又は負傷したる場合に其の届出を忘り又は虚僞の記載を爲したるとき

(4) 被保險者其の資格を喪失したる場合に於て十日内（喪失後療養の給付を受くるとき受けざるに至りたる日以來十日内）に被保險者證の返納を忘りたるとき

被保險者死亡に因り其の資格を喪失したる場合に於て埋葬料又は埋葬費の請求權者が被保險者證の返納を忘りたるとき

(5) 療養證明書の返納を忘りたるとき

第三編　實務提要

第一章　保險料率の算定

一、緒　論

健康保險のみならず一般社會保險に於ける保險技術の問題は單に保險數理又は統計學上の問題ばかりではなく行政上經濟上の問題或は保險關係者の心理上の問題にも相當重大なる關係を有つて居るものであつて普通の保險に比して種々複雜なる事項を多く含むで居るものであるから嚴格なる數學上の理論に一致するが如き法則を其の儘之に應用することの不可能なる場合が多いのである又一方に於て社會保險の發達は比較的近世のことに屬するものであるから未だ幼稚の域を脫し得ないのである、殊に此の保險給付の原因となるべき事故の測定が甚だ困難なるものが多く其の基礎となるべき危險率の正確なるものが得難いのと社會保險は通常數種の事故を一つの制度に包括せしめて態樣の異なる種々の給付を爲すものであるから給付が重複し又は空隙を生ずる場合が多く之を適當に調節せしむることの至難なる場合があるを以て保險技術の打算を爲すに當つても種々困難なる事情が多いのである。然れども今後幾多の經驗を重ねて之等の缺點も次第に改善せられて完成の域に到着する可能性を有つて居るものなることは疑いないことである。這は兎も角現在に於ける社會保險は社會保險として種々の特色を有つて居り技術上の事項に付ても一般私法上の保險とは其の趣を異にする點が非常に多く將來も別の系統を以て進んで行くものであると推定せらる。而して健康保險は勿論一般社會保險に於て相互扶助及社會連帶の二思想が其の立法中の根幹を爲して居る二大思想であるが故に保險技術上の問題に付ても常に此の思想に支配せられて居るものであることを忘れてはならぬの

である。

二、保險料量定の基調

健康保險が（一）相互扶助、社會連帶の思想を根幹として社會政策の上に立脚するものなること從て（二）經濟力の薄弱なる少額所得者階級を對象とするものなること及（三）保險事故が日常頻繁に起る疾病負傷死亡等であることが保險技術の問題特に保險料量定の上に重大なる關係を以つて居るものであつて其の一二重要なる點に付て分析して說明を加へるときは次の如くである。

(1) 健康保險は强制を原則とすること。因より健康保險と雖も理論上よりすれば被保險者の加入を任意とすることは毫も差支ないのであるが、一般に此の任意制度は不適當であると謂はれて居る。何となれば勞働者階級に屬する者は概して其の日暮しの生活を續けて居る者が多い從つて將來起るかも知れない經濟上の不安を除く爲めに、豫め其の準備を爲し置くと云ふが如き念慮は一般に乏しい。假令其の念慮に乏しからずとするも、彼等の得る僅少なる賃銀は現在の欲望を滿足する爲にのみ消費せられて、未來の不確定なる欲望を滿足する爲に豫め備へを爲すことの出來ないのは普通のことである。故に一般社會保險に於ては、任意制度は其の遂行が甚だ困難なりとせられて居る。即ち强制を伴はざる健康保險は如何に善美なる組織も其の效果を擧ぐることを得ない。隨つて强制制度は健康保險のみならず一般社會保險の最も緊要なる任務を遂行する爲めに提供せられた重要なる支柱であり、此の支柱なくしては此の保險の大目的を達成することを得ないのである。即ち二十世紀の初頭に在りては强制制度を採用せしものは歐洲の二三の國に過ぎざりしものが其の後に於て約二十ケ國の立法中の强制原則の實現を見るに至つた。斯くの如く强制加入の原則は歐洲大陸を風靡し、約十年前個人主義の英國が其の方針を一變してより强制的連帶の思想に反對したる大雜典諸國も亦同じ方向に移らんとする傾向を示すに至つたのである。

以上說明の如く健康保險が强制を原則とする結果、保險料の量定、其の他保險技術の打算の上に如何なる影響ありやと云へば第一に法令に依り被保險者たるもの丶適用の範圍が定まり居るを以て健康保險の實施前に於ても實施後に於ても被保險者の員數は勿論其の男女、年齡、職業等に區別して比較的正確に之を豫見することが出來而かも其の集團の範圍に於て保險者は被保險者の選擇の自由を有つて居ないと同時に其の集團に屬する分子たる被保險者も亦保險に加入することを避くるの自由を有つて居ない。此の事が保險技術の打算上著しき影響を及ぼすものであつて其の一例を擧ぐれは任意加入の場合は男女、年齡、職業等の分布狀態は可動的であつて之を豫見することを得ない。從て保險料又は保險給付の額を確實に豫定することが困難なれども、强制加入の場合は危險率に影響を及ぼすべき男女、年齡、職業等の分布狀態に大體に於て一定不易の性狀を保持し居り且つ新加入者を以て被保險者の解雇に依る脫退又は死亡に因る減少を補充し得て其の總數も亦大體に於て一定不易である——勿論保險制度が廢止せられ被保險者の範圍が擴張せられ又は健康保險組合が其の設立しある事業の盛衰等に依り消長するときは別問題であるが——故に前說明の如く任意制度の場合に於ては保險料を定むる時被保險者の個性に付て考量するの要ありと雖も强制制度の場合に於ては保險料を定むるに當り之を集團的に考量し或る場合には全然個性を無視し得る、場合もあり得る第二に强制制度である以上保險に於て最も恐るゝ逆選擇の行はるゝ餘地なきを以て、私法上の保險に於ける如く種々の豫防方法を講ずる必要がない。而して强制制度なるときは惡しき危險も良き危險も混淆したる狀態に於て危險の程度が恒常的に持續するものと考へられる此の事が亦保險料の算定上重要なる一要素であると云ひ得る。健康保險の傷病率が其の任意制度なると强制制度なるに依り大なる懸隔のあることは次の統計表に依るも其の然るを知る事が出來る。

第一表　被保險者一人一年平均疾病日數（一八八七——一九〇九年獨逸ラインプチツヒ地區疾病金庫ノ實績）

年齡一階級	强制加入ノ場合	任意加入ノ場合	任意加入ノ强制加入ニ對スル割合
一五歲未滿	五・九五日	一六・三九日	二・七六倍
一五歲以上——一九歲未滿	六・一七	二八・三七	三・九五
二〇歲以上——二四歲未滿	六・五七	四二・三三	六・四四
二五歲以上——二九歲未滿	七・〇八	二三・五三	三・三三
三〇歲以上——三四歲未滿	八・一四	二一・一五	二・六〇
三五歲以上——三九歲未滿	九・四一	二二・九四	二・四四
四〇歲以上——四四歲未滿	一〇・八八	二四・九八	二・三〇
四五歲以上——四九歲未滿	一二・四三	二八・九三	二・三三
五〇歲以上——五四歲未滿	一四・五六	三一・四二	二・一六
五五歲以上——五九歲未滿	一七・〇五	三六・四二	二・一四
六〇歲以上——六四歲未滿	二〇・六九	四一・四〇	二・〇一
六五歲以上——六九歲未滿	二七・六〇	四三・五八	一・五八
七〇歲以上——七四歲未滿	三四・五六	四五・一七	一・三一
七五歲以上	四〇・四三	四五・六〇	一・一三

右の表に依るも强制制度と任意制度との間に著しき差異ありて、甚しきに至りては任意加入の場合の疾病日數は强制加入の場合の疾病日數の六倍以上に達するものあるを知る。

(2) 健康保險の保險給付の種類は日常頻繁に生ずる事故にして短期の給付のみに限局するを原則とする故に保險事

故は疾病負傷又は之と直接關係ある事故のみである然し類似の事故をも附隨的に附加せしむる意味に於て死亡及分娩の事故をも健康保險中に包含せしむるを例とする又救濟期間は極めて短期とするものである即ち必要の限度を超えたる期間の給付は之を爲さゞるものである、隨て長期に亘る救濟は別の保險制度に依るを常とする。

(3) 保險給付の程度は被保險者の平常の生活關係に重きを置くを原則とする。被保險者の生活の資源は主として被保險者の日々の所得に依つて維持せらるゝのであるから疾病負傷等の爲に生ずる勞働不能に因て生ずる損失を塡補及勞働不能の恢復の爲に要する費用を塡補するを目的とするものであつてそれ以上に救濟するの必要に乏しいのであるから特別の需要に應ずる救濟は之を必要としないのである、從つて健康保險に於ては一時に多額の金錢を給付することなき所以である。

(4) 健康保險料は被保險者の負擔能力に依つて定められるゝを原則とする。元來保險料は個々の危險の大小に依つて定められるゝを原則とする。例へば生命保險に在りては被保險者の年齡、職業又は身體の强弱等に依つて保險料に等差を附し又火災保險に在りては保險の目的の構造、用途、位置又は環境等に依つて保險料に等差を附することは私法上の保險に在りては當然のことである然るに健康保險に於ても私法上の保險の如く危險の大小に從つて保險料に等差を附するものとせば例へば老齡者病弱者の如き危險多き者は高き保險料を支拂ふことゝなるを以て之等の者は勞働市場に於て非常に不利の地位に立つことゝなる。又賃銀の少き勞働者は時として保險料の負擔に堪え得ない場合もある。之等に對して嚴格なる危險の程度に應じたる保險料を徵收するときは健康保險の目的に副はざる結果を招來することゝなるを以て、現在に於ては多く保險料の決定は主として被保險者の負擔能力に着眼して其の所得の大小に應じ保險料を徵收するを例とする。尤も英國の健康保險の如く各個人より均一の保險料、即ち每週男十片、女九片を徵收するものもあるが、此の例は模範とするに足らぬことは現に英國の均一主義は政

府直營の場合のみであつて認證組合に在りては必ずしも此の方法に據るものとは決まつて居ないことに依つても判る。此の均一主義による保險給付は最低生計費に相當する額を支給するものであると論ぜられて居るけれども、此の額が比較的高い所得者を標準として定められるゝものとせば、所得額よりも給付額が多くなる場合があり、又反對に比較的低い所得者を標準として定められるゝものとせば保險其のもの、價値を沒却することゝなる。故に此の均一主義は適當なるものと謂ふことを得ないので健康保險に於ては危險對應主義も均一主義も不適當なりとせられて居る。茲に於て前に述べたる被保險者の負擔能力即ち賃銀に比例して之を定むることゝせば、以上兩主義の弊を除却し得るを以て賃銀比例主義が一般に採用せらるゝ所以である。我が健康保險に於ても此の原則を採用し保險料率は各被保險者に付同一として例外として性質上事故多き業務に使用せらるゝ被保險者に付ては其の業務の種類に從ひ異なる保險料率を定むることを得ることを規定して居る。

(5) 健康保險の費用の負擔は被保險者、事業主及國家の三者なるを原則とする。私法上の保險に於ては保險料は保險契約者のみより徵收するものあることは當然であるが、健康保險に於ては直接利益を受くる被保險者のみならず、事業主及國家が之を負擔するを例とする。而して被保險者に於て費用の一部を負擔するは直接の受益者であると云ふことより當然のことゝ考へらるゝが、事業主の負擔する根據に付ては、事業主は保險事故の一部に付て責任があると云ふのである。殊に業務上の事由に因る傷病に付ては爭ひなき處であるが、業務外の事由に因る傷病に付ても、程度の差異こそあれ業務が關係を有することは明かである、又保險に依つて勞働力が保全し得られる結果、事業主も利益を受けると云ふことが事業主の費用の一部負擔の根據である。次に國家の一部負擔の根據に付ては、國家は勿論國民の安寧幸福を維持することに利益を感ずるのみならず少くも國家として最低の生活を保障するの義務あるものである此のことは自由主義の經濟政策の下にも最認せられた處のものであ

るが、今日に於ては更に進んで社會正義の理想の實現を期すものであつて、國家の容認する經濟活動の結果に付て國家が責任を有することを說くに至つたのである。

次に被保險者、事業主、及國家の負擔の割合を如何に決定すべきかに付ては、業務上の事由に因る傷病の外は一定の原則はない。即ち業務上の事由に因る傷病に付ては、全部事業主の負擔であるけれども、其の他の事業に付ては一定の原則がないから時宜に從つて之を定むる外はない。左に各國に於ける費用の割合を列擧すれば左の如くである。

第二表　各國疾病保險ノ費用ノ負擔割合

國名	事業主	被保險者	國庫
エストニア	三分ノ一	三分ノ一	
波蘭	百分ノ六十	百分ノ四十	
チエコスロヴァキア	百分ノ五十	百分ノ五十	
匈牙利	百分ノ五十	百分ノ五十	
諾威	百分ノ二十（政府事業）百分ノ二十	百分ノ六十	百分ノ三十（政府事業）百分ノ二十
獨逸	三分ノ一	三分ノ二	分娩給付費ノ半額補助アリ
伊太利	三分ノ一	三分ノ二	幾分國庫ノ補助アリ
英國	男女共一週ニ付五片	男一週ニ付五片女一週ニ付四片	保險費ノ九分ノ二
露國	公有企業全部負擔		
オーストリア	三分ノ一	三分ノ二	
瑞西		三分ノ二	三分ノ一
ルーマニア		一	
ラトヴィア	三分ノ一	三分ノ一	三分ノ一
ユーゴーセラヴ	二分ノ一	三分ノ一	

そこで我國の健康保險に於ては事業主と被保險者とは保險料を折半して負擔するを原則として居る。別に國家は國庫負擔金の形式に於て保險給付費用の十分の一を負擔するものである。而して事業主と被保險者と保險料を折半負擔の原則を採用したるは次の理由に基くものである。第一の理由は、我國に於ける業務上の傷病率と業務外の傷病率の割合は大體一と三の割合であつて、業務上の傷病に付ては當然事業主に於て負擔するものとし、業務外の傷病に付ては、獨逸疾病保險の例に依つて事業主一、被保險者二を負擔するものとせば總括して二分の一宛を負擔することゝなるが右の外事業主及被保險者との心理的關係等を考量したる結果に依るものである。保險料折半負擔の原則に對する例外の場合を列擧するときは左の如くである。

(イ) 被保險者は如何なる場合と雖も保險料率は百分の三を超えて負擔せず、其の超過部分は事業主が負擔することゝなる。

(ロ) 性質上事故多き業務に使用せらるゝ被保險者に關する保險料に付ては、事業主の負擔すべき割合を保險料額の三分の二迄增加することが出來る。

(ハ) 報酬月額五十五錢未滿の被保險者に關する保險料に付て事業主の負擔額は報酬日額五十五錢以上六十五錢未

滿の報酬を受くる被保險者に關する保險料に付事業主の負擔すべき額と同額とするものなるに依り事業主の負擔割合は小額所得者なるに從ひ漸次增加し被保險者は全然保險料を負擔せざる場合を生ずる。

(ニ) 猶健康保險組合に在りては以上の負擔割合の規定に拘らず、其の規約を以て事業主の負擔すべき保險料額の負擔割合を增加することを得る。

(ホ) 任意繼續被保險者に關する保險料額は被保險者が全額を負擔するものである。

そこで我國の政府の管掌する健康保險の被保險者に關する保險料率及其の負擔割合は左表の如くである又健康保險組合の組合員に關する保險料率は組合に於て任意に定むるものである負擔割合亦然りであるが內務大臣の認可を要する。

第三表　保險料率

標準報酬等級	標準報酬日額	石炭業以外ノ保險料率（百分ノ四）			石炭業ノ保險料率（百分ノ八）		
		事業主	被保險者	計	事業主	被保險者	計
第一級	三〇錢	一二厘	一厘	一三厘	二四厘	一厘	二五厘
第二級	四〇	一二	四	一六	三二	八	三三
第三級	五〇	一二	八	二〇	四〇	一〇	四一
第四級	六〇	一二	一二	二四	四八	一八	四九
第五級	七〇	一四	一四	二八	五六	二一	五七
第六級	八〇	一六	一六	三二	六四	二四	六五
第七級	一〇〇	二〇	二〇	四〇	八〇	三〇	八一
第八級	一三〇	二六	二六	五二	一〇四	三九	一〇五
第九級	一六〇	三二	三二	六四	一二八	四八	一二九
第一〇級	一九〇	三八	三八	七六	一五二	五七	一五三
第一一級	二二〇	四四	四四	八八	一七六	六六	一七七
第一二級	二五〇	五〇	五〇	一〇〇	二〇〇	七五	二〇一
第一三級	二八〇	五六	五六	一一二	二二四	八四	二二五
第一四級	三一〇	六二	六二	一二四	二四八	九三	二四九
第一五級	三五〇	七〇	七〇	一四〇	二八〇	一〇五	二八一
第一六級	四〇〇	八〇	八〇	一六〇	三二〇	一二〇	三二一

三、保險料徵收の方式

我が健康保險に於ける保險料は年度の始めに於て豫定せられたる一年間の額を月々の被保險者に割當て徵收するものにして每月分の保險料を翌月末日迄に納付せしむるものである。從て保險料は每年變化すべき性質を有し、一年間に要する保險費を支辨するに足る額を豫定し、保險料率を決定するものである。元來社會保險に於て保險料を徵收する爲の方式に種々あるものであるが其の重なるものを列擧するときは次の如くである。

(1) 拂込の方法に依る分類　歲出豫定額主義と、歲出實際額主義との二つである。前者は豫見せられたる費用を計算し、之に基き保險料を算出し前納せしむる方法であり、後者は事實上の費用を負擔義務者に割當て、後日之を追納せしむる方法である。

(2) 計算の方法に依る分類　保險料を計算する期間に依る區別であって短期計算と長期計算の二つある、前者は火災保險料式、後者は生命保險料式の算定方法とも云ひ得る。即ち保險料の計算年間每に打切り計算する方法と、保險料を長年月に亙りて計算する方法である。前者は一時的の救濟に、後者は永久的の救濟に用ゐらる。

(3) 社會保險に慣用せらるゝ分類。此の分類に費用補塡式、現價額補塡式、平均保險料式の三種がある。

(イ) **費用補塡式**　此の方法は毎年度の歳出額を補塡するを目的とするものであるが、長期間の給付、例へば年金の支給を受くる者の員數は年々增加し、遂に年金受領者の員數が恒常的の狀態に達する迄は其の費用の負擔も年と共に益々增加し、遂に不變狀態に達するに至る。從て此の方式は將來の爲に積立つる金額は毫も存ぜざるものなるを以て、保險組織が廢止せられたるときは既に年金を取得したる者も取得の權利を喪ふものである。之れ社會保險の强制性格に基き後年度に新に加入する者に支拂義務を課することを得ると雖も、强制性格を有せざる私法上の保險に於ては此の方式に依ることは不可能であることは言を俟たぬことである。

(ロ) **現價額補塡式**　此の方式に在りては一ケ年內に發生したる一切の保險事故の爲に現在及將來支拂ふことを要する現價額を其の年度に徵收するものであつて、其の徵收額を一時に支給し此の給付關係を打切ることを得べく又將來支拂ふへき部分は之を積立置くことを得べし、要之此の方式は當該年度に於て發生したる保險事故に對する現價に相當する額の轉嫁するものである。

若し或る時期に保險組織が廢止せられたるときは給付の支給を受けつゝありし者に對する積立金存在するも、其の他の者に對しては積立金存在せざるものである。

(ハ) **平均保險料式**　此の方式は將來の保險給付が充分に補塡せらるゝことを見越し得るやう豫め全保險期間に對する保險料を一定し置くものにして、保險料の餘剩金は他日の超過支出を補ふを目的とする保險料積立として存置せられるものである。故に此方式は旣に支拂期の到着せる年金のみならず仍現在加入者たる被保險者の希望する將來の保險給付をも含むものなるを以て或る時期に保險組織が廢止せられたりとせば各個人に屬する相當の積立金を有する譯である。

我が健康保險に於ては拂込の方法に依る分類中歲出豫定額主義であつて計算の方法に依る分類中火災保險料式であつて又一面費用補塡式とも云ひ得るのである。

五、保險料率算定の基礎

(1) 序　言

健康保險の保險料算定の基礎を定むる爲には統計の事實に俟たなければならぬ。一つ一つの場合には捕促し難き原因も相當多數集むれば規則正しき法則に依つて支配されて居ることが判る例へば十萬人二十萬人と云ふ如き人を集むるときは其の中一年間に負傷又は疾病に依つて死亡する割合は殆んど一定である。此の事が統計學上重要なることであつて之が所謂大數の法則と云ふのである。

大數の法則は統計學上の一大原則であつて其の論證は數學の確率論に依つて得らるゝものである。然らば確率とは如何なるものであると云へば或る事項の發生又は不發生を計算する學問である、或る事項が發生するが發生せざるかゞ確實であるときは所謂數學的確率の計算の行はるゝ餘地はないけれども其の發生が不確實なる場合に於ては確率の計算の行はるゝ餘地がある例へば袋の中に白玉五個を入れて之より一個宛引出すとせば其の白玉を引出す事は確實であるが其の袋の內に入つて居ない赤玉を引出すことは不可能である然れども右五個の內三個が白玉で二個が赤玉なる場合抽出す確率如何と云へば五個の內三個が白玉なるが故に其の內一個を抽き出す確率は $3/5$ なりと云ふのである之を稱して數學的確率と稱するのである斯くの如き數學的確率は凡ての發生し得べき場合(上例の五)に對する或る出來事の發生する場合(上例五個の內二個赤玉なる場合(上例の白玉の三)又は發生せざる場合(上例の白玉の二)の比率であつて數學的に分數を以て表はすことが出來る其の分數の分子は發生し得る場合又は發生し得ざる場合であつて分母は總ての出來得べき場合である。

今或る事象の發生し得べき場合をaとせば其の發生すべき確率は $\frac{a}{a+b}$ であつて發生せ

さる確率は $\frac{b}{a+b}$ である或る事の發生する場合が a で發生せさる場合が b なり即ち或る事が發生するか發生せさるかの二樣に出でさるを以て發生する場合は $1-\frac{b}{a+b}=\frac{a}{a+b}$ として表はすことを得べく又發生せさる場合は $1-\frac{a}{a+b}=\frac{b}{a+b}$ として表はす事を得べし今袋の內に白玉三個と赤玉二個と合計五個を入れ其の內より白玉を取り出す確率即ち赤玉を取り出す確率は $\frac{2}{5}$ である。

之を要するに或る出來事の起る場合の數を總ての出來得べき場合の數と等しきときは其の事の發生は數學上1を以て表はす例へば10の場合に或ることが起る場合10なるときは $\frac{10}{10}$ 即ち1となり之に反し或る事の發生が一つも無きときは其の確率は $\frac{0}{10}$ 即ち零である故に數學的に論すれば確率とは或ることの發生する程度又は發生せさる程度を表はす0と1との間にある多くの數であると云ふ事が出來る、然れども玆に注意すべきことは白玉三個赤玉二個の入れてある袋より白玉を取出す確率は $\frac{3}{5}$ なりと云ふは之れ必ず $\frac{3}{5}$ の割合で白玉が出ると云ふに非ず。

そこで數學的の確率なるものは前述の大數の法則が發見せらるゝまでは單に一個の假定的獨斷に過ぎさるものとされるのである然るに有名なるゼームスベルヌイ氏が大數の法則を發見して以來遂に確率は數學上の定理と認められるゝに至つたのである。

註　或ル人ノ實驗ニ依レハ袋ノ中ニ白玉ト赤玉トヲ同數ヲ入レ置キテ一萬回抽リ出シタル場合白玉ノ出テタル回數ハ五、〇一一テアツテ赤玉ノ出テタル回數ハ四、九八九回テアツタ之レニ依ツテ見ルモ確率ハ $\frac{1}{2}$ ニ近接セルモノデアルコトヲ知ルヘシ

以上の如き確率を基礎として研究するときは死亡率、疾病率、分娩率等は何れも確率にして數學の理論と一致するものである。

健康保險の保險料率算定の基礎となるべきものに付いても確率の理論と大數の法則の二つに支配せられ統計上の法則に依つて基礎を確定して保險料を算定して將來の計畫を樹つることが出來る所以である。

以下健康保險組合に於ける場合のみに限定して算定の基礎となるべき危險率其の他に付き說明することゝする。

(2) 危險率

(イ) 休業平均日數

休業平均日數とは被保險者一人當り一年間に疾病負傷の爲に休業する日數である 即ち被保險者の平均數を以て一年間に疾病負傷の爲に勞務に服する能はさりし總日數を除して得たる日數に外ならず 休業平均日數を算定するには業務上の疾病負傷と業務外の疾病負傷とを分ちて算出するを便とする何となれば 業務上の疾病に付ては勞働者賠償制度を布いて居る國では容易に其の資料が得られ又業務外の傷病に付ては 外國の疾病保險の資料に依つても得られる又事業主と被保險者との保險料の負擔割合を決定する場合の資料となるに依る。

我國に於ても工場法又は鑛業法に規定する業務上の疾病に付ては比較的正確なる統計資料を得べく又共濟組合に於ける業務外の傷病に付ても相當の資料を得べしと雖も玆に注意を要するは如何なる資料を利用する場合又は參考とする場合に於ても我健康保險の傷病に關する給付期間は百八十日を原則とすること 業務外の事由に因る傷病に付ては三日の待期あること 被保險者の資格喪失後猶傷病手當金を受くべき者ある事に注意して 休業日數を算定することを要する 又他の統計資料を利用する場合又は參考とする場合に在りては 其の傷病に關する保險給付期間及待期の有無及其の日數を考慮し同一の條件にある 如く相當補正の方法を講するの外其の資料が任意保險の實績なるや 强制保險の實績なりや 健康保險實施前の統計が實施後如何に變動するや等幾多の事情に依つて休業平均日數に相當影響を及ぼすべき事項に付き相當の係數を加減して 休業平均日數を算定することを要するのである。

今參考の爲疾病統計として最も權威あるものとしてはライプチツヒ地區疾病金庫（Ortskranken Kasse für Leipzig und Umgegend）實績に付て少しく說明を加ふることゝする本疾病金庫は獨逸にも有數なる大組合にして其の實績及研究の結果は一九一〇年發行の Krankheits und sterblichkeits in der Ortskranken Kasse fur Leipzig und Umgegend に公表せられて居る、本書は一八八七年乃至一九〇五年の統計事實に基き作製せられたるものなるが左に其の一部分を掲載することゝする。

第四表　疾病統計表

年齢階級	男子強制加入			女子強制加入		
	被保險者百人ニ對スル罹病件數	一疾病平均休業日數	被保險者一人平均疾病日數	被保險者百人ニ對スル罹病件數	一疾病平均休業日數	被保險者一人平均休業日數
一五歲未滿	三七・九	一五・七	五、九五〇	二八・六	一八・六	五、三三八
一五歲以上—一九歲未滿	三七・九	一六・六	六、一七四	三五・四	二一・三	七、五三六
二〇歲以上—二四歲未滿	三五・五	一八・五	六、五七一	四〇・四	二三・六	九、五五〇
二五歲以上—二九歲未滿	三五・五	一九・九	七、〇七五	四六・三	二六・〇	一二、〇五四
三〇歲以上—三四歲未滿	三八・五	二一・二	八、一三六	五〇・六	二七・六	一三、九五一
三五歲以上—三九歲未滿	四〇・八	二三・一	九、四〇九	五一・九	二八・二	一四、六五二
四〇歲以上—四四歲未滿	四四・二	二四・六	一〇、八八一	五一・八	二八・〇	一四、五三一
四五歲以上—四九滿未滿	四七・二	二六・二	一二、四三四	五一・七	二八・九	一四、九五九
五〇歲以上—五四歲未滿	五〇・八	二八・六	一四、五六一	五一・八	二八・七	一四、八九八
五五歲以上—五九歲未滿	五三・八	三一・七	一七、〇四七	四六・八	三一・七	一四、八五五
六〇歲以上—六四歲未滿	五九・九	三四・五	二〇、六八七	四九・四	三三・〇	一六、三一一
六五歲以上—六九歲未滿	六九・〇	四〇・〇	二七、五九八	五七・四	四一・四	二三、七三〇
七〇歲以上—七四歲未滿	七七・六	四四・六	三四、五六三	六一・三	四一・三	二五、三〇五
七十五歲以上	八三・一	四八・七	四〇、四二九	六三・六	三九・五	二五、一二一

右の罹病件數は休業したものゝみに限るものであつて業務上のものも此の內に含まれて居る又休業日數は休業の初日から治癒に至るまでの日數を計上しあるも三十四週を超ゆるものは三十四週にて打切つてある。

次に右の表に見る如く被保險者、百人に對する罹病件數（m）一疾病平均休業日數（n）及被保險者一人平均疾病日數（l）とするときは次の關係式が成り立つものである。

$$l = \frac{m.n}{100}$$

從つて右の式の何れか二つの値を知るときは他の一つの値は直ちに計算すること得。

次に疾病期間別の統計を左に掲ぐることゝする。

第五表ノ一　疾病序列表（男子強制加入者）

	一五歲—二四歲	二五歲—三四歲	三五歲—四四歲	四五歲—五四歲	五五歲—六四歲	六五歲—七四歲
一日	一三一、三二五人	一〇八、五五一人	六九、三六三人	三九、四一二人	一七、六七五人	五、五〇九人
二日	一三〇、三三一	一〇七、八六七	六八、九八六	三九、二〇一	一七、六〇〇	五、四九四
三日	一二九、三四三	一〇七、一八八	六八、六四七	三九、〇〇七	一七、五一一	五、四八一
四日	一二七、〇六八	一〇五、八一三	六七、九〇七	三八、六三九	一七、三九六	五、四五二
五日	一一八、七三五	九九、九〇九	六四、八六〇	三七、三〇五	一六、六五四	五、三四五
六日	一〇六、七一二	九一、一五二	六〇、二六一	三五、二六八	一六、二五七	五、二〇七

	一五歳—二四歳	二五歳—三四歳	三五歳—四四歳	四五歳—五四歳	五五歳—六四歳	六五歳—七四歳
七日	九三、一六三	八一、四五四	五四、九二五	三二、八二四	一五、四三三	五、〇〇三
二週間	八五、七三四	七五、三〇四	五一、二四〇	三一、〇一一	一四、八〇四	四、八六〇
三週間	四三、六二六	四二、二四一	三〇、九四六	二〇、三四八	一〇、四三七	三、七四五
四週間	三六、七三九	二七、三五八	二〇、八四二	一四、三三三	七、六〇四	二、八八六
五週間	一八、二三五	一九、四三〇	一五、〇九五	一〇、六〇三	五、七八一	二、二八八
六週間	一三、一七一	一四、四三六	一一、四七二	八、一四六	四、五六七	一、八五七
七週間	一〇、〇六六	一一、三五九	九、二三四	六、五三〇	三、七五二	一、五四六
八週間	七、九六二	九、一七一	七、五一七	五、三五〇	三、一三七	一、三〇九
九週間	六、五一九	七、六〇九	六、三二九	四、五四五	二、六八九	一、一二五
一〇週間	五、四六七	六、四一四	五、四八四	三、九〇一	二、三七一	九八六
一一週間	四、五九七	五、五八五	四、七七四	三、四一六	二、一〇〇	八八三
一二週間	三、九七〇	四、八四〇	四、二〇八	二、九九九	一、八七〇	七九四
一三週間	三、四六一	四、二六九	三、七一二	二、六六六	一、六七〇	七二九
一四週間	二、九八七	三、七四五	三、二九三	二、三六二	一、五一七	六七二
一五週間	二、五七六	三、二五六	二、八九五	二、一一一	一、三二四	六〇四
一六週間	二、二八五	二、八九六	二、六〇九	一、九二〇	一、二〇九	五七〇
一七週間	二、〇二三	二、五九二	二、三六七	一、七四一	一、一〇五	五三〇
一八週間	一、八四三	二、三二九	二、一六三	一、五九七	一、〇三〇	四五〇
一九週間	一、六七〇	二、一三一	一、九八〇	一、四八一	九六三	四六四
二〇週間	一、五〇二	一、九二四	一、八二七	一、三七七	九〇六	四三七
二一週間	一、三八一	一、七七三	一、六七四	一、二七七	八四五	四一六

	一五歳—二四歳	二五歳—三四歳	三五歳—四四歳	四五歳—五四歳	五五歳—六四歳	六五歳—七四歳
二二週間	一、二五三	一、六五二	一、五五五	一、一六三	八〇二	三九一
二三週間	一、一六三	一、五〇八	一、四四三	一、〇六三	七五三	三六〇
二四週間	一、〇六〇	一、三八八	一、三六四	九九二	七〇〇	三四五
二五週間	九七五	一、二五九	一、二五五	九一〇	六五四	三三一
二六週間	九〇一	一、一三一	一、一八一	八三五	六〇五	三〇七
二七週間	八三八	一、〇四一	一、〇九九	七七九	五七六	二九四
二八週間	七八八	九五五	一、〇四〇	七三七	五三二	二七五
二九週間	七五三	八八五	九七九	七〇七	五〇六	二六三
三〇週間	六九八	八二二	九二七	六五九	四九一	二五六
三一週間	六六一	七六三	八五三	六三五	四七〇	二五三
三二週間	六一七	七〇一	八〇四	六一一	四五一	二三八
三三週間	五八〇	六六三	七四七	五八二	四四一	二三一
三四週間	五三七	六〇九	六九七	五五八	四二五	二一八

第五表ノ二　疾病序列表（女子強制加入者）

	一五歳—二四歳	二五歳—三四歳	三五歳—四四歳	四五歳—五四歳	五五歳—六四歳	六五歳—七四歳
一日	六二、三三五人	三六、八〇五人	一〇、五〇三人	五、三二四人	二、〇四三人	六三七人
二日	六一、九五七	三六、六六二	一〇、四六七	五、二一〇	二、〇四〇	六三二
三日	六一、七三六	三六、五七六	一〇、四三四	五、一九七	二、〇三五	六三一
四日	六一、二二五	三六、四四一	一〇、三七二	五、一七七	二、〇二八	六二九
五日	五九、〇五八	三五、七七四	一〇、一三三	五、〇七七	二、〇〇六	六二三

	一五歳―二四歳	二五歳―三四歳	三五歳―四四歳	四五歳―五四歳	五五歳―六四歳	六五歳―七四歳
六日	五五、五九四	二四、五六八	九、七〇四	四、八九六	一、九五八	六〇三
七日	五一、三三四	二三、九七六	九、一〇五	四、五八七	一、八六二	五七三
二週間	四八、六三一	二二、九八六	八、七四二	四、四〇三	一、七八四	五五六
三週間	二九、九六二	一四、七一三	五、九一二	二、九八二	一、三〇六	四四七
四週間	二〇、一四〇	一〇、一九九	四、一二七	二、〇五九	九二三	三四四
五週間	一三、九八四	七、三六一	二、九八〇	一、四六二	六八七	二五九
六週間	九、九六九	五、四八七	二、二四一	一、〇九三	五〇二	二〇六
七週間	七、四七八	四、二六五	一、七七二	八八三	四〇二	一六六
八週間	五、七〇二	三、四〇三	一、四三〇	七二二	三三四	一三三
九週間	四、五五八	二、七三三	一、一八八	五八六	二八四	一一七
一〇週間	三、六六二	二、二七六	九八六	五一三	二三二	一〇五
一一週間	三、〇三六	一、九二〇	八三四	四三七	二〇八	九五
一二週間	二、五四六	一、六四六	七一九	三八一	一八六	八八
一三週間	二、一四五	一、四〇六	六三三	三四五	一六四	八〇
一四週間	一、七八二	一、一八二	五四六	三〇四	一三七	七四
一五週間	一、五〇七	一、〇〇〇	四六九	二五八	一二六	六六
一六週間	一、二九七	八九八	四三〇	二四〇	一〇八	六三
一七週間	一、一四〇	八〇四	三九〇	二一七	九三	六二
一八週間	一、〇二三	七三九	三五四	一九八	八二	七一
一九週間	九〇三	六六六	三二六	一七七	七八	五六
二〇週間	八〇三	五九九	二八九	一六一	七三	五三
二一週間	七〇九	五四五	二六一	一五三	六八	四六
二二週間	六三九	四九七	二四九	一三七	六七	四二
二三週間	五七一	四四九	二三一	一三一	六四	四〇
二四週間	五一九	四一二	二二一	一二五	五九	四〇
二五週間	四八二	三七六	一九五	一一五	五七	三七
二六週間	四四一	三五〇	一八四	一一〇	五一	三七
二七週間	四一〇	三二六	一七三	一〇九	四五	三五
二八週間	三六三	三一三	一六六	一〇八	四三	三五
二九週間	三四四	二九二	一五一	一〇七	三六	三四
三〇週間	三〇六	二八〇	一四六	一〇五	三五	二八
三一週間	二七八	二六〇	一三五	一〇三	三五	二七
三二週間	二六六	二四七	一二七	一〇二	三四	二七
三三週間	二四三	二三四	一二六	一〇一	三四	二七
三四週間	二二七	二二八	一二六	九七	三四	二五

右の表は一定の患者あるときは一日一日治癒又は死亡に依て漸次日數の經過するに從ひ減少し行き幾月の後患者が何人殘るかを示すものであつて男子の分の表に付て說明するときは例へば三十五歳乃至四十四歳の人が最初の日には六九、三六三人あつたものが二日目には六八、九八六人となり七日目には五四、九二五人となり三週間目には二〇、三四八人十週間目には五、四八四人となり三十四週間目には六九七人に減少し僅かに百分の一だけが殘ることゝある、凡ての疾病は大體に於て三ケ月に治癒するものであつて六ケ月以內には殆んど全部治癒に至るものなることを知る。

右の表は健康保險に於て最初三日間の待期を置いて休業手當金を支給しないとすれば支給額が幾何となるか又七日の待期を置けば支給額幾何となるか或は六ケ月を起えて手當金を支給せざるものとせば幾何の影響あるかを知る爲に用ひらるゝのである。

次に第四表の男子强制加入者に基いて或る期間までの延人員を一〇〇として其の前後の期間に對する延人員を之に比例して表はしたるものを揭ぐることゝする。

第六表　疾病日數削減表（男子强制加入者）

	一五歲―二四歲	二五歲―三四歲	三五歲―四四歲	四五歲―五四歲	五五歲―六四歲	六五歲―七四歲
一日	五・九	四・八	四・〇	三・四	二・七	二・〇
二日	一一・八	九・六	八・〇	六・七	五・三	四・〇
三日	一七・六	一四・四	一一・九	一〇・〇	七・九	六・〇
四日	二三・四	一九・一	一五・八	一三・三	一〇・五	八・〇
五日	二八・八	二三・五	一九・五	一六・五	一三・〇	一〇・〇
六日	三三・六	二七・五	二三・〇	一九・五	一五・四	一一・九
七日	三七・八	三一・一	二六・二	二二・三	一七・七	一三・七
二週間	四五・六	三七・八	三二・一	二七・六	二二・一	一七・五
三週間	五一・五	四三・四	三七・四	三二・八	二六・八	二一・四
四週間	五六・三	四八・三	四二・二	三七・七	三一・四	二五・七
五週間	六〇・四	五二・七	四六・五	四二・二	三五・七	二九・八
六週間	六四・〇	五六・六	五〇・四	四六・四	三九・八	三三・九
七週間	六七・二	六〇・一	五四・一	五〇・三	四三・七	三七・九
八週間	七〇・一	六三・四	五七・六	五四・〇	四七・五	四一・八
九週間	七二・八	六六・四	六〇・九	五七・五	五一・一	四五・五
一〇週間	七五・三	六九・三	六四・〇	六〇・八	五四・七	四九・一
一一週間	七七・六	七二・〇	六七・〇	六四・〇	五八・二	五二・七
一二週間	七九・八	七四・六	六九・九	六七・一	六一・六	五六・二
一三週間	八一・八	七七・一	七二・七	七〇・〇	六四・九	五九・七
一四週間	八三・七	七九・四	七五・三	七二・八	六八・一	六三・二
一五週間	八五・五	八一・六	七七・八	七五・五	七一・〇	六六・五
一六週間	八七・一	八三・七	八〇・二	七八・一	七三・七	六九・九
一七週間	八八・七	八五・七	八二・五	八〇・六	七六・五	七三・一
一八週間	九〇・二	八七・六	八四・七	八三・一	七九・三	七五・八
一九週間	九一・六	八九・四	八六・九	八五・四	八二・〇	七八・六
二〇週間	九三・〇	九一・一	八九・〇	八七・八	八四・七	八一・八
二一週間	九四・三	九二・八	九一・〇	八九・九	八七・四	八五・〇
二二週間	九五・五	九四・四	九二・九	九二・一	九〇・〇	八八・二
二三週間	九六・七	九五・九	九四・七	九四・二	九二・六	九一・二
二四週間	九七・八	九七・四	九六・五	九六・二	九五・一	九四・二
二五週間	九八・九	九八・七	九八・二	九八・〇	九七・六	九七・一
二六週間	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二七週間	一〇一・〇	一〇一・三	一〇一・七	一〇一・八	一〇二・三	一〇二・九
二八週間	一〇二・〇	一〇二・五	一〇三・四	一〇三・六	一〇四・五	一〇五・七

	一五歳—二四歳	二五歳—三四歳	三五歳—四四歳	四五歳—五四歳	五五歳—六四歳	六五歳—七四歳
二九週間	一〇三・〇	一〇三・六	一〇五・〇	一〇五・三	一〇六・七	一〇八・五
三〇週間	一〇三・九	一〇四・七	一〇六・六	一〇七・〇	一〇八・九	一一一・三
三一週間	一〇四・八	一〇五・八	一〇八・一	一〇八・七	一一一・一	一一四・二
三二週間	一〇五・七	一〇六・八	一〇九・六	一一〇・四	一一三・三	一一七・〇
三三週間	一〇六・六	一〇七・八	一一一・〇	一一二・〇	一一四・五	一一九・八
三四週間	一〇七・四	一〇八・七	一一二・四	一一三・六	一一七・七	一一三・五

右の表は二十六週(六ケ月)迄の延人員を一〇〇とし其の前後の期間に對する延人員を比例して計算したものであつて若し此の表に依り我國の健康保險の給付期間(六ケ月)に一致せしめ又待期(三日)を控除したるものに一致せしむる爲には第四表の一疾病の平均疾病日數が幾何減少するかを計算することが出來る譯である。參考の爲左に我國の工場及鑛山に於ける休業日數を掲載す。本表は三日の待期を置き又百八十日にて打切りたるものである。

次に我國に於ける職工及鑛夫の休業日數は左の如くである。

第七表　職工及鑛夫ノ休業平均日數(大正十一年調査)

種別	業務外ノ傷病			業務上ノ傷病			合計		
	男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均
職工	二・八日	四・八日	三・六	二・三日	一〇・二日	一・五	四・〇日	四・九日	三・一
鑛夫	三・四	二・三	三・三	四・二	二・三	三・八	七・五	四・六	七・〇

(ロ)　療養平均日數

療養平均日數は被保險者一人當り一年間疾病負傷の爲に休業と否とに拘らず幾日療養を爲すかと云ふことである即ち被保險者數を以て一年間に疾病負傷の爲に療養を要したる總日數を除して得たる數である、療養平均日數は休業平均日數の休業が療養となりたる場合に過ぎない。故に休業平均日數に準じて之を求めらるゝのであるが此の療養日數は休業日數に比較して調査困難なる事情があつて正確なる調査資料に乏しく種々の方法に依り推算せらる、(註)外國の保險に於ても療養日數の調査したものはあるけれども一般的に調査したものはないのである而して局部的のものとしては軍隊の疾病統計學校工場等の寄宿舍の疾病統計より資料が得らるゝものである。

(註)一七八九年プライス氏の發表せるところに依れば年齡三十二歳の者の傷病率は $365\times\frac{1}{48}=7.6$ なり

故に三十二歳の者の傷病率は $365\times\frac{1}{48}=7.6$ なり

又ペッテンコーエル氏の推算に依れば死者一人に付患者三十四人ありて患者一人平均罹病日數二十日なりと謂ふ、今本邦死亡率を千分の二一、二(大正十三年)とせば

$$21.22\times20\times34\div365=39.5$$

故に本邦人口千人に付約四十人の患者がある譯となる。

又或る工場又は鑛山に於ける療養日數を調査するには特定日に工場從業員全部に付健康診斷を行ふことに依つて療養日數を知ることが出來る、即ち常に療養を受くべき人員が同一割合丈け存在するものと假定せば特定時期に於て療養を要する程度の人員を調査し之と從業員數との割合を求むるときは或る特定の人員に對し常に療養を受け居る者何人あるかを知ることが出來る。

又過去數ヶ月間新疾病者が平等に發生し且つ同一の割合で治癒したりと假定すれば調査の日に現在する傷病者を傷病の日より調査當日までの日數に依り分類して傷病の爲の療養日數別統計が作れる譯である、參考の爲左に我國鑛山に於ける療養平均日數を揭載する。

第八表　鑛山從業者ノ療養平均日數(大正十一年調査)

種別		業務外ノ傷病			業務上ノ傷病			合計		
		男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均
職員		一六・三日	五・二日	一六・一日	二・〇日	—	一・九日	一八・三日	五・二日	一八・〇日
鑛夫		二・四	七・七	一〇・八	九・八	五・六	九・一	二一・二	一三・三	一九・九

(八)平均死亡率

平均死亡率に付ては死亡生殘表に依つて比較的正確なる數が得らるゝものである。死亡生殘表に依つて工場又は鑛山の從業員の平均死亡率を算定するには從業者の年齡每の人員に其の年齡の死亡率を乘じたるもの〻總を總人員にて除して得らるゝか工場及鑛山に於ける實際の平均死亡率を調査したる所に依れば其の平均死亡率は死亡生殘表に依つて計算したる平均死亡率に比し遙に低率である右は多分其の死亡に至る前に多くの者は解雇せられるものであるから工場鑛山の死亡統計には計上せられざれども之を包含せしむるときは相當高き死亡率なるやも知れざれども之等は健康保險實施の結果に依つて判明すべきものである。

第九表　職工及鑛夫ノ死亡率(千人に付)

職工	男	女	平均	備考
染織工場	三・四五	六・〇一	五・五八	各工場より提出せる大正八年負傷疾病月報に據る
機械器具工場	五・〇〇	六・五九	五・二五	
化學工場	四・七〇	七・二六	五・四二	
雜工場	三・五一	—	二・八七	
特別工場	八・二七	一二・三二	八・六三	
平均	四・六二	六・〇四	五・五一	

鑛夫	男	女	平均	備考
金屬山	七・二四	一・五七	二・五六	大正七、八年鑛夫の災害及死傷病者に關する調査による
石炭山	八・二八	四・八六	七・三三	
石油山	五・〇四	一・三六	四・七〇	
其ノ他	二・一九	〇・〇九	二・〇九	
平均	七・七五	四・四一	六・九七	

(二)平均分娩率

我國に於ける生産に關する統計に付ては、日本統計年鑑、其の他內閣統計局に於て發行する諸書に種々の統計が載つてゐる次の表は列國に於ける最近の生産率であつて人口千人に對し何人出生するかの割合である即ち人

國	名	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
西		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
和		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
丁		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
瑞		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
典		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
伊		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
佛		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
英		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
日		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五
本		三五・七	三五・六	三五・四	三四・八	三四・六	三四・五

第十表　列國ノ出産率人口千人ニ付ク大正十一年帝國人口動態統計記述編ニ依ル

次ニ我國ノ累年ノ出産率ノ割合ヲ左ニ掲ク。

第十一表　我國ノ出産率人口千人ニ付ク

年次	出産	年次	出産
大正五年	三六・二	大正八年	三四・九
大正六年	三五・二	大正九年	三四・八
大正七年	三四・三	大正十年	三四・五

第十二表　有夫者出産率（千人ニ付ク）外國ノ分ハ Annuaire international de Statistique ニ依ル）

國名	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
日本	三三・七	三三・一				
英吉利	三三・七	三三・二				
佛蘭西	三四・二	三三・三				
伊太利	三四・六	三四・五				
瑞典	三五・二	三四・八				
丁抹	三五・四	三五・二				
和蘭	三五・六	三五・四				
瑞西	三五・六	三五・四				
西班牙	三五・七	三五・六				

以上は人口總數に對する出産の割合なるが更に有夫者の中十五歳以上五十歳未滿の者に對する出産率を左に掲ぐ。

國名	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
日本	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三
英吉利	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二
佛蘭西	一四六	一四九	一五二	一五五	一五八	一六一
伊太利	一四六	一四九	一五二	一五五	一五八	一六一
瑞典	二四八	二五〇	二五二	二五四	二五六	二五八
丁抹	二四六	二四八	二五〇	二五二	二五四	二五六
和蘭	二四六	二四八	二五〇	二五二	二五四	二五六
瑞西	二四三	二四四	二四六	二四八	二五〇	二五二
西班牙	一四三	一四四	一四六	一四八	一五〇	一五二

備考　一九一〇年ノ分ハ一九一一年ノ分ヲ代用ス

猶參考の爲我國工場及鑛山有夫從業者の出産率を左に掲ぐ。

年次	出産	年次	出産
大正二年	二五〇	大正六年	二四九
大正三年	二四八	大正七年	二〇三
大正四年	二四六	大正八年	一七六
大正五年	二五〇	大正九年	一九〇六
		大正十年	一九一五

第十二表　職工及鑛夫分娩率（千人ニ付）

種別	有夫者數	分娩數	分娩率	備考
工場	三一、四九六	四、六一六	一四七	工場數一四、六七八ニ付大正七年七月ヨリ大正八年六月ニ至ル一年間ノ調査
鑛山	一三、九六三	二、三一六	一六六	鑛山數二八ニ付大正八年十月ヨリ大正九年九月ニ至ル一年間ノ調査

右に依るときは工場及鑛山に於ける從業者の分娩率は全國有夫者の分娩率に比し低しと雖も姙娠して分娩間際に職工又は鑛夫たらざるに至る者も相當多數に上るべく之等の計數が含まれて居ないことも其の原因の一つであると推定せらる。

次に出生なる事實は母の年齢にも父の年齢にも關係あるものなれども玆には母の年齢に依る出生率を左に掲ぐることゝする。

第十三表　有夫者年齢階級別出産率（百人ニ付）（Fritzing ニ依ル）

年齢	伯林 一九〇〇—〇一	瑞典 一八八一—九〇	佛蘭西 一九九二—九七	ザクセン 一八七四—八三	奥地利 一九〇〇—〇一	丁抹 一八九五—一九〇〇
一五歳以上—二〇歳未滿	五七・一	五〇・八	三九・五	七〇・九	三六・七	六二・〇
二〇歳以上—二五歳未滿	三九・六	四四・八	三一・七	五四・九	四〇・三	四五・七
二五歳以上—三〇歳未滿	二七・〇	三七・五	二四・八	四三・八	三八・二	三七・一
三〇歳以上—三五歳未滿	一八・七	三三・二	一七・八	三三・二	二七・一	二八・〇
三五歳以上—四〇歳未滿	九・六	二五・六	一一・三	二四・七		二〇・八
四〇歳以上—四五歳未滿	三・五	一四・六	四・九	六・三	六・六	一〇・二
四五歳以上—五〇歳未滿	〇・四	二・二	〇・七			一・二
平均	一八・四		一七・〇	二七・七	二四・四	

出産に關する統計中には死産を含むや否や出産屆の勵行せらるるや、否やに依つて出産率に異動を生ずるものなるに依り注意を要する我國の健康保險に於ては出産率の外(一)女子被保險者總數の有夫の割合、及(二)出産前後の休養日數を知ることを要するものである。

(3)　一日一人當療養費用

療養の給付費の計算に付ては平均療養日數の外療養費用を豫定することを要する此の療養の費用算定に付ては種々研究すべき事項が多いのである。

(イ)　療養の給付の範圍の如何に依つて療養費用の額に影響あることは勿論であるが我國の健康保險の療養給付の範圍は左の如くである（健康保險法施行令第七十四條）。

(一)　診察
(二)　藥劑及治療材料の支給
(三)　處置、手術其の他の治療（緊急の場合は保險者に於て必要ありと認むる場合を除くの外之に要する費用一回二十圓を限度とす）
(四)　看護（保險者必要ありと認むる場合に限る）
(五)　被保險者の移送（保險者必要ありと認むる場合に阪る）

以上の外療養上必要ありと認むるときは被保険者を病院に收容することを得るものなるが故に大體に於て疾病負傷の爲の治療の全部を含まれて居る譯である（註）。

註

獨逸

入院治療、實物給付（レントゲン診察及治療、醫療的體操、整形外科的治療、電氣溫浴治療吸入、アッサージ等）及移送ヲ除キタル總テノ療養ノ給付ヲ包含ス（一九二四年契約準則）

英國

入院治療、立會醫及專門醫ノ勞務ヲ含マス

開業醫カ私的診療ノ患者ニ對シテ通常行ハルル程度ノモノナリ換言スレハ特種ノ部門ニ付特別ノ熟練ヲ積メル醫師ニ依リテ行ハルル醫療ハ之ヲ包含セス

例ヘハエックス線診斷、病理及細菌ノ調査ハ醫療給付中ニ包含セス又頭部手術、腹部切開、接骨手術、四肢切斷其ノ他ノ手術ニ際シ手術者及麻酔係以外ニ醫師ノ助力ヲ要スル程度ノ大手術ヲ包含セス

附加給付、組合カ任意ニ附加的給付ヲ爲スコトアリ、例ヘハ齒科醫術、眼科醫術、眼鏡、義手義足、松葉杖外科靴看護入院治療等ナリ

診療の方法たるや千差萬別にして個々の場合に付て其の費用を一々計算することは到底不可能のことに屬することを以て範圍を大別分類して豫定するか或は全部を包括して豫定する外はない。

例へば醫師に支拂ふ費用と醫師以外即ち看護移送に要する費用とに區別して又醫師に支拂ふ費用を醫師と齒科醫師とに區別して更に醫師に付て醫師報酬、藥劑及治療材料及入院治療の費用に齒科醫師に付ては治療充塡補綴等の費用に分類して一年間の療養の給付費用の全部を豫定する、之が爲め工場鑛山の附屬病院、開業醫、病院の實績、共濟組合の療養費の實績等に依り推定することが出來る醫師の收入支出の狀況人口數と醫師數との關係より醫師一人の標準收入を算定することに依り又亦外國の健康保險の實績に依りて推定することも出來る。註

註　療養給付費ハ療養日數ト一日ノ療養費ノ乘積ニ依ツテ大體之ヲ推定スルコトヲ得ヘシト雖モ療養日數ハ一日ノ療養費トハ各獨立ニ考慮スルトキハ無意味ノモノテアツテ相關的ニ考慮スヘキモノテアル唯便宜上之ヲ區別シテ說明シタニ過キナイノテアル此ノ點ニ付テハ他日ノ機會ニ詳記スル

ロ、療養の給付費用は醫療組織の如何に依つて大なる差異を生ずる（醫療組織の項參照）。

(4)　平均標準報酬日額

保險料及保險給付の額を決定するには標準報酬に依り算定するものであつて標準報酬は被保險者の報酬日額に基き十六級に定められて居る（健康保險法第三條健康保險法施行令第三條參照）

平均報酬日額は標準報酬の各等級別に分類したる被保險者數に依り算定するを理想とする、被保險者總數を n とし第一級より第十六級に至る迄の標準報酬日額を、W_1 W_2 W_3 ……W_n とし之に對する被保險者數を夫々 N N_1 N_2 N_3 ……N_{16} とせば平均標準報酬日額 W は次の如くしてある。

$$W=\frac{n_1w_1+n_2w_2+n_3w_3+\cdots\cdots+n_{15}w_{15}}{n}$$

又從來の統計の事實に基き標準報酬の等級別に依らずして算定する場合は標準報酬日額に成るべく一致せしむる爲に報酬日額三十五錢未滿は凡て三十錢、三圓七十五錢以上は凡て四圓なること に注意して相當補正することを要し又、報酬の範圍及報酬日額の算定の方法に付ては健康保險法令の規定に一致する如く相當補正することを要す。

(5)　保險料の算式

或る被保險者の標準報酬日額を n とし保險料率を R とすれば保險料額 P は次の如し。

$$P = Ru \quad \cdots\cdots\cdots\cdots (1)$$

今被保險者總數を n とし第一級より第十六級に至る標準報酬日額を W_1 W_2 W_3 …… W_{16} とし之に對應する被保險者數を夫々 n_1 n_2 n_3 …… n_{16} とせば一日の保險料總額は次の如くになる。

$$R(n_1w_1 + n_2w_2 + n_3w_3 + \cdots\cdots + n_{16}w_{16}) = \sum_{K=1}^{K=16} (n_Kw_K) \quad \cdots\cdots\cdots (2)$$

次に一年間に保險料を徴收し得べき日數は傷病手當金及出産手當金の支給を受くる期間 T を、一年の日數より控除したる日數である。故に一年間の保險料總額は

$$\sum_{K=1}^{K=16} (n_Kw_K) R(365 - T) \quad \cdots\cdots\cdots (3)$$

又一方一年間に要する保險給付費を S とし、事務費、其の他の附加額、積立金資源、及國庫負擔金を夫々 A、B、及 C とし、何れも保險給付費 S の一定割合と假定すれば一年間の費用總額は次の如し。

$$S(1 + A + B - C) \quad \cdots\cdots\cdots (4)$$

然るときは(3)式と(4)式とは等値なるを以て次の關係式を得。

$$\sum_{K=1}^{K=16} (n_Kw_K) R(365 - T) = S(1 + A + B - C)$$

故に保險料率 R は次の如し。

$$R = \frac{S(1 + A + B - C)}{\sum_{K=1}^{K=16} (n_Kw_K)(365 - T)} \quad \cdots\cdots\cdots (6)$$

上式の S は療養の給付費 S_1 傷病手當金 S_2 埋葬料 S_3 分娩費 S_4 出産手當金 S_5 の和である即ち

$$S = S_1 + S_2 + S_3 + S_4 + S_5 \quad \cdots\cdots\cdots (7)$$

故に

$$R = \frac{(S_1 + S_2 + S_3 + S_4 + S_5)(1 + A + B - C)}{\sum_{K=1}^{K=16} (n_Kw_K)(365 - T)} \quad \cdots\cdots\cdots (8)$$

そこで S_1 S_2 S_3 S_4 S_5 は次の値である。

$\left(\begin{matrix}1\text{日ノ}\\\text{費}\end{matrix}\right.\left.\begin{matrix}\text{療養}\\\text{用}\end{matrix}\right)$（療養平均日數）（被保險者數）$\left(\begin{matrix}\text{資格喪失後仍保險給付}\\\text{ヲ受ケ得ヘキ者ノ數}\end{matrix}\right)$

$$S_1 = \{a \times b \times (n + n')\}$$

（百分ノ六十）$\left(\begin{matrix}\text{平均報酬}\\\text{日額}\end{matrix}\right)$（休業平均日數）（被保險者數）$\left(\begin{matrix}\text{資格喪失後仍保險給付}\\\text{ヲ受ケ得ヘキモノノ數}\end{matrix}\right)$

$$S_2 = \frac{60}{100} \times \frac{\sum_{K=1}^{K=16} (n_kw_k)}{n} \times c \times (n + n')$$

（百分ノ四十）$\left(\begin{matrix}\text{平均報酬}\\\text{日額}\end{matrix}\right)$$\left(\begin{matrix}\text{平均休業日數ノ內}\\\text{入院日數}\end{matrix}\right)$$\left(\begin{matrix}\text{主トシテ被保險者ニ依リ生}\\\text{計ヲ維持スル者ナキ者ノ數}\end{matrix}\right)$

$$-\left\{\frac{40}{100} \times \frac{\sum_{K=1}^{K=16} (n_kw_k)}{n} \times c' \times (\alpha^n + \alpha^{n'})\right.$$

（百分ノ二十）$\left(\begin{matrix}\text{平均報酬}\\\text{日額}\end{matrix}\right)$$\left(\begin{matrix}\text{休業平均日數ノ內}\\\text{入院日數}\end{matrix}\right)$$\left(\begin{matrix}\text{主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ}\\\text{維持スル者二人以內ノ數ノ數}\end{matrix}\right)$

$$\left. + \frac{20}{100} \times \frac{\sum_{K=1}^{K=1} (n_kw_k)}{n} \times c' \times (\beta^n + \beta^{n'})\right\}$$

（二十四）（死亡率）$\left(\begin{matrix}\text{平均報酬}\\\text{日額}\end{matrix}\right)$（被保險者數）$\left(\begin{matrix}\text{資格喪失後仍保險給付}\\\text{ヲ受ケ得ヘキ者ノ數}\end{matrix}\right)$

$$S_3 = 20 \times d \times \frac{\sum_{K=1}^{K=7}(n_k w_7) + \sum_{k=8}^{k=16} \times (n_k w_k)}{n} \times (n + n')$$

（二十圓）（有夫者ノ分娩率）（女子ノ有夫者割合）（女子被保險者數）（資格喪失後保險給付ヲ受ケ得ヘキ女子ノ數）

$$S_4 = 20 \times e \times f \times ({}_r n + {}_r n')$$

（百分ノ六十）（女子平均報酬日數）（有夫者ノ分娩率）（女子ノ有夫者ノ割合）（產前產後休養日數）（資格喪失後仍保險給付ヲ受ル女子ノ數）

$$S_5 = \frac{60}{100} \times \frac{\sum_{k=1}^{k=16}({}_r n_k \; {}_r w_k)}{{}_r n} \times e \times f \times g \times ({}_r n + {}_r n_2')$$

（參照）

保險料率算定例題

（イ）平均被保險者數

	主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者				資格喪失後			
	無キ者	以二內ノ者人	以三上ノ者人	計	傷病ニ關スル給付ヲ受ケル者	死亡ニ關スル給付ヲ受ケル資格アル者	分娩ニ關スル給付ヲ受ケル資格アル者	計
男	一,000	二,000	三,000	六,000	100	六0	—	一六0
女	三,000	八00	二00	四,000	六0	四0	七0	一七0
計	四,000	二,八00	三,二00	10,000	一六0	100	七0	三三0

（ロ）平均標準報酬日額

男	一・五〇〇円
女	七五〇
平均	一・二五〇

（ハ）患者一人一日の平均療養費　七五錢

（ニ）一年間ニ於ケル一人當療養日數　一二日

（ホ）一年間ニ於ケル一人當休業日數　八日

內入院日數　四日

（ヘ）a 女子ノ有夫者割合　一〇〇人ニ付　二五人

b 有夫者分娩率　一〇〇人ニ付　二〇人

產前產後休養日數　七〇日

（ト）死亡率　一〇〇人ニ付　一人

（チ）保險料ノ納付義務ナキ日數　一〇八日

（注意）以上ノ數字ハ假定的ノモノニシテ何等ノ根據ヲ有セサルモノトス

療養費 $S_1 = \overset{円}{.75} \times \overset{人}{12} \times (\overset{人}{10,000} + \overset{人}{160}) = 91,440$

傷病手當金 $S_2 = 0,6 \times \overset{円}{1.20} \times \overset{日}{8} \times (10.000 + 160) - \{.4 \times 1.20 \times 0.4 \times (4,000 + 64) -$

(02×1.20×0.4×(2,800+45)}=57,469

埋葬料 $S_3=0.01\times 20^{日}\times 1.52^{円}\times(10{,}000^{人}+100^{人})=3{,}070$

分娩費 $S_4=20^{円}\times .25\times .20\times(4{,}000+80)=4{,}080$

出産手當金 $S_5=0.6\times .75\times 0.25\times .20\times 70^{日}\times(2{,}000\times 80)=6{,}426$

保險給付費總額 $S=91{,}440+57{,}469+3{,}070+4{,}080+6{,}426=162{,}485^{円}$

今假リニ

$$A=\frac{5}{100}S$$

$$B=\frac{10}{100}S$$

$$C=\frac{10}{100}S$$ (保險給付費カ被保險者一人當リ年二圓ヲ超ユルトキハ二圓ヲ限度トス)

トスレハ

$$保險料率\ R=\frac{163{,}538\times\left(1+\frac{5}{100}+\frac{10}{100}-\frac{10}{100}\right)}{10{,}000\times 120\times(365-10.6)}=\frac{170{,}609}{4{,}250{,}400}=0.0401$$

故ニ保險料率ハ百分ノ四トス

(6) 保險料率及其の計算基礎を示したる書面は左の様式に依るを適當とする

健康保險組合保險料率及其ノ計算基礎

保險料率

被保險者標準報酬日額一圓ニ付何錢何厘ノ割

計算ノ基礎

一 常時ニ於ケル被保險者數

男女別	職員	職工(鑛夫)	其ノ他	計
男				
女				
計				

二 被保險者一人ニ付一年間ニ於テ療養ノ給付ヲ受クル平均日數

男女別	業務上ノ傷病	業務外ノ傷病	計
男			
女			
平均			

三　被保險者一人ニ付療養ヲ受クル一日ノ平均療養費　何程

四　被保險者一人ニ付一年間ニ於テ傷病手當金ヲ受クル平均日數

男女別	業務上ノ傷病	業務外ノ傷病	計
男			
女			
平均			

五　被保險者一年間ニ於ケル死亡率

男　千人ニ付　何人

女　千人ニ付　何人

平均　千人ニ付　何人

六　女子被保險者有夫率

千人ニ付　何人

七　有夫女子被保險者一年間ニ於ケル分娩率

千人ニ付　何人

八　分娩者タル被保險者一人ニ付産前二十八日、産後四十二日ノ間ニ於テ出産手當金ヲ受クル平均日數

何日

九　被保險者千人ニ付資格喪失後保險給付ヲ受ケ得ル資格アル者ノ率

傷病ニ關スル給付　何人

死亡ニ關スル給付　何人

分娩ニ關スル給付　何人

十　被保險者平均標準報酬日額

男　何程

女　何程

平均　何程

十一　標準報酬日額中一圓未滿ノモノヲ一圓ト看做シタル場合ニ於ケル平均標準報酬日額　何程

十二　被保險者一人ニ付一年間ニ於テ保險料ノ負擔義務ナキ平均日數

男　何日

女　何日

平均　何日

十三　保險料率算出順序

記號

R　保險料率

S　保險給付費年額

S_1　療養給付費年額

S_2　傷病手當金年額

S_3　埋葬料及埋葬費年額

S_4　分娩費年額

S_5　出産手當金年額

N　常時ニ於ケル被保險者數

N'　常時ニ於ケル女子ノ被保險者數

U_1　資格喪失後傷病ニ關スル給付ヲ受ケ得ル資格アル者ノ數

U_2　資格喪失後死亡ニ關スル給付ヲ受ケ得ル資格アル者ノ率

U_3　資格喪失後分娩ニ關スル給付ヲ受ケ得ル資格アル者ノ率

W　平均標準報酬日額

W'　女子ノ平均標準報酬日額

W_1　標準報酬日額中一圓未滿ナルモノヲ一圓ト看做シタル場合ニ於ケル平均標準報酬日額

T　被保險者一人ニ付一年間ニ於テ保險料ノ負擔義務ナキ平均日數

A　保險給付費額ニ對スル準備金積立資源額ノ割合

B　保險給付費額ニ對スル事務費及保健施設費ノ割合

C　保險給付費額ニ對スル國庫負擔金額ノ割合

a　被保險者一人ニ付療養ヲ受クル一日ノ平均療養費額

b　被保險者一人ニ付一年間ニ於テ療養ノ給付ヲ受クル平均日數

c　被保險者一人ニ付一年間ニ於テ傷病手當金ヲ受クル平均日數

d　被保險者一年間ニ於ケル死亡率

e　女子被保險者有夫率

f　有夫女子被保險者一年間ニ於ケル分娩率

g　分娩者タル被保險者一人ニ付産前二十八日、産後四十二日ノ間ニ於テ出産手當金ヲ受クル平均日數

計　算

療養給付費年額

$$S_1 = a \times b \times (N + N \times U_1)$$

傷病手當金年額

$$S_2 = W \times 0.6 \times c \times (N + N \times U_1)$$

埋葬料及埋葬費年額

$$S_3 = W_1 \times 20 \times d \times (N + N \times U_2)$$

分娩費年額

$$S_4 = 20_{円} \times e \times f \times (N' + N \times U_3)$$

出産手當金年額

$$S_5 = W' \times 0.6 \times e \times f \times g \times (N' + N \times U_3)$$

保險給付年額

$$S=S_1+S_2+S_3+S_4+S_5$$

保險料率

$$R=\frac{S\times(1+A+B-C)}{N\times W\times(365-T)}$$

注意

一、「計算ノ基礎」の「保險料率算出順序」の「計算」は實數の上に記號を冠して記載すること例へば$\left[\frac{S}{12.350_3}\right]$$\left[\frac{N}{700\lambda}\right]$等の如し

二、業務の種類に依り異る保險料率を定むるものに在りては計算基礎は各保險料率に依り區分して記載すること

三、保險料率は千分率に止むること

四、計算の基礎と爲りたる材料が特に調査したるものなるときは其の調査の方法、期間及時期を附記し又他の材料を利用したるものなるときは其の出所を附記すること

第二章　醫療組織

一、總說

健康保險に於ては被保險者の負傷、疾病に對して療養の給付即ち醫療を加ふる事を主要なる目的として居る。從つて此の醫療を爲す組織の良否如何は保險實施上至大の關係を有するものである。而して此の醫療組織が良好なる效

を擧ぐる爲めの條件としては左の如きものを擧げることが出來る。

(1) 迅速に療養が加へらるゝこと。傷病は不時に發生し屢々重篤な狀態に陷るのであるから醫療を受くることは迅速を尊ばねばならぬ場合が多いのである。

(2) 便宜に醫療機關が利用され得ること。被保險者が療養を受くるに當つては勞働時間の餘暇を利用するが如き場合が多いのであるから事業場、被保險者居住附近に相當多數の醫師(齒科醫師を含む)が分布されて居ることを必要とする。

(3) 被保險者の好む醫師の診療を受け得ること。傷病の診療に當りては患者の精神狀態が健康恢復上大なる影響を及ぼすものであるから醫師でさへあれば誰でも良いと云ふ譯には行かない場合が多い。患者は自己の信賴する醫師ならば其の人の門を潜つた丈けでも將又其の人の顏を見た丈けでも傷病の輕快又は治癒したるが如き感を懷く場合さへあるのである。

之に反して自己の信賴せざる醫師に貴重なる自己の身體生命を托する事を欲せざるものである。故に被保險者に對しては醫師の自由選擇を爲し得る樣認むるのが至當である。(令七五、七六)

如上の條件を充す爲には被保險者の分布狀況に應じ相當多數の醫師、齒科醫師を保險醫に指定し被保險者をして其の便宜及希望に從ひ醫師を選擇し得るの餘地を十分に與へなければならない。藥劑師に付ても同樣である。

二、醫療組織構成方法

此の醫療組織を作るに如何なる方法に依れば良いかと云ふに大體四つの方法がある。

(1) 一定の俸給を以て保險者が專任醫師を置くもの。

(2) 少數の特定囑託醫を置くもの。

(3) 保險醫希望の總ての醫師を囑託し置くもの。

(4) 醫師會齒科醫師會等の團體と契約して其の所屬會員の全部又は其の多數を保險醫と爲すもの。

右の中(1)及(2)は被保險者の選擇し得る醫師の範圍狹きに失する嫌あるのみならず費用の點に於ても不都合の場合がある。(3)の如き多數の醫師を各地に囑託し置くことは大體に於て(1)(2)の方法よりも良いのであるが事務の繁雜を來す弊がある。(4)の如き方法を採れば先づ以上の各方法中最も自由選擇主義に適して居るのみならず事務も簡便である。故に政府に於ては此の方法を採用し全國に亙り(法施行區域全體)特別の事情ある者を除外したる一般開業醫師齒科醫師を保險醫に藥劑師を保險藥劑師に指定したのである。

三、醫療組織の標準

健康保險組合に於ても政府と同樣事情の許す限り大多數の醫師齒科醫師を指定し被保險者に保險醫を自由に選定し得る樣にすべきであるが健康保險組合を設置せる工場、事業場等に於ては相當の設備を有する附屬病院を有するものあり且其の被保險者に付ては工場、事業場の附屬寄宿舍に常時寄宿せる者と自宅より通勤せるものとあるべく又通勤者中にも工場、事業場附近に住居するものと相當距離より日々通勤するものとあるべく種々の事情がある。從つて工場、事業場或は組合專屬の診療所、病院等の組織ある場合は之に依りて被保險者が診療を受くるを便宜とする場合も有り得べく又工場、事業場或は組合專屬の診療所、病院に於て診療を受くることを不便とする場合も相當に多きこと、考へらるゝのである。

而して工場、事業場に於ける醫療の施設は相當完備したるものも有ることは勿論であるが多數の工場、事業場に於ては他の施設に比して極めて其の進步改善は遲々たるものがある。僅かに救急處置を爲すに過ぎざる極めて簡單なる施設程度のものもあり、或は治療所又は病院と稱しながら治療所なり病院と認め難きものもある。かくの如き施設を以て被保險者に對する唯一の診療機關とすることは甚だ不適當である。

又工場、事業場に完備せる附屬病院がありとするも其の寄宿被保險者又は附近居住被保險者中にも保險醫を他に選定するものあるべく殊に遠方よりの通勤者にとりては組合に於て附屬病院の醫師のみ一、二名だけ指定してある場合は甚だ不便を感ずべく斯かる指定は法令の自由選擇主義にも副はないもの と考へられる。以上のことは藥劑師に付ても同樣である。

右に述べたる諸點に鑑み社會局に於て組合醫療組織整備の標準を左の如く定めた。

一、健康保險組合其の被保險者の診療を爲すに適當なる組合專屬の診療機關を有し又は工場若くは事業場附屬の診療機關を利用し得る場合に於ては其の工場又は事業場に寄宿せる被保險者及其の工場又は事業場に近接して住居する被保險者に付ては其の診療機關に依り療養の給付を爲すことを得ること此場合に於て特に專門的診療を要するときは又は被保險者より正當の事由に因る請求ありたるときは組合專屬の診療機關又は工場若くは事業場附屬の診療機關以外醫師又は齒科醫師の診療を受け得る樣組織すること。

健康保險組合專屬の診療機關又は工場若くは事業場附屬の診療機關ある場合に於ても通勤する被保險者に付ては其の數及地域的分布狀況等を參酌し別に一般醫師又は齒科醫師に就き任意に診療を受け得る樣其の診療機關を組織すること。

二、健康保險組合其の被保險者の診療を爲すに適當なる專屬の診療機關を有せず又は工場若くは事業場附屬の診療機關を利用し得ざる場合に於ては被保險者が一般の醫師又は齒科醫師につき任意に醫師又は齒科醫師を選定し其の診療を受け得る樣診療機關を組織すること。

三、被保險者其の歸鄕地に於て療養を爲す場合にも現實なる療養の給付を受け得る爲め被保險者多數出身したる地方

に在りては可成其地方一般の醫師及歯科醫師に付き醫療を受け得る様豫め組織し置くこと。

四、參考事項

(1) 政府の健康保險に於ける醫療組織

(イ) 醫師の診療に關しては日本醫師會をして引請けしめ其の報酬は毎月之を支拂ふこととし其の額は金七圓四十二錢六厘七毛の十二分の一に相當する金額に其の月初現在に於ける被保險者（資格喪失後療養を受くる者を含む）數を乘して得たる額より政府に於て診療を委託したる官公立病院及藥劑師に支拂ふべき其の月分の報酬額を控除したる額とし尚健康保險法第四十八條の規定に依る被保險者の診療に對する報酬は醫師會報酬規程定額又は普通報酬額の三分の一減にて契約した。而して醫師會に於ては其の定めたる方法に依り各醫師の診療點數を計算し之に應じて政府より受けたる報酬額を各醫師に分配する、契約書、覺書、及點數計算規程左の如し。

契約書

健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ノ診療（齒科診療ヲ除ク）ニ關シ政府ト日本醫師會トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　日本醫師會ハ本契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ノ疾病又ハ負傷ノ診療ヲ引請クルモノトス但シ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條　日本醫師會ハ前條ノ診療ヲ爲ス爲私立ノ診療所ニ於テ診療ニ從事スル醫師ニ付診療擔當者ヲ定メ被保險者ノ診療ニ支障ナカラシムルモノトス

第三條　診療擔當者ノ診療ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ診療所々在地ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及其ノ管轄區域內ニ住所ヲ有スル被保險者トス

緊急ノ場合又ハ被保險者カ其ノ屬スル健康保險署ノ署長ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ診療擔當者ハ前項ノ範圍ニ屬セサル被保險者ト雖モ其ノ診療ヲ爲スモノトス

第四條　日本醫師會ノ引請クル診療ノ範圍左ノ如シ

一　診察（往診・宅診及處方箋ノ交付ヲ含ム但シ健康診斷ヲ含マス）

二　藥劑又ハ治療材料ノ支給（治療材料中矯正眼鏡以外ノ眼鏡・松葉杖ノ類ヲ含ム）

三　處置、手術其ノ他ノ治療（轉地療養ヲ含マス）

第五條　日本醫師會ハ診療上必要ニ應シ被保險者ヲ病院ニ收容スルモノトス

日本醫師會前項ニ依リ被保險者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テハ寢具其ノ他ノ設備及賄ヲ供スルモノトス

第六條　政府カ本契約ニ依リ日本醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フ每月分ノ報酬額ハ金七圓四拾貳錢六厘七毛ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其ノ月初日現在ニ於ケル被保險者總數ヲ乘シテ得タル額ヨリ政府ニ於テ診療ヲ委託シタル官公立病院及藥劑師ニ支拂フヘキ其ノ月分ノ報酬額ヲ控除シタル額トス

前項ノ官公立病院又ハ藥劑師ニ支拂フヘキ報酬ノ額ハ政府ノ定メタル方法ニ依リ算定スルモノトス

政府ハ日本醫師會ノ支拂フヘキ每月分ノ報酬ヲ第一項ニ依リ計算ヲ了シタル後遲滯ナク日本醫師會ニ支拂フモノトス

第七條　前條第一項ノ規定ニ依リ計算シタル報酬ヲ日本醫師會ニ支拂ヒタル後政府カ官公立病院又ハ藥劑師ヨリ其ノ月分ノ報酬ニ付請求ヲ受ケタル時ハ天災其ノ他已ムヲ得サル事由アリタル場合ニ限リ其ノ金額ヲ便宜翌月分ノ報酬額ニ算入スルモノトス